

研究 成 果 報 告 書

秦簡・楚簡よりみた中国古代の地域文化の研究

課題番号 15520434

平成15年度～平成18年度科学研究費補助金
(基盤研究(C)) 研究成果報告書

平成20年5月

研究代表者 工藤 元男
早稲田大学文学学術院

はしがき

本研究は、平成14年度に採択された21世紀COE（人文科学部門）“アジア地域文化エンハンシング研究センター”（拠点リーダー：早稲田大学文学部教授・大橋一章）における共同研究の一部を担うものである。この研究プロジェクトは中国四川省を主たるフィールドとして中国文明と地域文化の関係を理論モデルとして構築し、それを周辺の地域文化のケースと比較し、これまで十分には顧みられなかった地域文化に新しい価値を付与し、21世紀に相応しいアジア文化研究の拠点を創ることを目的としたものであった。

そこで本研究では、この研究プロジェクトに対応させ、第一に、秦の六国統一の過程で、秦が最初に進出して占領支配した巴蜀をどのように支配し、その過程でどのようにして巴蜀の地域文化が消滅してゆき、また秦の巴蜀支配の経験がその後の秦漢帝国の支配体制にどのように影響を与えたかを検証するものである。そのさい、本研究においてとくに重視したのは、秦簡・漢簡等の出土文字資料である。これらは後世の編集の手が加わっていない一次資料である。こうした一次資料を利用して、主に二つの方面から秦の巴蜀支配を検討した。一つは秦の地方行政制度としての「道」の役割で、その実態を張家山漢簡「奏讞書」等から検証した。またいわゆる“戎狄”の地とみなされた蜀地が秦人の移民によって開拓されたという文献史料の記事内容を、睡虎地秦簡の秦律を中心とする法制資料によって再検討し、さらにそのような秦人移民墓から出土した青川木牘為田律に関する現地調査を実施した。これらの成果は、本報告書掲載の各論文に反映されている。

第二に、“巴蜀文化”に大きな影響を与えた長江中流域の楚地に注目し、楚の地域文化がどのようにして形成されてゆくのか、その一端を「卜筮祭祷簡」の分析を中心として検証した。卜筮祭祷習俗に代表される楚の地域文化は、しかし戦国後期の秦の抜郢によって消滅し、南郡が置かれ、秦の郡県支配に編入される。その前後から楚墓では「卜筮祭祷簡」に替わって「日書」が登場するようになり、さらに抜郢以後の墓葬からは王家台秦簡・睡虎地秦簡・竜岡秦簡等々の秦簡、および前漢初期の張家山漢簡の漢律や奏讞書が出土している。そのため、秦さらにはこれを継いだ前漢が、楚地をどのように法制支配したかが大きな問題となる。

そこで、本研究ではさらに張家山漢簡「二年律令」・「奏讞書」の研究に着手し、武漢大学・荊州博物館と共に張家山漢簡の赤外線カメラによる竹簡の撮影を実施し、その写真、および新しい釈文と注釈を附したテクストを中国で共同刊行した（彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令與奏讞書』（総405頁、上海古籍出版社、2007年8月）。

以上の研究によって、卜筮祭祷習俗を通じてみた楚の地域文化の形成過程、秦の統一過程における巴蜀支配の実態等を検証したが、この問題は張家山漢簡などの法制資料から今後さらに検討を深めてゆく必要がある。

なお、「“卜筮祭祷簡”所見戦国楚の王權与世族・封君」（楚文化研究会編『楚文化研究論集』第6集、pp.393-405、湖北教育出版社、2005年6月）は、本研究期間内に公表されたものであるが、その内容は、既発表「祭祀儀礼より見た戦国楚の王權と世族・封君一主として「卜筮祭祷簡」・「日書」による一」（『グローバル資本主義と歴史認識』歴史学研究増刊号、no.768、pp.156-163、2002年10月）と重なる部分が多いので、本報告書には収めていない。

研究組織

研究代表者 工藤 元男 (早稲田大学文学学術院教授)
海外共同研究者 陳 偉 (武汉大学人文科学学院教授)

交付決定額 (配分類)

(金額単位: 円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|----------|-----------|------|-----------|
| 平成 15 年度 | 1,400,000 | 0 | 1,400,000 |
| 平成 16 年度 | 700,000 | 0 | 700,000 |
| 平成 17 年度 | 700,000 | 0 | 700,000 |
| 平成 18 年度 | 600,000 | 0 | 600,000 |

研究発表

(1) 学会誌等

- 工藤元男「楚文化圏の卜筮祭祷習俗－上博楚簡“東大王泊旱”を中心に－」(『長江流域文化研究所年報』第4号、pp.9-33、2003年10月)
- 工藤元男「平夜君成楚簡「卜筮祭祷簡」初探－戦国楚の祭祀儀礼－(『長江流域文化研究所年報』第3号、p.15-39、早稲田大学長江流域文化研究所、2005年1月)
- 工藤元男「望山楚簡「卜筮祭祷簡」の基礎的研究」(福井文雅博士古稀・退職記念論集刊行会編『福井文雅博士古稀記念論集 アジア文化の思想と儀礼』所収、pp.5-23、春秋社、2005年6月)
- 工藤元男「“卜筮祭祷簡”所見戦国楚の王権与世族・封君」(楚文化研究会編『楚文化研究論集』第6集、pp.393-405、湖北教育出版社、2005年6月)
- 工藤元男「秦の遷刑覚書」(『日本秦漢史学会会報』第6号、pp.66-92、2005年11月)
- 工藤元男「秦の巴蜀支配と法制・郡県制」(21世紀 COE アジア地域文化エンハンシング 研究センター編『地域文化学の構築』所収、pp.24-52、雄山閣、2006年3月)
- 工藤元男「序文－長江流域の地域文化論をめぐって－」(長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』(アジア地域文化学叢書3) 所収、pp.5-14、雄山閣、2006年11月)
- 陳 偉 (工藤元男訳)「上博楚簡《昭王毀室》等三篇の作者と作品のスタイルをめぐって」
(前掲『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』所収、pp.106-120)
- 工藤元男「九店楚簡「告武夷」篇からみた「日書」の成立」(記念論集刊行会編『福井重雅先生古稀・退職記念論集 古代東アジアの社会と文化』所収、pp.77-98、汲古書院、2007年3月)

(2) 口頭発表

- 工藤元男「“卜筮祭祷簡”所見戦国楚の王権与世族・封君」(楚国歴史文化国際研討会暨湘・鄂・豫・皖楚文化研究会”第八次年会、於中国湖北省宜昌市、2003年10月28

日)

- 工藤元男 「出土文字資料よりみた巴蜀・楚の地域文化」(21世紀 COE プログラム国際シンポジウム “東アジアにおける漢字受容の諸問題”、アジア地域文化エンハンシング研究センター、於早稲田大学国際会議場、2003年12月13日)
- 工藤元男 「平夜君成墓楚簡「ト筮祭祷簡」初探」(21世紀 COE プログラム関連シンポジウム “楚文化研究の現在”、長江流域文化研究所、2004年7月24日、於早稲田大学)
- 工藤元男 「四川モデルと地域性」(2004年度早稲田大学史学会大会シンポジウム “歴史における地域—政治文化の生成と発展ー”、2004年10月16日、於早稲田大学)
- 工藤元男 「楚文化圏のト筮祭祷習俗—上博楚簡“柬大王泊旱”を中心にして—」(21世紀 COE プログラム関連シンポジウム “楚文化研究の現在Ⅱ”、長江流域文化研究所、2004年9月26日、於早稲田大学)
- 工藤元男 「秦漢律における流刑の諸問題—とくに遷刑を中心に—」(東方学会シンポジウム 「日中律令制研究の現状と課題」、2005年11月11日、於日本教育会館)

(3) 出版物

- 工藤元男責任編集『中国世界遺産の旅3－四川・雲南・チベット』(講談社、2005年10月)
総199頁
- 長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』(アジア地域文化学叢書3、総291頁、雄山閣、2006年11月)
- 彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令與奏讞書』(総405頁、上海古籍出版社、2007年8月)

研 究 成 果

(目次)

| | |
|------------------------------------|----|
| 工藤元男「長江流域の地域文化－序に代えて－」 | 1 |
| 工藤元男「望山楚簡「卜筮祭祷簡」の基礎的研究」 | 7 |
| 工藤元男「平夜君成楚簡「卜筮祭祷簡」初探－戦国楚の祭祀儀礼－」 | 17 |
| 工藤元男「楚文化圏の卜筮祭祷習俗－上博楚簡“東大王泊阜”を中心に－」 | 31 |
| 工藤元男「九店楚簡「告武夷」篇からみた「日書」の成立」 | 47 |
| 工藤元男「秦の遷刑覚書」 | 59 |
| 工藤元男「秦の巴蜀支配と法制・郡県制」 | 73 |

長江流域の地域文化ー序に代えてー

新石器時代以後、中国各地に形成された地域社会では、それぞれ固有の地域性を基盤として特色ある文化を開花させた。しかし前二二一年に秦が六国を統一すると、各地の地域性は急速に失われ、中国全土にわたって“秦化”⁽¹⁾が進んだ。秦が行った統一政策の中でとくに重要なものは、郡県制による一元的な支配であり、それを支える律令制であり、また文書行政のための文字の統一である。ただし郡県制・律令制・文書行政による統治は、すでに戦国中期以降の秦の占領地で推進されていたもので、秦の六国統一後、全国的に拡大され、秦の滅亡後は前漢へ継承された（漢化）。秦漢帝国の出現は、同時に地域文化の消滅であるが、帝国内の文化交流によってまた新たな地域文化が再編されてくる契機ともなった。それでは秦漢帝国の成立以前に各地に展開した地域文化とは、いったいどのようなものだったのであろうか。

この問題は21世紀COEプロジェクト“アジア地域文化エンハンシング研究センター”の中核的テーマの一つである。長江流域文化研究所では、地域文化を巴蜀・楚の地域性から照射し、それが後に秦の六国統一によって消滅してゆく過程を担当した。そこで二〇〇三年七月三十一日、長江流域文化研究所ではシンポジウム“出土文字資料よりみた巴蜀・楚の地域文化”を開催し、秦系文字・楚系文字・巴蜀符号と地域文化との関係について討論した⁽²⁾。その後も毎年シンポジウムを重ね、あるいは関連の講演会も実施してきたが、そこで議論された内容はすべてこのシンポジウムでの議論を淵源とし、そこから種々派生する諸問題に関するものであった。そこでこれらの成果をふまえ、主に“楚文化”に焦点を当てながら、地域文化に関する筆者の考え方を述べてみたいと思う。

前四世紀、古代中国では諸国が割拠し、なかでも長江中流域を中心とする楚、その西北の閔中盆地の秦、山東の田齊が鼎立していた。これらの諸国はやがて秦に征服占領されてしまうが、秦に占領される以前の楚の国制・社会・文化を検討する上で画期的な一次資料が発見されている。それが竹札に記された楚の文書、すなわち楚簡である。楚簡の中でもとりわけ重要なものが包山楚簡である⁽³⁾。それは一九八七年に湖北省荊門市の包山二号墓から出土した。年代は戦国中期偏晚。墓主の姓名は邵它。楚の高官左尹をつとめた人物で、生前の官職や身分を反映して、竹簡には訴訟関係の文書や「卜筮祭祷簡」が含まれていた。以下、この包山楚簡に基づき、楚の地域性の一端を具体的に検討してみよう⁽⁴⁾。

「卜筮祭祷簡」は全部で二六条（簡一九七～二五〇）あり、前三一八年・前三一七年・前三一六年の三年間にわたる貞人（巫祝）たちの記録である。それによると戦国の楚では、封君や大夫等の貴族は、歳首（年度初め）の四月に貞人たちを屋敷に招き、向こう一年間の無病息災を貞問させる習俗があった。その状況は次のとくである。前三一八年四月、貞人たちは左尹邵它のために同年四月から翌年四月までの一年間の無病息災について貞問する（歳貞）。ところが翌年の前三一七年三月の貞問の中に初めて邵它的病因を問う記事が登場し（疾病貞）、このころ邵它に病気が発生した。その二ヶ月後の五月にまた通例の歳貞が行われ、十一月に再び疾病貞が行われる。二年目の前三一七年には歳貞と疾病貞が前後不規則に行われ、三年目の前三一六年には同じ四月に歳貞と疾病貞とが一緒に実施され、翌五月には疾病貞のみが行われ、これを最後に「卜筮祭祷簡」の記録が終わっている。この「卜筮祭祷簡」と一緒に出土した副葬品のリストに「大司馬卓滑、齋を救うの歳、富月丁亥の日、左尹の葬甬

車一乘」云々（簡二六七）とある。これは前三一六年六月丁亥の日に行われた邵它の葬儀に使用された甬車について記したものであるから、邵它是最後の疾病貞が行われた翌月に死亡したということになる。

「卜筮祭祷簡」は楚の貴族社会の断面を映し出す一次資料であり、この種の資料は包山楚簡以外にも数種出土している。それらを年代順に並べると、戦国中期前後の平夜君成墓楚簡、天星觀楚簡、望山楚簡、包山楚簡となる。これらのうち紀年をもつ包山楚簡のみ絶対年代が明らかで、その「卜筮祭祷簡」は楚懷王の十一年～十三年の間のものである。

「卜筮祭祷簡」の中には、邵它の一族の社会的地位をよく示している記事がある⁽⁵⁾。前三一八年の第二条（簡二〇〇）がそれで、その中で貞人の石被裳は向こう一年間の無病息災を貞問すると、まず短期的な災いの存在が占断され、そのため石被裳は邵它側にそれを解除するための祖先祭祀を提案する。彼が祖先祭祀の対象として指定する邵它的祖先は、次の三つのグループからなり、各グループごとに供物の種類は異なる。

- ①邵（昭）王……………春秋末の楚昭王
- ②文坪夜君・邵公子春・司馬子音（祖父）・蔡公子家（実父）…………近祖
- ③夫人……………生母

①の「邵王」は春秋末年の楚の昭王のこと、邵它是この王を直系の先祖とする家系である。②の「文坪夜君」以下の四人は邵它的近祖で、その中の司馬子音は祖父、蔡公子家は実父である。③の「夫人」は邵它的生母である。また近祖の一人の文坪夜君は「封君」、司馬子音の司馬は「官職名」、邵公子春と蔡公子家は共に「県公」と解され、これより邵它的族は封君や県公などを輩出する楚の典型的な世族であるところが知られる。

一方、邵它的官職を反映して、包山楚簡には多数の訴訟関係の文書が含まれている。陳偉氏はこれらの文書の分析を通じて、戦国中期の封君たちの封邑の規模が県レベルか、もしくはそれ以下のものが大半だったことを明らかにしている⁽⁶⁾。この事実は楚の封君を春申君等をモデルとして捉えることの危険性を示唆している。これより戦国中期ごろの楚の封君や世族は、すでに王権の脅威ではなくなっていたと想定される。

このような視点から、再び「卜筮祭祷簡」をみてみると、その貞問の中にしばしば「出入して王に事える」、「出入して王に侍する」等々の定型句が見え、それは他の「卜筮祭祷簡」でも同様である。この定型句は何を意味するのであろうか。そこで「卜筮祭祷簡」の第一四条と第一五条に注目すると、その内容は貞人たちから提案された祖先祭祀案を邵它側が採用し、これを実施した記録の一部であることが分かる。そしてその記録の中に祖先祭祀に関わった“執事人”が登場している。この執事人は同じ包山楚簡において訴訟業務に携わる官吏としても登場している。そのような執事が祖先祭祀に関わっていることから、毎年歳首に行われるこのような年中行事は、封君や世族の私的営みとは解しがたい。むしろ楚王への忠誠を積極的にアピールするために行われた、公的色彩の強い儀礼ではなかったかと思われる。このことから、戦国中ごろの楚の封君や世族は、すでに王権に大きく依存する存在へと変貌していたとみなされるのである。

このような楚の貴族層の動向を伝える包山楚簡は、楚の懷王（前三二八～前二九九）の前期に属している。懷王と治世を共有する秦の王は、惠文王（前三三八～前三一一）、武王（前三一一～前三〇七）、昭襄王（前三〇七～前二五一）の三王である。同時代の秦では商鞅変法後もその法治主義を継承し、その律令制の実態は睡虎地秦簡・竜岡秦簡等から知られている。包山楚簡にも訴訟関係の文書は多数みえる。しかし不思議なことだが、律令に関するものは存在しない。秦と同時代の楚ではまだ

秦のような律令制が整備されていなかったことになる。ここに秦楚間における支配体制の大きな差異が看取されるのである。それは必ずしも楚の法制の未発達を意味するものではないであろう。むしろ秦と楚の国制の違いとみるべきで、つまり楚は封建制を維持しながら同時に王権を発達させていったと解されるのである。

そこで、王権の伸張過程と並行して、楚文化としての「ト筮祭祷簡」がどのような展開を示しているかをみてみよう。包山楚簡よりやや前（懷王前期か、その前の威王期）に位置づけられる望山楚簡については、筆者は包山楚簡の体例を基準としてその異同を分析したことがある⁽⁷⁾。ただし望山楚簡はほとんどが残片なので、厳密な分析は困難であるが、総じてその体例は包山楚簡と同様とみてよい。天星觀楚簡は威王もしくはその前の宣王期のものとされるが、正式なテクストはまだ出ていない。ただしその中に歳貞とも疾病貞とも異なる“月貞”という貞問があるので、天星觀楚簡は包山楚簡・望山楚簡ともやや異なる性格をもっているかも知れない。

近年公表された平夜君成墓楚簡は、さらに興味深い内容を示している⁽⁸⁾。この簡の年代に関して発掘簡報・『報告書』は曖昧な表現をしているが、要は天星觀楚簡より前のものとみてよいであろう。この簡の体例を分析すると、包山楚簡や望山楚簡にみられた歳貞と疾病貞の区別はみられず、貞問の月は七月・八月に集中し、また十一月を除いてどの月でも行われ、しかもそのすべてが疾病貞とみなされる。結論的にいえば、平夜君成墓楚簡はほぼ九年間にわたる平夜君成の闘病生活中に行われた貞人たちの疾病貞の記録、祭祷の記録、平夜君成が自ら恢復を求めて祈祷した記録等の集成である。

これらのことから、次のようなペースペクティヴが得られるであろう。包山楚簡の「ト筮祭祷簡」にみられる体系的な構造とシステムは、それ以前のト筮祭祷習俗を吸収して整理統合された、一つの完成形態である、と。これを逆にいと、「ト筮祭祷簡」的世界はもともと疾病貞に起源するものであったが、ある時期から王権の伸張にともなって貴族層を王権の政治秩序の中に取り込むために歳貞が登場し、歳貞と疾病貞が併存するようになったということもできる。包山楚簡の中で、同じ四月に歳貞と疾病貞が一緒に行われても、両者は混同されることなく、別個の貞問として截然として切り分けられているのは、それを傍証するものであろう。つまり戦国楚史の中で懷王期をピークとして王権が伸張してゆくと、それに引っ張られるようにしてト筮祭祷の構造とシステムも完成してゆく。ところがその懷王が張儀に騙されて秦で客死すると、楚の王権秩序は急激に崩れてゆく。そしてそれに呼応するかのようにト筮祭祷の世界も崩れてゆき、後になって「日書」がそれに交替してゆくのである⁽⁹⁾。

楚簡の中から掬い出したト筮祭祷の習俗は、われわれの検討課題である“楚文化”的実例の一つであることは間違いない。楚簡の分析を通じて、楚では四月を歳首とし、それ故にこの月に歳貞が行われた。このような民俗宗教的習俗は楚国以外の国ではまだ知られていない。しかしその元になっている楚暦は、先秦諸国で共通の暦法だった四分暦によっている。たとえ楚暦で四月を歳首としても、正月は正月として存在するのである⁽¹⁰⁾。これらのことから、楚簡から析出された文化現象というだけでは、それを直ちに楚文化とみなすわけにはいかないのである。

その典型例として、上博楚簡「東大王泊旱」をみてみよう⁽¹¹⁾。この簡書は平夜君成墓楚簡の年代よりもやや古い第三〇代の楚の簡王（前四三一～前四〇八、在位）に関する故事を述べたものである。簡の配列に大きな問題があり、字形も字句もきわめて難解であるが、その内容は簡王が楚国を襲った旱魃に対して身を挺して「雨乞い」し、それが上帝に通じて、三日後に沛然と雨が降ったというものである。楚系文字で記されたこの簡書は、楚王の故事を述べているにもかかわらず、そのモチーフは『呂氏春秋』季秋紀・順民篇にみえる殷の湯王（成湯）や、『晏子春秋』内篇諫上にみえる齊の景公の故事と基本的に同一で、その中に楚の地域性を見出すことはできない。この簡書はむしろそれに先

行する雨乞い故事を下敷きにし、それを楚の簡王ヴァージョンとして焼き直したものであろう。

楚文化というと、一般にどうしても中原的な光学を通してみてしまう傾向がある。春秋楚の君主が自らを蛮夷と称したことから、楚人は何か特殊な言語を話し、そのための特殊な文字（楚系文字）も作られた、というように。しかし大西克也氏の研究によると、楚の言語は中原寄りで、むしろ秦の言語の方が他地域と孤立する傾向をもってたのである⁽¹²⁾。また楚系文字の特徴に関しては、滕壬生氏は次のように述べている。

歴史的・地理的原因により、楚国は春秋以来、独特的な風格をもった文化を形成した。戦国時期に簡帛文字はしだいに主導的地位になり、中・晚期には日常生活の中で使用される毛筆の手写体文字が銅器銘文の風格に直接影響を与えた。濃厚な地域的特徴をもっている。書写風格の方面を表現すれば、字形は扁平・傾斜に向かい、筆勢はくるくる回って流麗で、横劃は多くの場合上昇の弧形をなし、一般的には落筆が重く、收筆が軽く、首粗尾細の感が多い。……（中略）……形体の構成の方面を表現すれば、構成は同じでなく、筆画に変化が多く、符号は繁雑で特殊である。構成についていえば、楚系簡帛文字の中には多くの特殊な形体がある⁽¹³⁾。

これに対して趙学清氏は、中原地区の五国（齊・燕・韓・魏・趙）文字と楚系文字とを比較分析した結果、両者は同一の文字体系に属する、と指摘する⁽¹⁴⁾。じっさい、楚簡の毛筆による手写体文字がどれほど独特にみえても、その字を構成要素に分解して再び隸定すれば、基本的に中原文字と異なるものではない。これらのことから、「卜筮祭祷簡」の暦法的基盤も、貞問や祭祷の内容を竹札に記している楚系文字も、それ自体必ずしも固有の地域性を示すものではなく、基本的には中原文化と共有されていたものであった。

しかし同時に、「卜筮祭祷簡」には「冬柰」（正月）、「屈柰」（二月）、「遠柰」（三月）、「翫屨」（四月）等々の楚国固有の月名がみえ、あるいは「宋客盛公鶴の楚に聘するの歳」（前三一八年）のように、その年起こった重大出来事をもってその年の名を表す楚国独特の“以事紀年”法等がみられることも事実である。つまり同じ四分暦を基礎にしながら、楚暦にはこのような楚独特の要素が認められる。楚系文字にしても、基本的には中原文字と同じでありながら、滕壬生氏の指摘するごとく、特殊な字画の構造、特殊な偏旁の存在、簡化・繁化・異化（筆画と偏旁の変異による変化）等による独特的の変容（風格）をもっている⁽¹⁵⁾。

すると、こういうことになろう。包山楚簡から復原された楚の貴族社会の年中行事を、筆者はこれを“楚文化”的一つと指定した。それを分解して一つ一つの要素に分けてゆくと、楚の固有性は消えてしまうが、しかしそれらの諸要素が一定の型に組み合わされた状態においては、すぐれて個性的な“楚文化”として現前し、かつ機能する。もともと疾病貞に始まる習俗に対して、後に歳貞を組合せ、“卜筮祭祷”という固有の形に導いたものは、楚の王権の伸張であったと思われる。平夜君成墓楚簡から包山楚簡に至る過程は、まさに戦国中期以後の楚の王権の伸張過程と並行している。王権の伸張が楚の貴族層をその政治秩序の中に取り込み、包山楚簡にみえるような卜筮祭祷習俗が完成したのである。

このように、暦法や楚系文字等の諸要素が一定の型に組み合わされた文化を、筆者は“文化複合”（culture complex）という概念を援用したいと思う⁽¹⁶⁾。すなわちもともと必ずしも王権と関わりのない個々の文化的諸要素が、王権の伸張にともなってそれに対応する形で組み直され、新たに起ち上がってくる文化構築物としてである。戦国中期以降の楚文化、ひいては先秦諸国の政治文化も、このような視点から理解できるのではあるまいか。

これに対して、同じ長江流域でも楚の上流に位置する古代四川の巴蜀の地域文化については、楚文

化とはまた異なるアプローチを探らざるを得ない。もともと本研究所の研究目的は、周縁としての長江流域から中国文明をみるために視座を構築してゆくことであるが、文献史料に加えて出土文字資料の豊かな楚のばあいと異なって、先秦時代の文字史料が極端に少ない巴蜀地域では、自ずから考古資料や民族資料に頼らざるを得ない。そこで本研究所では、考古方面では四川大学・成都市文物考古研究所と共に、一九九六年に宝墩遺址⁽¹⁷⁾、一九九八～二〇〇〇年に芒城遺址の考古発掘調査を行ってきた（共に新石器晚期の城址遺跡）。これと並行して民族・民俗方面では、岷江上流の羌族⁽¹⁸⁾、平武県の白馬チベット族、大渡河流域の嘉戎チベット族等に関して、四川大学と共に聞き取り調査や資料収集を行った。さらにこうした現地調査と重ねて、漢代以後の文献史料になるが、大学院の演習では『後漢書』の南蛮西南夷列伝・西羌伝の講読を行っている⁽¹⁹⁾。

以上のような研究史をバックグラウンドとして、本報告書では主に六国統一過程において秦がどのように巴蜀の地を支配したか⁽²⁰⁾、またその東隣の楚地において、ト筮祭祷習俗に見られる楚の地域文化の形成過程を王権との関係から検証している。

注

- (1) この“秦化”・“漢化”という概念については、工藤元男「「秦の領域拡大と国際秩序の形成」再論－いわゆる“秦化”をめぐって－」（『長江流域文化研究所年報』第二号（早稲田大学長江流域文化研究所、二〇〇三年）を参照されたい。
- (2) 前掲『長江流域文化研究所年報』第二号。
- (3) 湖北省荊沙鉄路考古隊編『包山楚墓上下』（文物出版社、一九九一年十月）。
- (4) 以下の論述は、工藤元男「包山楚簡「ト筮祭祷簡」の構造とシステム」（『東洋史研究』第五九巻第四号、二〇〇一年）による。
- (5) 以下の論述は、「祭祀儀礼より見た戦国楚の王権と世族・封君一主として「ト筮祭祷簡」・「日書」による－」（『グローバル資本主義と歴史認識』歴史学研究増刊号、二〇〇二年）による。
- (6) 陳偉『包山楚簡初探』（一〇一～一〇七頁、武漢大学出版社、一九九六年八月）。
- (7) 工藤元男「望山楚簡「ト筮祭祷簡」の基礎的研究」（福井文雅博士古稀・退職記念論集刊行会編『福井文雅博士古稀記念論集 アジア文化の思想と儀礼』所収、春秋社、二〇〇五年六月）。
- (8) 以下の論述は、工藤元男「平夜君成楚簡「ト筮祭祷簡」初探－戦国楚の祭祀儀礼－」（『長江流域文化研究所年報』第三号、早稲田大学長江流域文化研究所、二〇〇五年）による。
- (9) 「ト筮祭祷簡」から「日書」への交替に関しては、工藤元男「从ト筮祭祷簡看“日書”的形成」（『人文論叢』特輯 郭店楚簡国際学術検討会論文集』所収、湖北人民出版社、二〇〇〇年五月）にその見通しを論じている。
- (10) 楚暦が四月を歳首としていることは、以上の楚簡以外にも、楚帛書によって裏付けることができる（森和「戦国楚における宜忌の論理－子彈庫楚帛書三篇の関係を例に－」、長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』所収、雄山閣、2006年11月）
- (11) 以下の論述は、工藤元男「楚文化圏のト筮祭祷習俗－上博楚簡“東大王泊旱”を中心に－」（『長江流域文化研究所年報』第四号、早稲田大学長江流域文化研究所、二〇〇六年）による。
- (12) 大西克也「戦国時代の文字と言葉－秦・楚の違いを中心に－」（前掲『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』所収）。
- (13) 滕壬生『楚系簡帛文字編』（一六～一七頁、湖北教育出版社、一九九五年七月）。
- (14) 趙學清『戦国東方五国文字』（五七～六六頁、上海教育出版社二〇〇五年十月）。

- (15) 滕壬生前掲『楚系簡帛文字編』一六～四六頁。
- (16) 石川栄吉他編『文化人類学事典』(六七二～六七三頁、弘文堂、一九八七年二月)。
- (17) 成都市文物考古研究所・四川大学歴史系考古教研室・長江流域文化研究所『宝墩遺址』(阿普、二〇〇〇年三月)。
- (18) 盧丁・工藤元男主編『羌族歴史文化研究』(中国西部南北游牧文化走廊研究報告之一、四川人民出版社、二〇〇〇年五月)、同主編『中国四川西部人文歴史文化綜合研究』(同二、四川大学出版社、二〇〇三年一月)。
- (19) 早稻田大学長江流域文化研究所「『後漢書』南蛮西南夷列伝訳注（一）（二）（三）」(『長江流域文化研究所年報』創刊号・第二号・第三号、二〇〇二・二〇〇三・二〇〇五年)、同「『後漢書』西羌伝（一）」(同第四号、二〇〇六年)。)
- (20) 藤田勝久氏もこの問題について論じている「中国古代の秦と巴蜀、楚一文字資料の情報伝達ー」(前掲『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』所収)。

〔付記〕

本稿は、長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』所収、雄山閣、2006年11月)の「序文ー長江流域の地域文化論をめぐってー」を本報告書の序文用に若干書き改めたものである。

望山楚簡「ト筮祭祷簡」の基礎的研究

はじめに

一九六五年十月～六六年一月、紀南城西の八嶺山古墓区で戦国時代の楚墓八二基が発掘され、その中の中型の望山一号墓・二号墓から竹簡が出土した。それらは湖北省で発見された最初の楚簡であり、とくに望山一号墓楚簡は、天星觀一号墓、包山二号墓、秦家嘴一号墓・一三号墓・九九号墓、そして最近河南省駐馬店市新蔡県の平夜君成墓から出土した「ト筮祭祷簡」の先駆をなす重要な資料である。この楚簡は辺箱の東部から出土し、椁室内の積水による浮動や漆木器の下に押し潰されたことなどが原因で、出土時すでに編繩は腐乱し、整簡は一枚もなく、すべて断簡であった。

これらの資料はまず故宮博物院の羅福頤氏、および中山大学中文系古文字研究室の商承祚氏に提供された。羅福頤氏による成果は発掘簡報の「湖北江陵三座楚墓出土大批重要文物」(『文物』一九六六年第五期)に一部の簡の臨摹が公表された(図二三・二四)。商承祚氏による成果は、同氏編著『戦国楚竹簡匯編』(齊魯書社、一九九五年十一月)の中に「江陵望山一号楚墓竹簡疾病雜事札記考釈」、同「摹本」として収録されている(以下、商承祚本と称す)。一九七〇年代に入ると、北京大学中文系の朱徳熙・裘錫圭・李家浩の三氏が考釈研究に参加し、その成果は湖北省文物考古研究所・北京大学中文系編『望山楚簡』(中華書局、一九九五年六月。以下、北大本と称す)として公刊され、後に湖北省文物考古研究所『江陵望山沙冢楚墓』(文物出版社、一九九六年四月)に「附錄二 望山一、二号墓竹簡釈文与考釈」として再録された。

望山楚簡、とくに小論で検討される「ト筮祭祷簡」は、古文字研究の分野で一部利用される以外は、それほど研究の進展はなかった。その理由はテクスト自体の刊行の遅れもあるが、やはり何と言つても断簡のためである。しかし一九八七年に発見された包山二号墓からほぼ完全な整簡の「ト筮祭祷簡」が出土し、古代楚国で行われたト筮祭祷の習俗を初めて体系的に検討することが可能となった⁽¹⁾。

また最近では淺原達郎氏が望山楚簡のト筮祭祷簡に対して、「簡長と契口」・「綴合」・「右之類と左之類」等の分析方法により初めて全体的な復元を試みている。すなわち『望山楚簡』考釈25では、「之」字に両種の書法がみられ、それは日付と一定の対応関係があると指摘している。そこで淺原氏は「之」の筆画が左から右に流れる型を「右之類」、右から左に跳ねる型を「左之類」と命名し、この区別を他の字にも適用することによって望山楚簡を両種の筆跡に分類し、分析の手掛かりとしたのである⁽²⁾。その復元は論文の末尾に、歳貞簡・左之類(図一)、歳貞簡・右之類(図二)、仕進貞簡・右之類(図三)、疾病貞簡・右之類その一(図四)、疾病貞簡・右之類その二(図五)、疾病貞簡・左之類その一(図六)、疾病貞簡・左之類その二(図七)として整理されている。この労作は今後の望山楚簡復元の試金石となるものであるが、氏自らも述べるように、当該簡がすべて断簡であるため綴合の上で推測に委ねた部分も少なくない。

一方、筆者は包山楚簡「ト筮祭祷簡」に対して体例分析を行い、その構造とシステムを分析したことがある⁽³⁾。そこで小論では、まず筆者が包山楚簡に対して行った体例分析の方法を望山楚簡に適用し、それによって望山楚簡の体系を相互に比較し、そのさい併せて淺原氏の復元を参考しながら両簡の異同を検証したいと思う。

一、ト筮祭祷の模式と歳貞・疾病貞

(1)、ト筮祭祷の模式

望山楚簡のト筮祭祷簡を検討する前に、まず包山楚簡におけるト筮祭祷がいかなるシステムになっているのかを確認しておきたい。「ト筮祭祷簡」とは、貞人たちがクライアント（池澤優氏の呼称）⁽⁴⁾である楚の貴族のため向こう一年間の災禍の有無を貞問し、長期的には吉であるが（簡文では“恒貞吉”と称す）、短期的な災いがあると占断された場合、何らかの対抗儀礼案、もしくは祖先祭祷案を提示した記録、とまず基本定義をしておく。包山楚簡にはそのようなト筮祭祷の三年間の記録が保存されている。その最初の年である前三一八年の貞人たちの全活動（簡一九七～二〇四、二〇二反）を簡略化して示すと、ほぼ以下のようになる。

①貞人鹽吉の場合

- A. 宋客盛公鷄が楚に招かれた歳の罷戻（四月）乙未の日、貞人鹽吉がクライアントである邵施のために貞問する。
- B. 「本年四月から来年の四月まで的一年間に、宮廷で王に仕える身に何か災いはあるかどうか」と。
- C. 鹽吉が占卜すると、「恒貞吉。やや憂うべき事柄がある。求めるものは遅れて叶う」と占断。その憂患を解除するため、鹽吉は次のような妖祥の駆除法を提案する。
- D. 憂患の解除を人（大）禹に求める。
- E. 鹽吉がこの解除案の可否を占卜すると、吉である。

この鹽吉の貞問を承けて、次に石被裳が執り行う。

②貞人石被裳の場合

- A. 同年同月同日、貞人石被裳はクライアントの邵施のために貞問する。
- B. 「本年四月から来年の四月まで的一年間に、邵施にまだ何か災いがあるのであろうか」と。
- C. 石被裳が占卜すると、「恒貞吉。外部にやや憂うべき事柄がある。求めるものは遅れて叶う」と占断。その憂患を解除するため、石被裳は次のような祭祷を行うことを提案する。
- D. 邵王を一頭の牛で罷祷する。文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子象をそれぞれ一匹の彖（豕）・酒食で罷祷する。邵王の夫人を一匹分の腊（乾し肉）で罷祷する。
- E. 石被裳がこの祭祷案の可否を占卜すると、吉である。

最後に石被裳の貞問を承けて応会が執り行う。

③貞人応会の場合

- A. 同年同月同日、貞人応会はクライアントの邵施のために貞問する。
- B. 「本年四月から来年の四月まで的一年間に、宮廷で王に仕える身に何か災いがあるであろうか」と。
- C. 翁・翁 応会が占卜すると、「恒貞吉。やや憂うべき事柄がある。爵位の授与は遅れるであろう」と占断。その憂患を解除するため、応会は次のような祭祷を行うことを提案する。
- D. 宮地主を一羖（黒色の雄の羊）で罷祷する。生父の蔡公子象を一頭の牛・腊・酒食で祭る。生母を肥耕（肥えた三歳豕）・酒食で祭る。東陵連囂を肥耕・酒食で罷祷する。石被裳の繁（祭祷案）を鼻し（承けて）、邵王を一頭の牛で罷祷する。文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子象をそれぞ一頭の彖・酒食で罷祷し、邵王の夫人には一匹分の腊・酒食で罷祷する。
- E. 応会がこの祭祷案の可否を占卜すると、吉である。

以上の貞人たちの活動を模式として整理すると、次のようになるであろう。

- A. 前辞（以事紀年と日時、貞人名、卜筮用具名、貞問を請求したクライアント名を記す）
- B. 命辞（貞問の事由を述べる）
- C. 占辞（卜筮の結果に基づいてなされた判断）
- D. 命辞（降祟災禍を解除するため貞人が提案する対抗儀礼案もしくは祭祷案）
- E. 占辞（Dの対抗儀礼案・祭祷案の可否を占う）

彭浩氏は「卜筮祭祷簡」を「卜筮簡」と「祭祷簡」に区分し、その体例を前辞・命辞・占辞・祷辞・第二次占辞の五類に分類し、卜筮簡は基本的に前辞～第二次占辞からなり、祭祷簡は前辞・祷辞からなると分類されている。しかし李零氏はこれを批判し、卜筮簡の祷辞は祷辞（上記の分類で言うとDの命辞を指す）を占問したものであるから、それは第二次占卜の中に入れるべきであるとし、彭浩氏の分類を修正し、第一次占卜（前辞・命辞・占辞）、第二次占卜（命辞・占辞）と改編している⁽⁵⁾。これを承けて池澤優氏も、卜筮簡の祷辞は第一次占辞を承けて降祟災禍を解除する方法を貞人が提示したもので、その当否を判断したのが「第二次占辞」であるとしている。前稿でもこれらの見解に従い、A前辞～C占辞までを第一次占卜、D命辞・E占辞を第二次占卜と解した⁽⁶⁾。

（2）、歳貞と疾病貞

前三一八年四月乙未の日の卜筮祭祷は如上のような次第で行われ、終了した。このようにして行われた全三年分の卜筮祭祷の内容を、とくに貞問の事由を述べるB命辞についてみてみると、二年目（前三一七）に初めて墓主の病状に言及する箇所が現れることに注目される（表一）。ゴチックにした部分の最初がそれに当たる。病状に関する記事はさらに翌三一六年に跨っている。前稿で分析したように、この表の意味するところは以下の如くである。

①前三一八年の卜筮祭祷は楚曆四月に行われ、命辞は定型的な内容となっている。②ところが、翌年の前三一七年の卜筮祭祷は三月・五月・十一月に三回行われている。そこで貞問の内容をみてみると、三月の命辞に墓主の病状を問う内容があり、通常の貞問は五月に行われ、十一月に再び墓主の病状を問う貞問が行われている。これは通常の卜筮祭祷が楚曆四月に行われたことを示し、陳偉氏はこれを“歳貞”と命名している。これより四月は楚曆の歳首とみなされる。③つまり前三一七年では四月の歳貞に先だち三月に邵旼が病気となり、邵旼は急遽貞人たちを招いて病因を貞問したのであろう。陳偉氏はこれを“疾病貞”と命名している（7）。こうして当年の歳貞は翌月の五月に繰り下げられ、その後さらに病状が悪化したので十一月に再び疾病貞を実施した。④もともと「卜筮祭祷簡」は貞人たちによる歳貞の記録を副葬したものである。ただしクライアントの晩年に病気が発生しやすいのは自然な道理で、病気で没した場合、結果的に恒例の歳貞の記録に疾病貞の記録が混じってしまったのである。⑤墓主最晩年の三一六年の記録では、四月の同日に同一貞人グループによる歳貞と疾病貞が行われた。おそらく歳貞が先に行われ、その後で疾病貞が行われたのであろう。しかし病状はさらに悪化し、翌五月に疾病貞が繰り返され、墓主は翌月六月に亡くなった。

表 包山楚簡卜筮祭祷簡

| 条 | 西暦 | 月名 | 日 | 貞人 | 命 辞 |
|----|------|-----|----|-----|-----------------------------|
| 1 | 前318 | 四月 | 乙未 | 鹽吉 | 自習原賚=以庚習原賚=、出入事王盡卒歲躬身尚母有咎。 |
| 2 | " | " | " | 石被裳 | 自習原賚=以庚習原賚=、□□□□盡卒歲躬身尚母有咎。 |
| 3 | " | " | " | 應會 | 自習原賚=以庚習原賚=、出入事王盡卒歲躬身尚母有咎。 |
| 4 | 前317 | 正月 | 癸丑 | | 《祭祷の実施記録》 |
| 5 | " | " | " | | " |
| 6 | " | 三月 | 癸卯 | 苛光 | 妨腹疾、以少氣、尚母有咎。 |
| 7 | " | 五月 | 乙丑 | 五生 | 出入侍王、自夏原之月以庚集歲之夏原之月、盡卒歲躬身…… |
| 8 | " | " | " | 鹽吉 | 出入侍王、自夏原之月以庚集歲之夏原之月、盡卒歲躬身…… |
| 9 | " | " | " | 苛嘉 | 出入侍王、自夏原之月以庚集歲之夏原之月、盡卒歲躬身…… |
| 10 | " | 十一月 | 己酉 | 許吉 | 以其下心而疾、少氣。 |
| 11 | " | " | " | 苛光 | 以其下心而疾、少氣。 |
| 12 | " | " | " | 鄒羞 | 既有妨、妨心疾、少氣、不入食。寅月期中尚母又恙。 |
| 13 | " | " | " | 屈宜 | 既口妨、妨心疾、少氣、不入食。□□□□尚母又恙。 |
| 14 | " | " | 丙辰 | | 《祭祷の実施記録》 |
| 15 | " | " | " | | " |
| 16 | 前316 | 四月 | 己卯 | 鹽吉 | 出入侍王、自習原賚=以庚集歲之習原賚=、盡集歲、…… |
| 17 | " | " | " | 陳乙 | 出入侍王、自習原賚=以庚集歲之習原賚=、盡集歲、…… |
| 18 | " | " | " | 觀綱 | 出入侍王、自習原賚=以庚集歲之習原賚=、盡集歲、…… |
| 19 | " | " | " | 五生 | 出入侍王、自習原賚=以庚集歲之習原賚=、盡集歲、…… |
| 20 | " | " | " | 許吉 | 出入侍王、自習原賚=以庚集歲之習原賚=、盡集歲、…… |
| 21 | " | " | " | 鹽吉 | 既腹心疾、以上氣、不甘食、舊不歎、尚達飯、母有柰。 |
| 22 | " | " | " | 陳乙 | 既腹心疾、以上氣、不甘食、□□□、尚達飯、母有柰。 |
| 23 | " | " | " | 觀綱 | 既腹心疾、以上氣、不甘食、舊不歎、尚達飯、母有柰。 |
| 24 | " | " | " | 五生 | 既腹心疾、以上氣、不甘食、□□□、尚達飯、母有柰。 |
| 25 | " | " | " | 許吉 | 既腹心疾、以上氣、不甘食、舊不歎、尚達飯、母有柰。 |
| 26 | " | 五月 | 己亥 | 觀義 | 以其又瘡勞、上氣、尚母死。 |

二、望山楚簡の体例分析—第一次占ト一

このような包山楚簡の体例分析の結果をふまえ、望山楚簡に対する具体的な検討を行ってみたい。

(1)、第一次占トのA前辞と貞問の内容について

望山楚簡には第一次占トのA前辞にみえる以事紀年が二種類ある。すなわち「齊客張果問王於柵郢之歲」と「郿客困芻問王於柵郢之歲」である。両年の絶対年代は定かでないが、これより望山楚簡はほぼ二年分の卜筮祭祷に関する記録と推測される。この二年分の貞問がはたして何月に行われたのかを、A前辞についてみてみると以下の如くである（末尾の漢数字は簡番号。以下も同じ）。

- a. 【郿客困】芻問王於柵郢之歲、習原之月、癸未之日、璧豹以得彖□七
- b. 【郿客】困【芻】問王於【柵郢之歲、習】原之月、癸亥之日□六
- c. 【郿客困】芻問王柵郢之歲、饗月、癸丑【之日】□八
- d. 饗月、丙辰之日、登道以小籌爲惄固貞。既痙、以委心、不入食、尚母爲大蠱。占之、恒【貞吉】□九
- e. 獻馬之月、乙酉之日、苛蠭□二

aは「郁客困芻問王於戻郢之歲」の剖屍（刑戸）月（四月）癸未の日に、貞人壘豹が槧榦（卜筮用具）によって貞問したことを示し、それが歳貞に属することは、以下のB命辞の剖屍に関する記事より互証される。

f. □邵固貞之。出入侍王、自剖【屍】 □二九

g. □以遼集歲之剖【屍】 三〇

h. 王、自剖屍以□三二

i. □【自】 剖屍以□三三

aの体例は包山楚簡とまったく同じで、したがって貞人壘豹は当年四月から翌年四月まで的一年間における災禍の有無を貞問したもので、gではこの一年間のことを集歳と称している。ただし aと同じ以事紀年をもつbを北大本が「【郁客】困【芻】問王於【戻郢之歲、剖】屍之月癸亥之日□」に綴合している点は、まだ検討の余地があると思われる。

図版をみると当該簡は、

困／問／王於／屍之／月癸亥／之日□



図版

の六片を綴合したものであることが知られる。しかし後半部分を「屍之月癸亥之日」と綴合しても、それが前半部分の「困問王於」と直接繋がるわけではなく、その間に数字分の断欠が存在する。そこで北大本はその間に「戻郢之歲、剖」の五字を補うのであるが、それは以事紀年と楚月の関係から推測したもので、商承祚本もaの文例に拠ってbのように補ったと述べている⁽⁸⁾。そうすると、望山楚簡では歳貞が「郁客困芻問王於戻郢之歲」の「刑戸の月」の「癸未の日」と「癸亥の日」に二度行われたことになり、その間に二十日の間隔がある。包山楚簡では歳貞を刑戸の月に複数回実施した例はない。しかし歳貞の性格を考えれば、楚曆の歳首である刑戸（四月）某日に、毎歳恒例として一度の歳貞が行われたと解するのが自然のように思われ、したがって簡六のように綴合にはまだ問題があるように思われる。

また爨月（十一月）の貞問であるcとdについては、みられるようにdは疾病貞なので、cもおそらく疾病貞と推測される。dの以事紀年は不明であるが、望山楚簡が二年分の記録であることから、おそらくcと同年に属すると推測される。この推測に大過なければ、当該年十一月の疾病貞は癸丑と丙辰の日に行われたことになり、その間隔は四日である。この二度の疾病貞は、墓主の病状の悪化により相続いで行われたと解される。eの献馬之月（十二月）の場合も以事紀年は不明であるが、歳貞が楚曆の刑戸に実施されることから、これも疾病貞とみてよい。このように、望山楚簡にみえる月名には刑戸・爨月・献馬之月の三種があり、歳貞は刑戸に行われ、それ以外の月名に関する記事はみな臨時に行われた疾病貞と解されるのである。

（2）、仕進貞について

陳振裕氏は望山楚簡の卜筮の内容を、①「出内（入）寺（侍）王」に関するもの、②墓主の仕進（官途で身を立てること）に関するもの、③疾病の吉凶に関するもの、の三つに分類している（9）。浅原氏はこれを承けて、陳氏のいわゆる②の内容に相当する以下の簡文を「仕進貞」とみなしている。

□貞走趨（趨）事王・大夫、以其未又（有）爵立、尚避得事。占之吉、臚（將）得事□二二

□未又（有）爵立、尚避得事。占之吉、臚（將）得事、少（小）又（有）二三

優（憂）於躬身與宮室、又（有）斂、以其吉（故）祔之。□二四

そして図三にその前後を復元し、「包山二号墓竹簡では歳貞簡のなかでのみ墓主の仕進が問われていた

が、望山一号墓竹簡では、歳貞のスタイルを探らずに仕進を問うこともあるのである。考えてみれば、歳貞簡でないものつまりは臨時の占いが、疾病貞の占いに限定される必然性はないのであって、歳貞でなければあとはみな疾病貞という分類が、「どこでも成り立つとはかぎらない」と述べている（10）。しかしそれは淺原氏が如上の簡文をそのように復元したことにより、そのような解釈となったもので、年代も地理的位置もそれほど離れていない望山楚簡と包山楚簡の間に、はたしてそのような体例の相違があったのかどうか、筆者には疑問が残ると言わざるをえない。上記の三簡は共に前後を欠くが、歳貞における第一次占卜の命辞の文脈において解釈するのが最も自然であるように思われる。

(3)、貞人と卜筮用具名

貞人と彼らが使用した卜筮用具

関係については表二の如くである。表では六名の貞人がみえ、この他にも用具名を伴わない五名の貞人がみえ、望山楚簡には十一名の貞人が登場する。彼らが簡文に登場

表二 貞人名とト筮用具名

する頻度は、五回（一人）、三回（一人）、二回（四人）、一回（五人）である。またト筮用具は六種で、その登場回数は愴彖（一回）・小籌（三回）・槇彖（一回）・牋口（一回）・宝彖（五回）・輕惻（一回）である。ちなみに三年分の記録である包山楚簡では、貞人たちは毎回三～五名が一緒に活動し、登場する貞人は全部で十二人である。その中で出現回数の最多は八回、使用されたト筮用具は十種で、このうち望山楚簡と共に通するものは宝彖（包山楚簡では「保彖」に作る）である。包山楚簡では全二六条中にそれらの用具で筮占した数字卦の卦爻が六条みえ、李零氏は卦爻を伴うものを筮占用具、その他を龜ト用具と解している⁽¹¹⁾。それに従えば望山楚簡の宝彖も龜ト用となる。数字卦の卦爻は平夜君成墓のト筮祭祷簡にもみえるが⁽¹²⁾、なぜか望山楚簡には一例もみえない。望山楚簡では龜トのみが行われていたのか、あるいは清理する過程で筮占の記録が失われたのか、真相は不明である。

このように卦爻については確認できないが、包山楚簡と望山楚簡では貞人の参加状況やその卜筮用具に関してはほぼ同様の状況だったのではあるまいか。とくに貞人軒腹志の名は天星觀一号墓竹簡の中に登場しているので、発掘簡報はこの二つの墓葬の年代が相近いことを指摘し、陳振裕氏の見解に従ってその年代を戦国中期としている⁽¹³⁾。

(4)、歳直における貞問の対象としての期間

すでに述べたように、歳貞とは一定の期間内における災禍の有無を貞問するもので、その期間を示す語として包山楚簡には「卒歳」と「集歳」の二つが見え、その解釈については諸説ある。陳偉氏および筆者はともに「一年」を指す語と解釈している。そして同一簡書の中に同じ一年を意味する卒歳・集歳の両語が併存している理由について筆者は、貞人たちによる卜筮祭祷のもとの記録を転記して副葬用の「卜筮祭祷簡」を作成するさい、それに関わった書き手が複数存在したため、つまり書き手によって卒歳とも集歳とも記されたものと解している。では望山楚簡の場合はどうであろうか。

望山楚簡には卒歳の語はみえず、集歳が二例みえ、そのうち前掲の簡三〇に、

□以遼集歲之罷

り、北大本ではこ

□慾固貞之、出入侍王、自罷

とある簡二九を同一簡とみなし、両簡を「自齋【原】以遼集歲之齋【原】」と連読し、さらにこの両簡の前に、

【郁客困】芻問王於戻郢之歲、齋原之月、癸未之日、醴豹以得象□七

とある簡が接続する可能性を指摘する。それらを統合すると、以下のように復元される。

【郁客困】芻問王於戻郢之歲、齋原之月、癸未之日、醴豹以得象【爲】慾固貞之、出入侍王、自齋

【原】以遼集歲之齋……

これより望山楚簡でも集歲は当年の齋原之月から翌年の齋原之月までの一年間を指すものであったことが知られる。北大本はさらに、

□□以寶象爲慾固貞、出入侍王□一四

□【自】齋原以□三三

□遼集歲之三四

とある三簡も一つの簡とみている。それによればこの三簡は、

□□以寶象爲慾固貞、出入侍王【自】齋原以遼集歲之【齋原】

と復元され、これによっても集歲が当年の齋原之月から翌年の齋原之月までを示すことを傍証できる。

5、疾病貞と楚月名

先に検討したように、望山楚簡では歳貞が行われる刑戸を除いて、爨月と献馬之月に疾病貞が行われた。例えば簡九に、

A爨月、丙辰之日、登遣以小簷爲慾固貞、B「既座、以心、不入食、尚母爲大蚤」。C占之、恆【貞吉】□

とあり、Aの前辞は以事紀年を欠いているが、第一次占卜の模式をほぼ備えている。これ以外の簡一三、一七、三六、三七、三八、三九、四一、四二、四三、四四、四五、五二の諸簡も、みなこの第一次占卜のA～Cの一部をなすものとみられる。以上により、望山楚簡ト筮祭祷簡の第一次占卜の体例は基本的に包山楚簡と同一であることが確認される。

三、望山楚簡の体例分析－第二次占ト－

第二次占トとは、すでに述べたように、第一次占トの占辞において占断された災禍を解除する方法、あるいは祖先の加護を得るために祭祷案をクライアントに貞人たちが示し、その当否を判断したものである。そのD命辞の体例を李零氏は、

- a. ×禱（翌禱・與禱・賽禱）××（多種の神祖名）、××（多種の祭物）饋之（あるいは郊之、享祭、郊祭之、等々）
- b. 思攻解於××（各種の鬼怪妖祥）

と整理し、aを「祠」、bを「禳」と分類し、前者は神祖を祭祷・饋享してその致福賜命を求める、後者は妖祥の害を解除すること、としている⁽¹⁴⁾。池澤優氏は、前者を祭祷案、後者を対抗儀礼案と分類している⁽¹⁵⁾。小論では池澤氏の分類名を採用する。

（1）、祭祷案

包山楚簡にみえる祭祷名は罷祷・壘祷・賽祷の三種である。このうち文献史料にみえるものは賽祷だけであるが、それらはいずれも貞人たちが自ら属するそれぞれの集団内で使用された祭祷名で、それらの内容に本質的な差異はないと筆者は考えている⁽¹⁶⁾。

そして望山楚簡にもこれら三種の祭祷名と同じものがみえ、それぞれの頻度数は罷祷（二例）・賽祷

(七例)・壘禱(一一例)である。これらの祭祷の体例は、例えば包山楚簡二三条の命辞の壘禱に、
壘禱劭王戦牛、饋之。壘禱東陵連囂研・酒食、蒿之。

とあるように、①祭祀対象+②犠牲供物+③祭祀法(饋・畜・蒿など。ただしこれを欠く場合もある)からなり、前者は①が劭王、②が戦牛、③が饋、後者は①が東陵連囂、②が研・酒食、③が蒿となってい。それに対して望山楚簡では、例えば簡一一二に、

□折(哲)王各戦牛、饋之。壘禱先君東邸公戦牛、饋□□

とあるように、前者の祭祷名は欠けているが、①が折(哲)王(を含む先王)、②が戦牛、③が饋、後者の壘禱では①が先君東邸公、②が戦牛、③が饋となっていて、包山楚簡の体例と一致し、③の祭祀法の名称もみな同じである⁽¹⁷⁾。ただし簡二八に、

□志事、以其故斂之、畜歸佩玉一環東大王、壘禱宮行一白犬酒食。

とあり、北大本の注釈では「歸」を「贈り物をする」と解しているので、下線部分は「佩玉一環を東大王に畜歸す」と讀んでいるのであろう。しかし包山楚簡に「畜歸」と熟する用語はみえず、「畜歸」が「壘禱」と対等の祭祷名としてみえることも体例と一致しない。ただしこのような行文は一例にすぎず、それを例外とみるか、もしくは望山楚簡は包山楚簡の体例に収まらない祭祷の領域をもっていると解すべきか、今後の検討に俟ちたい。

(2) 対抗儀礼案

このような祖先の加護を求めて行う祭祷に対して、「神靈に祟りを解除するように請求する」⁽¹⁸⁾のが対抗儀礼である。包山楚簡ではその体例を「思攻解於○○」とするものが多く、筆者は前稿においてこれを「攻解(祟りの解除)を○○(神靈名)に思む」と読んだ。小論で「思」と釈したこの字は、原簡では「凶」に作る。大西克也氏はこれを「使」の仮借、すなわち使役動詞と解している(19)。その根拠として、上古漢語における「思」と「使」の句型の違いを指摘する。すなわち「使・命・令」などの使役を表す動詞は一般に兼語句型(連動式)を取り、埋め込み文形式の賓語を取ることはない。これに対して「思・知・願・欲・聞・見」などの感情や感覚を表す動詞は、一般に主述構造、すなわち埋め込み文を目的語に取ることができ、そのさい埋め込み文の主語と述語の間に「之」が置かれる頻度が高い、とする。その一例として大西氏は『左伝』宣公四年に、

王思子文之治楚國也、曰「子文無後、何以勸善」。

とある文を挙げている。そこで望山楚簡における対抗儀礼の用例を挙げると、以下の二例がみえる。

□殺坪樂、思攻解於下之人不社死。 □一七六

□思攻□一七七

これより望山楚簡も包山楚簡と同一の体例とみて良いが、ただ簡一七六の文意を取るのは容易でない。文中の「之」を埋め込み文の主語と述語の間に置かれた「之」と解することができれば筆者の解釈のままで良いし、もしそのように解せないとすれば、「思」を使役動詞として読まなければならない。後考を俟ちたい。

(3) 舉と遼

包山楚簡ではある貞人が提案した祭祷案を別の貞人が援用してふたたび提案するという手続きがみられ、これを「舉」・「遼」といい、考釈382は舉を「舉」の通假字、考釈385は遼を「遼」の異体字とする。その例は

舉石被裳之弊、壘禱於邵王戦牛、饋之。二〇三

遼郿會之斂、賽禱東陵連囂研豕・酒食、蒿之。二一〇、二一一

の如くで、前者は酈会が石被裳の祭祷案を「粛」し、後者は五生が酈会の祭祷案を「遯」している。前稿で検討したように、両者の間に本質的な意味の違いはなく、ただ前年の貞問で提案された祭祷案を援用することを「遯」、同年同月同日に行われた貞問で提案された祭祷案を援用することを「粛」と言うにすぎない。望山楚簡には「粛」が一例だけみえ、

少遲瘥、以其故斂之。粛暨豹之祝、墮口六三
とあり、包山楚簡とほぼ同じ体例と解される。

むすび

小論では包山楚簡によって得られた体例に基づき、それを望山楚簡に適用し、併せて淺原達郎氏による望山楚簡の復元と比較検討するという方法をとって、望山楚簡と包山楚簡の異同を種々分析した。紙幅の都合で望山楚簡にみえる「習卜」や「斎」などの占卜・祭祀に関する分析は、稿を改めて行う予定であるが、それ以外にも分析検討しなければならない問題は多数残されている。筆者はこのたびの分析方法として、「ト筮祭祷簡」として最も完成された体例をもつ包山楚簡を意識的に基準としたが、淺原氏はむしろ包山楚簡が余りにも体例が整いすぎており、包山楚簡の体例で望山楚簡のすべてを語ることはできないと懸念を示されている。しかし現在のところ完成された体例は包山楚簡にのみ存することも事実である。そのため方法論としては、一方で包山楚簡の体例をいっそう完全に分析しつくし、全体系を再構成してゆく作業をいっそう推し進め、他方で淺原氏のような手法で断簡の復元をより精緻に進め、その過程で両者の成果を相互に検証してゆくのが、最も効果的なのではないかと思われる。

注

- (1) 湖北省荊鉄路考古隊『包山楚墓』(文物出版社、一九九一年十月)、同『包山楚簡』(文物出版社、一九九一年十月)。
- (2) 淺原達郎「望山一号墓竹簡の復元」(小南一郎編『中国の禮制と禮學』所収、朋友書店、二〇〇一年十月)。
- (3) 工藤元男「包山楚簡「ト筮祭祷簡」の構造とシステム」(『東洋史研究』第五九卷第四号、二〇〇一年)は、それを解析した論文であり、同「包山楚簡“ト筮祭祷簡”的構造与系統」(『人文論叢』二〇〇一年卷、武漢大学出版社、二〇〇二年十月)はその中文訳版である。小論で前稿と言う場合は前者を指す。
- (4) 池澤 優「祭られる神と祭られぬ神—戦国時代の楚の「ト筮祭祷記録」竹簡に見る靈的存在の構造に関する観書一」(『中国出土資料研究』創刊号、一九九七年)。
" 「戦国時代の祖先祭祀—「ト筮祭祷記録」楚簡と睡虎地秦簡「日書」一」(同氏著『孝思想の宗教学的研究』所収、東京大学出版会、二〇〇二年一月)。
- (5) 李 零「包山楚簡研究(占卜類)」(『中国典籍与文化論叢』第一輯、中華書局、一九九三年)。
- (6) ただし淺原達郎氏は李零氏の分類を批判し、第二次占卜で述べられる吉凶は、祭祷そのものの吉凶ではなく、最初の命辞に対する吉凶と考えるべきと主張している(淺原達郎前掲論文)。
- (7) 以上の歳貞・疾病貞に関しては、陳偉『包山楚簡初探』第六章ト筮与祷祠(武漢大学出版社、一九九六年八月)を参照されたい。
- (8) 商承祚前掲編著、二二四頁。淺原氏は商承祚本や北大本でこの簡六が六片より「遙綴」されたことを、筆跡の同一性に従ったものと推測している(淺原達郎前掲論文)。

- (9) 陳振裕「江陵望山一・二号墓所出楚簡概述」(湖北省文物考古研究所・北京大学中文系編前掲書『望山楚簡』所収)。
- (10) 淺原前掲論文。
- (11) 李零前掲論文。
- (12) 河南省文物考古研究所編著『新蔡葛陵楚墓』(大象出版社、二〇〇三年十月) 図版六九～一六九、附録一「新蔡葛陵楚墓出土竹簡釁文」によれば、甲二：三七、甲三：一一二、甲三：一八四一二・一八五・二二二、甲三：三〇二、乙二：二、乙四：一五、乙四：六八、乙四：七九、乙四：九五、零：一一五、二二に数字卦がみえる。
- (13) 湖北省荊州地区博物館「江陵天星觀1号楚墓」(『考古学報』一九八二年第一期)。
- (14) 李零前掲論文。
- (15) 池澤優前掲論文。
- (16) ただし簡一一九に「匚~~匚~~匱禱大夫之私巫、匱禱祭白犬、寵禱王孫梟冢=」とあり、同一簡に舉祷と寵禱が一緒に登場している。これは包山楚簡には見られない現象なので、今後の検討課題といい。
- (17) 望山楚簡の簡一一七に「王之北子各冢=酒食、唐之」とみえる「唐」を、北大本の「補正」では「蒿」字に改釁している。
- (18) 池澤優前掲論文。
- (19) 大西克也「包山楚簡「凶」字の訓釁をめぐって」(『東京大学中国語中国文学研究室紀要』第三号、二〇〇〇年六月)。

原載、福井文雅博士古稀・退職記念論集刊行会編『福井文雅博士古稀記念論集 アジア文化の思想と儀礼』所収、春秋社、2005年6月)

平夜君成楚簡「卜筮祭祷簡」初探—戦国楚の祭祀儀礼一

はじめに

近年、河南省東南部で発掘された二基の新蔡葛陵楚墓のうち、平夜君成楚墓から大量の竹簡が出土した。発掘簡報は『文物』二〇〇二年第八期に掲載され⁽¹⁾、翌年正式な発掘報告書が刊行され⁽²⁾、ようやくその全容が研究者に公開されることになった。

この新資料（以下、平夜君成墓楚簡と簡称）が注目を集めているのは、その中に「卜筮祭祷簡」が含まれているためである。周知のように、「卜筮祭祷簡」とは戦国時代の楚において、貞人（巫祝）たちが封君や世族の屋敷に招かれ、彼らクライアント⁽³⁾のため向こう一年間の安危の有無を貞問し、もし何らかの不祥が占断された場合、それを解除するための対抗儀礼案や祖先祭祷案を提示した記録、およびその祭祷の実施記録を含むものである。この種の資料は戦国楚墓から出土し、楚系文字で記され、それ故に楚の地域文化を示すものと解される。これまで出土した「卜筮祭祷簡」を発掘年代順に紹介すると、以下のようになる。

（一）湖北江陵望山一号墓出土「卜筮祭祷簡」⁽⁴⁾。一九六五年冬～六六年春に発掘された中型土坑木椁墓より出土。すべて残簡で、綴合後の総枚数は二〇七枚。墓主悼固の身分は下大夫。

（二）湖北江陵天星觀一号墓出土「卜筮祭祷簡」⁽⁵⁾。一九七八年に発掘された大型土坑木椁墓より出土。整簡は七〇余枚で、その他は残簡。墓主は邸旛君番勅。邸旛は封地名、君は封号、番勅は姓名。墓主の生前の地位は、爵位は上卿、官職は令尹・上柱国と想定される。

（三）湖北江陵秦家嘴一号墓・十三号墓・九十九号墓出土「卜筮祭祷簡」⁽⁶⁾。一九八六年五月～八七年六月、春秋晚期～戦国晚期早段の一〇五基の楚墓が発掘され、そのうち三基の墓葬から竹簡が出土。すべて残簡。墓葬群全体の下限は戦国晚期早段（前二七八以前）と報告されているが、個々の年代は不詳、当該墓の墓主の身分も不詳。

（四）包山二号墓出土「卜筮祭祷簡」⁽⁷⁾。一九八七年に発掘された大型土坑木椁墓より五七枚が出土し、目下「卜筮祭祷簡」に関する最も完全な資料である。墓主の職位は左尹、姓名は邵旛、身分は上大夫。

それを要約すると次のようになるであろう⁽⁸⁾。すなわち望山楚簡は「卜筮祭祷簡」の最初の出土例であるが、すべて断簡である。天星觀楚簡は多数の整簡を含むようであるが、正式な発掘報告書は出ておらず、詳細は不明である⁽⁹⁾。秦家嘴の場合も詳細は不明である。これに対して包山楚簡は全簡文が公表されている唯一の例で、その内容も完全で、これによって卜筮祭祷という楚の習俗も初めて明らかになった。先に筆者はその内容について詳細に検討し⁽¹⁰⁾、さらにそれを踏まえて望山楚簡についても分析したことがある⁽¹¹⁾。小論ではそれらの検討で得られた成果を平夜君成墓楚簡に適用して、その間の異同を分析し、それによって平夜君成墓楚簡の資料的性格を明らかにし、併せて包山楚簡「卜筮祭祷簡」の資料的位置づけを試みてみたいと思う。

一、新蔡平夜君成墓と「卜筮祭祷簡」簡介

発掘報告書に基づいて、平夜君成墓およびそこから出土した「卜筮祭祷簡」の内容について紹介すると、以下の如くである⁽¹²⁾。平夜君成墓（94XGM1001）の所在地は、河南省駐馬店市新蔡県城から西北二五キロ離れた李橋鎮葛陵村東北にある。一九九二年十一月、葛陵村の村民が煉瓦を焼く土を採集して

いたとき、村の東北で当該墓が発見された。墓葬は採土のため一部破壊されており、九三年に再度盗掘を受け、九四年五月に緊急発掘が行われた。墓葬は大型土坑木椁墓。平面は甲字形を呈し、墓口は東西二五・二五𠂇、南北二二・五〇～二三・二五𠂇。墓室の東壁の中部に東西の残長一六・〇𠂇、南北三・五〇～六・四〇𠂇の斜坡状の墓道がある。墓室の四壁は階段状を呈し、墓口から下に向かって七つの台階をなしている。椁室は“亞”字形を呈し、内椁と外椁からなる。外椁は東・西・南・北・中の五つの椁室に分かれ、竹簡は南室の東南部から出土した。このような墓葬の形制と棺椁の構造から、当該墓葬は楚の封君の規格に相当するとされる。また副葬品の中に編鐘が一点含まれ、墓主の身分が上卿であることを示すと言う。

南室の内部は盗掘によって攪乱され、竹簡はすべて残簡の状態で出土した。それらを出土した位置に基づいて甲乙両区に区分し、それをさらに組に細分し、編号（簡番号）が付けられた。甲区は五二三枚、乙区は二九九枚、これ以外の破損のひどものには編号を付けず、臨摹するとき編号したものは七四九枚、全部で一五七一枚である。原簡の簡長は不明。幅は〇・八𠂇前後、狭いものは〇・六𠂇、広いものは一・二𠂇。一般に文字は竹黄面に記されているが、一部は竹青面にも書かれ、字迹の大部分は明晰。筆跡から複数の書写者が想定され、字間のスペースにも疎密がある。

竹簡の内容はほぼ以下の両類に区分されている。

第一類：「卜筮祭祷記録」。大多数を占め、その内容は次の三種に分かれる。①包山楚簡中の卜筮祭祷簡とよく似ており、主に平夜君成が占卜祭祷を行った記録で、占卜の内容は病状の求問を主とする。簡文の体例も包山楚簡とよく似て、前辞・命辞・占辞等の部分からなり、これより墓主の生前の病状が知られる。②“小臣成”（平夜君成）が自ら祈祷した記録で、数は少ない。これに属する簡の幅はやや広く、字も大きい。③祭祷に関する記録で、占卜に関する記録はみえない。体例は統一的で、竹簡も短く、数も少ない。第二類：「遣策」二〇余枚。

河南省で発見された楚簡としては、一九五七年に信陽市の長台閔一号楚墓から出土したものが知られている⁽¹³⁾。このたびの平夜君成墓楚簡はそれに次ぐ中原地区発見の楚簡として貴重なものである。

二、以事紀年と楚月名の検討

さて、これより平夜君成墓楚簡を分析することになるが、ただこの楚簡は先にも述べたようにすべて断簡であるため、冊書に復元するのはきわめて困難であり、発掘報告書でもその検討はなされていない。その意味での状況は、望山楚簡「卜筮祭祷簡」の場合とまったく同様である。ただし望山楚簡については、最近、淺原達郎氏が「簡長と契口」・「綴合」・「右之類と左之類」等の分析方法により、初めて全体的な復元を試みている⁽¹⁴⁾。すなわち『望山楚簡』の整理者はその考釈二五において、「之」字に両種の書法がみられ、それは日付と一定の対応関係があることを指摘している⁽¹⁵⁾。これを承けて淺原氏は、「之」の筆画が左から右に流れる型を「右之類」、右から左に跳ねる型を「左之類」と命名し、この区別を他の字にも適用することによって望山楚簡を両種の筆跡に分類し、分析の手掛かりとしている。その手法は平夜君成墓楚簡についても有効であることが期待されるが、その検討は別稿に譲って、今回小論で採用する方法論は包山楚簡で獲得した卜筮祭祷簡の体例分析を第一とするものである。

1、以事紀年

発掘報告では竹簡中にみえる以事紀年を九種としている⁽¹⁶⁾。頻度数の多いものから列挙すると、以下のようになる。

a. 王遷（徙）於鄆郢之歲（歳）（王、鄆郢に徙るの歳）……四〇例

- b.齊客墮（陳）異致福於王之歲（歳）（齊客陳異、福を王に致すの歳）……七例
 - c.王僞（復）於藍郢之歲（歳）（王、藍郢に復するの歳）五例
 - d.句慮公尊（鄭）余穀大城复（茲）竝（方）之歲（歳）（句慮公鄭余穀、大いに茲方に城くの歳）
……三例
 - e.夔荅受女於楚之歲（歳）（夔荅、女を楚に受くる歳）……二例
 - f.□至（致）币（師）於墮（陳）之歲（歳）（……師を陳に致すの歳）……二例
 - g.□大莫囂旛爲戰（戦）於長城之歲（歳）（大莫囂旛、晉師の爲に長城に戦うの歳）……二例
 - h.我王於林丘之歲（歳）（我が王、林丘に於けるの歳）……一例
 - i.□□公城郿（郿）之歲（歳）（……□公、郿に城くの歳）……一例
 - j.王自肥還郢遷（徙）於鄖（郿）郢之歲（歳）（王、肥自り郿に還り、郿郢に徙るの歳）……一例
- 発掘報告書の挙げる九種の以事紀年はa～iまでであるが、簡文を精査するとjの例もみえる。jの「郿郢に徙る」はaの「郿郢に徙る」と楚王の同一行動であるため、両者は同一以事紀年の異なる表現とも解され、あるいは年次を異にする楚王の同種の行動とも解される。

2、楚月名

楚では中原地域とは異なる楚固有の月名を使用していた。楚の月名はすでに鄂君啓節などの出土文字資料から一部知られてはいたが、後に楚月名と秦月名を対照させた睡虎地秦簡「日書」歳篇が発見されたことによって、楚月名の全体がほぼ明らかになっている。さらに包山楚簡でも楚月名が多数みられる。それらを総合すると、表一のようになるであろう⁽¹⁷⁾。

表一 秦楚月名対照表

| 秦月 | 楚 月 | |
|-----|-----|----------|
| 十月 | 正月 | 冬夕・冬柰 |
| 十一月 | 二月 | 屈夕・屈柰 |
| 十二月 | 三月 | 援夕・遠柰 |
| 正月 | 四月 | 刑夷・禡戻 |
| 二月 | 五月 | 夏戻 |
| 三月 | 六月 | 紡月・官月 |
| 四月 | 七月 | 七月・夏夕・夏柰 |
| 五月 | 八月 | 八月 |
| 六月 | 九月 | 九月 |
| 七月 | 十月 | 十月 |
| 八月 | 十一月 | 釀月・寅月 |
| 九月 | 十二月 | 獻馬 |

これに対して、平夜君成墓楚簡にみえる月名とその頻度数は表二の如くである。

表二 平夜君成楚簡の
楚月名と頻度数

| 楚月名 | |
|----------|----|
| 冬夕・冬柰 | 4 |
| 屈夕・屈柰 | 5 |
| 援夕・遠柰 | 2 |
| 刑夷・翫𠂔 | 2 |
| 夏𠂔 | 2 |
| 紡月・育(享)月 | 6 |
| 七月・夏夕・夏柰 | 35 |
| 八月 | 28 |
| 九月 | 6 |
| 十月 | 5 |
| 釀月・貞月 | 0 |
| 獻馬 | 9 |

この表をみると、平夜君成墓楚簡においては七月・八月の頻度数が突出して多いことに気づく。ちなみに望山楚簡に登場する月名は翫𠂔（四月）六例、釀月（十一月）三例、獻馬（十二月）三例である。望山楚簡で翫𠂔（四月）の頻度数が多いのは、その出土地（江陵県）である楚の国都である郢一帯では、包山楚簡の場合と同様に、この月を歳首として歳貞を行っているからと解され、それ故に釀月・獻馬の貞問は臨時に行われる疾病貞とみなされる⁽¹⁸⁾。これに対して平夜君成墓楚簡では七月（夏柰）・八月に月名が集中していると共に、釀月を除いてほとんどの月名が登場しているのもその特長である。それではこの七月・八月の頻度数は何を背景としているのであろうか。そこでこの両月に関する記事を先に筆者が行った「卜筮祭祷簡」の体例の中に組み込んで検討してみたい。

三、七月・八月の事例の検討

1、七月の事例

〈第一次占卜の前辞〉（一部命辞を含む）

夏柰（七月）の月がみえる前辞は、次の八例である。

- a. □【王徙於】鄖（鄖）郢之歲（歲）、蹠（夏）柰之月、乙卯之日、酈（應）嘉己（以）衛疾之
筭（筮）爲坪夜君貞、「既又（有）疾、尚遯（速）癥（瘥）、母又（有）」□（甲三:114,113）
- b. 王遷（徙）於鄖（鄖）郢之歲（歲）、蹠（夏）柰貞=（之月）、癸蠱（亥）貞=（之日）、彭定己
(以) 少（小）彫鼈（鼈）□（甲三:204）
- c. □郢之歲（歲）、蹠（夏）柰貞=（之月）、乙丑貞=（之日）、君晉（朝）於客□（乙一:5）
- d. 王遷（徙）於敵（鄖）郢之歲（歲）、蹠（夏）柰貞=（之月）、乙巳貞=（之日）、頃與良志己（以）
陵尹□（乙一:12）
- e. 王遷（徙）於敵（鄖）郢之歲（歲）、蹠（夏）柰貞=（之月）、乙巳貞=（之日）、灋鬱己（以）陵
□（乙一:18）
- f. □蹠（夏）柰貞=（之月）、酉（丙）曆（辰）貞=（之日）、陵君（尹）懌□（零:200,323）
- g. □蹠（夏）柰貞=（之月）、乙卯□（甲三:159-3）
- h. □蹠（夏）柰貞=（之月）、己丑貞=（之日）□（乙三:49,乙二:21）

aは傍線を施した命辞の部分から疾病貞と解される。それ以外は命辞の部分がみな欠けているので、不明である。ただしここで注意すべきことは、a～eの夏柰（七月）が“王徙於鄖郢之歲”という同

一年に属する（ただし c は推定）ことである。これより王徙於鄆郢之歳の夏柰之月では、乙巳～乙丑までの 21 日の間に、乙巳・乙卯（乙巳の十日後）・癸亥（乙卯の八日後）・乙丑（癸亥の二日後）の各日に、相異なる貞人によって貞問の行われたことが分かる。同日に歳貞と疾病貞が行われた例は包山楚簡にみえるが、しかし歳貞が日を異にして複数回行われた明確な事例はなく⁽¹⁹⁾、もしあつとしてもその理由は定かでなく、さらに a の命辞が明らかに疾病貞とみなされることから、おそらく a～e の簡文はみな疾病貞の前辞・命辞と解されるのである。

〈第一次占卜の命辞〉

次に第一次占卜の命辞の中に現れる夏柰（七月）の事例をみてみよう。

- a. □ 卦（卒）哉（歲）國（或）至塗（來）哉（歲）之頤（夏）柰□（甲三：248）
- b. 自頤（夏）柰育=（之月）已（以）至塗（來）哉（歲）頤（夏）柰、尚母又（有）大咎。沝□（乙一：19）
- c. 奈育=（之月）已（以）至塗（來）哉（歲）之頤（夏）柰、尚母又（有）大咎。沝簪占之、「歎（恆）貞吉、亡（無）咎」。□（甲三：117, 120）
- d. □□貞、「貞至咎（冬） 奈育=（之月）尚□（甲三：107）
- e. 疾髓・痕（脹）腹・瘡（膚）疾。自頤（夏）奈育=（之月）已（以）至咎（冬）奈育=（之月）、晝（盡）七月尚母又（有）大咎（乙一：31, 25）

a の「卒歳或至來歳之夏柰」（卒歳、あるいは來歳の夏柰に至るまで）の「卒歳」は一年を意味する⁽²⁰⁾。しかし「來歳の夏柰に至るまで」は起点の月が不明なので、何ヶ月を指すのかは定かでない。b・c は同一内容とみなされ、当年七月～翌年七月までの一年間を指すのであろう。とくに c の後半の傍線部分は包山楚簡を典型とする歳貞の定型句と酷似している。ところが d は同じく七月を起点としながら、翌年の冬柰（正月）までの七ヶ月間の安危を貞問するもので、e も同様である。これより平夜君成墓楚簡の貞問は、当年七月～翌年七月までの一年間を時限とするものと、当年七月～翌年正月までの七ヶ月間を時限とするものが並行して行われることになる。さらに e の傍線部分をみると、その貞問は疾病貞と解される。これらのことから、当年七月～翌年正月までの短期的時限を示す d・e は疾病貞であるかも知れない。そうであれば、包山楚簡では疾病貞で時限を設定することはないので、これもまた平夜君成墓楚簡の重要な特長と言えよう。

〈祭祷の実施記録〉

平夜君成墓楚簡において夏柰（七月）が頻出する背景として、さらに次のような簡文に注目する必要がある。

- a. 頤（夏）柰育=（之月）、己丑【之日】已（以）君不釋（懌）之古（故）、遼（就）禱墮（陳）宗一豬。壬辰（辰）畜=（之日）禱之。（乙一：4, 10, 乙二：12）
- b. 頤（夏）柰育=（之月）、己丑畜=（之日）、已（以）君不釋（懌）之古（故）、遼（就）禱三楚先屯一咩（咩）、翫（緜）之牴玉。壬辰（辰）畜=（之日）禱之。□□（乙一：17）
- c. 頤（夏）柰育=（之月）、己丑畜=（之日）、已（以）君不釋（懌）之古（故）、遼（就）禱靄（靈）君子一豬；遼（就）禱門・戶屯一咩（咩）；遼（就）禱行一大。壬辰（辰）畜=（之日）【禱之】□（乙一：28）

以事紀年を欠いているが、それらはみな夏柰（七月）の己丑に平夜君成の恢復を祈念する祭祷案が提案され、その三日後の壬辰の日に実施した記録とみなされる。

2、八月の事例

〈第一次占卜の前辞〉（一部命辞を含む）

第一次占卜の前辞における八月の事例は以下の一五例である。

- a. □王遷（徙）於鄆（鄆）郢之歲（歲）、貈=（八月）丁巳^酉=（之日）、愴^呂（以）大央爲坪【夜君貞】□（甲一:3）
- b. 王遷（徙）於鄆（鄆）郢之歲（歲）、八月丁巳^酉=（之日）、塩（鹽）壽君^呂（以）吳頤（夏）□（甲二:6, 30, 15）
- c. □【王徙】於鄆（鄆）郢之歲（歲）、貈=（八月）丁巳^酉=（之日）、雁（應）寅^呂（以）少（小）央爲□（甲二:22, 23, 24）
- d. □【王徙】於鄆（鄆）郢之歲（歲）、貈=（八月）丁巳^酉=（之日）、酈（應）寅□（甲三:178）
- e. 王遷（徙）於鄆（鄆）郢之歲（歲）、貈=（八月）丁巳^酉=（之日）、酈（應）寅^呂（以）大央□（甲三:258）
- f. □【王徙於鄆郢】之歲（歲）、貈=（八月）、丁巳^酉=（之日）、塩（鹽）壽君^呂（以）吳頤（夏）之□（甲三:342-1, 零:309）
- g. 王於^敵（鄆）郢之歲（歲）、八月己巳之日、鄭建^呂（以）□□（甲三:223）
- h. 王遷（徙）於鄆（鄆）郢之歲（歲）、八月己巳^酉=（之日）、塩（鹽）牘^呂（以）駄^靈（靈）爲坪夜君貞：既心□（甲三:215）
- i. 王遷（徙）於鄆（鄆）郢之歲（歲）、貈=（八月）辛酉^酉=（之日）、東□（甲二:14, 13）
- j. □於^蔽（鄆）郢之歲（歲）、貈=（八月）辛酉之□（乙三:29）
- k. 王遷（徙）於鄆（鄆）郢之歲（歲）、八月、庚辰（辰）^酉=（之日）、所受盟於□（甲三:221）
- l. □歲（歲）、八月己未之日、塩（鹽）券^呂（以）長□（甲三:26）
- m. 貈=（八月）己未^夕=（之夕）、呂（以）君之病（病）之【故】□（乙四:5）
- n. 【王徙】於鄆郢之歲（歲）、貈=（八月）戊□（零:113）
- o. □貈=（八月）乙卯^酉=（之日）、鄭卜子^子愴^呂（以）^鑿頁之鼈爲君三歲（歲）貞□（乙四:98）

これらの中で a ~ f は“王徙於鄆郢之歲”八月丁巳の同日に行われた貞問であるが（ただし f は推定）、簡文からは歳貞・疾病貞の別を判断できない。また貞人として愴・鹽壽君・応寅の三名が確認でき、これら六つの貞問の中で愴は一度、鹽壽君は二度、応寅は三度登場している。包山楚簡でも同日の歳貞や疾病貞に複数の貞人が参加して行う例はある。しかし同一の貞間に同じ貞人が何度も登場する例はなく⁽²¹⁾、この点も平夜君成墓楚簡の大きな特長である。g・h も同年八月の貞問で、その日は共に己巳である。その中の h は傍線の命辭「既心□」より疾病貞とみなされる。i・j も同年八月の貞問で、その日は辛酉で、簡文からは歳貞・疾病貞の別を判断できない。k も同年八月の貞問で、その日は庚辰である。その後に続く「所受盟於□」が貞人名や祭祷名で始まる通常の形式を取らないのは、それが歳貞・疾病貞あるいは祭祷簡の祷辭（包山楚簡の四・五・一四・一五の各条）とは異なるさらに別の形式の貞問である可能性を示唆している。これと比較的よく似たものは、望山楚簡の簡一五四に、

□日、所可^呂（以）齋□

とある簡文である。ともあれ、簡文中の「盟」字について、明・張自烈『正字通』午集中皿部に、

盟、盟本字。

とあり、「盟」の本字とされている。すると k は盟誓に関する貞問であろうか。l・m は以事紀年を欠くが、共に同年八月己未の貞問である可能性がある。m の方は傍線部分から明らかに疾病貞であることが分かる。しかし干支日辰の後に「夕」（時辰名か）の付く例は包山楚簡にみられない。「夕」字は望山楚簡の簡一八四に、

□タロ□

と一例みられるが、しかしそれがmの例と関係あるか否かは不明である。nも同年の貞問であるが、日月は八月戊（地支は不明）である。干支の順で言えば戊の後に辰もしくは寅のくる可能性がある。また命辞を欠くので歳貞・疾病貞の別は判断できない。oは以事紀年を欠き、日は乙卯である。一見、歳貞のようにみえるが、この簡文は通常の体例と大きな違いがある。すなわち歳貞の場合、以事紀年と日月の後に、例えば包山楚簡の簡一九七に、

鹽吉以保彖爲左尹旂首（貞）、……

鹽吉、保彖を以て左尹旂の爲に首（貞）う、……

とあるように、

「貞人名」・「以」・「卜筮用具名」・「爲」・「クライアント名」・「貞」

という形式を取るが、これをoの原文に対応させてみると、

「鄭卜子愬」「以」「鑿頁之鼈」「爲」「君」「三歳貞」

となり、最後の「三歳貞」が体例と合わない。包山楚簡には貞問の時限として「卒歳」・「集歳」の語がみえ、卒歳を満一年と解する点で諸家の解釈は一致している。集歳については、考叢四〇一および彭浩氏は三年の意に解している⁽²²⁾。これに対して、李零氏・陳偉氏および筆者は一年の意に解している⁽²³⁾。筆者は今でもその解釈を堅持するものであるが、かりに集歳が三歳の意であるとしても、「三歳」の語が「爲君三歳貞」の句の中にあるのは体例と合わず、構文的にも「君のために向こう三年間の安危を貞う」とは読み難い。

ともあれ、以上の検討から王徙於鄆郢之歳の八月に、少なくとも丁巳・己巳・辛酉・庚辰の日に貞問の行われたことが知られる。nの「戊□」は干支の順から推して辰あるいは寅がくる可能性があり、これを含めると貞問は五日となる。さらに1の「……歳、八月、己未之日」を王徙於鄆郢之歳の「歳」とすれば、当年八月の貞問は全部で六回行われることになる。一方、mの己未の日の貞問は疾病貞であった。かりに王徙於鄆郢之歳の八月の貞問を歳貞としても、その歳貞を月内に六回も行うのは尋常ではなく、やはりa～oの事例はすべて疾病貞とみなさざるを得ない。ちなみにこれらの六回の貞問の日を示すと（数字は干支順）、次のようになる。

乙卯（52）→丁巳（54）→己未（56）→辛酉（58）→戊辰？（5）→己巳（6）→戊寅？（15）→庚辰（17）

みられるように、当年八月はほぼ一日おきに疾病貞が行われたようで、これより墓主の病状の悪化が窺われる所以である。

3、前辞以外に八月が登場する事例

ところで、八月は前辞以外の箇所にもしばしば登場している。

〈第一次占卜の占辞〉

a. □占之曰、吉。盡八月疾瘥□（甲二:25）

b. □【占之】曰、甚吉。未盡八月疾必瘥。□（甲三:160）

a・bは共に第一次占卜の占辞の一部と解され、aは“八月を盡くして疾は瘥ゆ”、bは“未だ八月を盡くさざるとも疾は必ず瘥ゆ”と言う占断であるが、病気の快癒は八月に限られるものではないであろうから、ここに現れた八月は必ずしも特別な意味を持っているわけではないであろう。

〈第二次占卜の命辞〉

次のa～cは第二次占卜の命辞における八月の例、すなわち第一次占卜の命辞で占断された憂患を解除するため、貞人がクライアント平夜君成に対して提出した祭祷案の中における八月に関する例と解さ

れる。

- a. □之祝（説）。數（擇）日於胥=（八月）之申（中）賽禱□（甲三：303）
- b. □畢（擇）日胥=（八月）之申（中）牋□（甲三：339）
- c. 畢（擇）日於胥=（八月）牋祭競坪（平）王、呂（以）逾至客（文）君。占之、「吉」。既敘之。
□（甲三：201）

みなほぼ同じ構文で、とくにcをみてみると、傍線部分の命辞で祭祷案が示され、二重傍線の占辞でその祭祷案の可否が占卜されて、その結果「吉」と占断されている。実際、八月にそのような祭祷が実施されたことは、さらに次の簡文から推測される。

〈祭祷の実施記録〉

- a. □巳之昏薦（薦）盧（且）禱之、塗（地）宝（主）。八月辛酉□（乙三：60, 乙二：13）
- b. �胥=（八月）甲戌胥=（之日）薦（薦）之。□（甲三：80）
- c. �胥=（八月）辛巳多=（之夕）歸一璧於□（甲三：163）
- d. □客（文）君與畜、解於爻（太）、遯（遯）亓（其）疋祝（説）。胥=（八月）壬午胥=（之日）薦（薦）爻（太）（甲三：300, 307）

a～dに辛酉（58）・甲戌（11）・辛巳（18）・壬午（19）の四つの干支日辰がみえ、a・b・dの各日に「薦（薦）」が行われている。「薦（薦）」字は包山楚簡では「屏」に作り、考収三九五はこれを「斎」字の異体字、「薦」の仮借字とし、その字義について、『周礼』天官・庖人に対する鄭玄注、

備品物曰薦、致滋味乃爲羞。

を挙げている。つまり供え物をして祭る意である。またcの「歸」については、包山楚簡の簡二一八に
壁（避）琥、畢（擇）良月良日遁（歸）之。

とあり、考収四三二は「歸」を「餽」に読み替えている。「歸」は望山楚簡にも散見し、例えば簡二八に

□志事、以其古（故）斂之。「享遁（歸）佩玉一環東大王、墨禱宮行一白犬酒食」。

とあり、祖靈に玉器を贈る祭礼のようである。a～dにはこれら「薦（薦）」・「歸」に関する具体的な干支日辰が記されていることからみて、それらは実施された記録の一部と解される。

以上において平夜君成墓楚簡において月名が夏柰（七月）と八月に集中している状況について検討してきたが、これより次のことが浮上してきた。①平夜君成墓楚簡にみえる七月の貞問は、ほとんど疾病貞に関するものである。②貞問は七月を起点として一年間を時限とするものと、七月から翌年正月までの短期的なものとがあり、その場合の貞問も疾病貞に関するものである。③八月の貞問はすべて疾病貞に関するものである。それにしても、平夜君成墓楚簡においてはなぜかくも七月と八月の記事が突出して現れているのであろうか。

四、その他の月名の現れ方の事例

そこで七月・八月以外の各月がどのような文脈の中に登場しているのかを検討してみることにする。

1、冬柰（一月）の事例

- a. □□貞：肯至胥（冬）柰胥=（之月）尚□（甲三：107）
- b. 疾髓・痕（脹）腹・瘡（膿）疾。自願（夏）柰胥=（之月）呂（以）至胥（冬）柰胥=（之月）、
彖（盡）七月尚母又（有）大□（乙一：31, 25）
- c. 【王復於】藍郢之歲（歲）、胥（冬）柰胥=（之月）、丁嬪（亥）胥=（之日）、鄭疾呂（以）駁

靈爲君□ (乙四:63, 147)

d. □【王】復於藍郢之歲 (歲)、眚 (冬) 禱貢= (之月) 丁嬪 (亥) 眇= (之日)、鼈尹【丹】□ (零: 294, 482, 乙四:129)

e. □之歲 (歲)、眚 (冬) 禱□ (零:496)

まず一月では、a・bはすでに七月条で検討済みなので省く。c・dは共に定型的な第一次占卜の前辞をなし、eもその一部であろう。ただ前辞の後に続く命辞を欠くので、その内容が歳貞・疾病貞のいずれかは不明である。

2、屈柰（二月）の事例

a. 勿邦公奠（鄭）余穀大城鄙（茲）竝（方）之歲 (歲)、屈柰貢= (之月)、癸未【之日】(乙一:14)

b. 勿邦公鄭【余穀】大轔（城）鄙（茲）竝（方）之歲 (歲)、屈柰貢= (之月)、癸未眚= (之日)、謐【生】□ (乙一:32, 23, 1)

c. □歲 (歲)、屈柰之【月】□ (零:414)

d. □歲 (歲)、屈柰□ (零:503)

e. □頤（夏）𠂇・富（享）月窓（賽）禱大水、備（佩）玉牷。畢（擇）日於屈柰 (乙四:43)

a・bは共に第一次占卜の前辞で、年月日も同じなので、月名を同じくするc・dも同年月日の前辞の一部である可能性が高い。eは第二次占卜の命辞、すなわち祭祷案の一部と解され、その中で五月・六月の賽祷が提案されると共に、二月における何らかの祭祀が提案されているのである。

3、遠柰（三月）の事例

a. □【夔荅受女】於楚之歲 (歲)、遠柰之月、丁酉□ (甲三:34)

b. □夔荅受女於楚之歲 (歲)、覲柰貢= (之月)、丁酉眚= (之日) □ (甲三:42)

c. □□・『遠柰・罷𠂇窓（賽）禱（零:248）

a・bは共に第一次占卜の前辞で、年月日は同じである。cは祭祷案の中で三月と四月に賽祷の実施が提案されているのである。

4、罷𠂇（四月）の事例

a. □罷𠂇之月、己巳眚= (之日)、□□ (甲三:51)

b. □□・『遠柰・罷𠂇窓（賽）禱（零:248）

aは第一次占卜の前辞で、bは遠柰（三月）の条で述べた。包山楚簡によれば歳貞は通常四月に行われ、それは楚の歳首と関連するが、平夜君成墓楚簡では四月の例はこの二例だけである。それは平夜君成墓楚簡における四月の歳貞の存在そのものを疑わせるものである。この点については後文で検討する。

5、夏𠂇（五月）の事例

a. □大轔（城）鄙（茲）𠂇（方）之歲 (歲)、頤（夏）𠂇貢= (之月)、癸嬪（亥）眚= (之日)、趨𦵯呂（以）崩駟爲□ (甲三:8, 18)

b. □頤（夏）𠂇・富（享）月窓（賽）禱大水、備（佩）玉牷。畢（擇）日於屈柰 (乙四:43)

aは第一次占卜の前辞で、bは二月条で述べた。

6、享月（六月）の事例

a. □□公城鄙（鄖）之歲 (歲)、富（享）月□ (甲三:30)

b. 王自肥還郢遲（徙）於鄖（鄖）郢之歲 (歲)、富（享）月□ (甲三:240)

c. 王遲（徙）於鄖（鄖）郢之歲 (歲)、富（享）月、己巳眚= (之日)、公子虞（虢）命諭生呂（以）衛筭□ (乙一:16)

d. 王遷（徙）於斂（鄆）鄆之歲（歲）、高（享）月、己巳酉=（之日）、諭生呂（以）靈筆爲君貞、
「酒（將）逾取薺（稟）、還□（乙一:26, 2）

e. □之歲（歲）、高（享）月□（零:51）

f. □頤（夏）戸・高（享）月寔（賽）禱大水、備（佩）玉粧。畢（擇）日於屈柰（乙四:43）

aとb～dは以事紀年を異にするが（bとc・dの関係については先述した）、共に第一次占卜の前辞である。とくにdの傍線部分の命辞は、歳貞・疾病貞の別を判断する上で重要であるが、判然としない。eは第一次占卜の前辞の一部で、fはすでに述べた。

7、九月の事例

a. 我王於林丘歲=（之歲）、九月□（甲三:1）

b. □之歲（歲）、九月、甲申酉=（之日）、攻差呂（以）君命取惠靈（靈）□（乙四:144）

c. □歲（歲）、九月、乙卯酉=（之日）、□□（零:431）

d. □【占】之、「死（恆）貞吉、無咎。疾寵齎寵也、至脊=（九月）又（有）良闐（闐）。□（甲一:22）

e. 日於九月薦（薦）虞（且）禱之、吉。□（甲三:401）

f. □八月又（有）女子之貲、九月・十月又（有）外□□（乙四:106）

a～cとも第一次占卜の前辞と解されるが、b・cがaと同一の以事紀年であるかどうかは不明である。dは第一次占卜の命辞の一部で、傍線部に「九月に至りて良闐有り」とあるので、明らかに疾病貞である。eは第二次占卜の命辞の一部かも知れない⁽²⁴⁾。fは不明。

8、十月の事例

a. □至師【於陳】之歲（歲）、十月、壬戌□（零:526, 甲三:37）

b. □至師於陸（陳）之歲（歲）、十月、壬【戌】□（甲三:49）

c. □呂（以）至脊=（十月）、三月□（甲三:191）

d. □八月又（有）女子之貲、九月・十月又（有）外□□（乙四:106）

e. □大資、十月□（零:192）

a・bは共に年月日を同じくする第一次占卜の前辞と解され、c～eは不明。

以上の検討によって、次のことが検出された。すなわち上文の第一次占卜の命辞に現れた七月cの事例として、

柰賛=（之月）呂（以）至柰（來）歲（歲）之頤（夏）柰、尚母又（有）大咎。渥齎占之、「死（恆）貞吉、亡（無）咎。

とある文を挙げ、傍線部分が歳貞の定型句と酷似することを指摘した。しかし簡尾が断欠していて、あえて歳貞とは断定しなかった。ところが、九月の事例dに、

□【占】之、「死（恆）貞吉、無咎。疾寵齎寵也、至脊=（九月）又（有）良闐（闐）。□

とあり、ここでは「恆貞吉。無咎」の後に疾病貞を示す「至九月有良闐」が続くので、これより先の七月の事例は必ずしも歳貞を示すものでないことになる。すると平夜君成墓楚簡には歳貞を示す簡が一例も存在しないことになる。これは何を意味するのであろうか。

五、平夜君成墓楚簡の性格と年代の位置づけ

平夜君成墓楚簡にはこれまで検討した体例以外にも、包山楚簡や望山楚簡にはみえなかった新たな形式のものを含んでいるようである。すなわち第一節で紹介したように、平夜君成墓楚簡は第一類の「ト

筮祭祷記録」、第二類の遺策に大別され、第一類は①「平夜君成の生前の占卜祭祷記録」、②“小臣成”（平夜君成）自ら祈祷した記録、③祭祷と関連する記録の三種類に分類されている。この中の第一類②の簡文がそれにあたる。そこでこの②に関連する簡文を列挙すると、次のようなである。

1、小臣成（平夜君成）が自ら祈祷した記録

- a. □少(小)臣成迷(速)瘳、是□ (甲三:16)
- b. 有祝(祟)見于大川有沢、少(小)臣成敬之瞿□ (零:198, 203)
- c. □食、邵(昭)告大川有沢、曰：於(鳴)嘵(瘞)慎(哀)哉。少(小)臣成夢(暮)生畢孤□ (零:9, 甲三:23, 57)
- d. □食、邵(昭)告大川有沢。少(小)臣□ (甲三:21)
- e. □少(小)臣成挾=詣=(挾手稽首)、敢用(用)一元□ (乙四:70)
- f. 臣成敢□ (乙四:28)
- g. □少(小)臣成奉遷戯(甲三:64)
- h. □【小】臣成之□ (零:106)

aは「……小臣成、速やかに瘳ゆ、是……」とあるので、平夜君成が自らの病気に関して述べた祈祷の一部と解される。bは「祟り、大川有沢に見る。小臣成、之を敬み瞿れ……」とあり、祟りが大川有沢(不詳)に現れたとする占断に拠り、それを解除するための何らかの行為を行っている。cは「……食、昭らかに大川有沢に告げて曰く、鳴瘞、哀しいかな。小臣成、暮生畢孤」とあり、平夜君成は祟りをなす大川有沢に昭告し、自らそれを解除するため何らかの行為を行っている。以上の三例は、あるいは神靈に祟りを解除するように請求する、池澤優氏のいわゆる「対抗儀礼」の一種とも解せる⁽²⁵⁾。eは平夜君成が丁重な礼をもって、祟りを解除してくれる神格等に対し、何らかの進献物を献納する旨を誓ったものかも知れない。f・gも同様であろう。以上の解釈に大過なければ、発掘報告書の言う「小臣成自ら祈祷した記録」とは、平夜君成が自らの病気恢復を求めて自ら行った祈祷に関する記録と言えよう。包山楚簡や望山楚簡では貞人がクライアントのために病状を求問(疾病貞)することはあっても、このようにクライアント自らが祈祷するような例はみられない。

また、平夜君成墓楚簡では以事紀年が少なくとも九種あり、簡文の内容はほとんど疾病貞に関連するもので、明確な歳貞を示す例は一例も確認できなかった。これより平夜君成の闘病生活は少なくともこの九種の以事紀年に現れた九年にわたっていたと推定され、圧倒的に頻度数の多い“王徙於鄖郢之歲”が彼の最晩年であった可能性が高い⁽²⁶⁾。であれば、平夜君成墓楚簡の中で七月・八月の頻度数が突出して多く、しかも以事紀年においてこの両月がほとんど“王徙於鄖郢之歲”に属していることもそれを傍証するものであろう。これを要するに、平夜君成墓楚簡とはほぼ九年間にわたる平夜君成の闘病生活の間に行われた、貞人たちの疾病貞の記録、祭祷の記録、平夜君成が自らの病気恢復を求めて祈祷した記録等の集成であると言えよう。

2、平夜君成楚墓の年代

それでは、その年代は何時ごろに想定できるのであろうか。最初、『文物』の発掘簡報では戦国中期の楚声王以後とし⁽²⁷⁾、発掘報告書では墓葬の層位関係・副葬品の類型比較、および簡文の内容など諸方面的分析から、戦国中期前後、すなわち楚声王以後、楚悼王末年、あるいはこれよりやや後とし、絶対年代を前三四〇年前後に想定している⁽²⁸⁾。これに対して劉信芳氏は、以事紀年の中で最多の頻度を示す「王徙於鄖郢之歲」を墓主最晩年のものとみなし、この年を暦法から推算して楚肅王四年(前三七七)とし⁽²⁹⁾、李学勤氏もこの劉信芳説に従っている⁽³⁰⁾。これに対して、「ト筮祭祷簡」を出土した

他の墓葬の年代はどうであろうか。

天星観一号墓について発掘簡報は、前三六一年より遅く、前三四〇年前後、すなわち楚宣王あるいは威王の時期としている⁽³¹⁾。その後、包山楚簡のいわゆる文書類の中に邸鳩君に関する記事のみえることが発見され、邸鳩君は天星観一号墓の墓主である邸鳩君番勅の後裔と解されている⁽³²⁾。すると包山二号墓の下葬年代は天星観一号墓より遅れることになる。一方、この包山二号墓については以事紀年を記した遺策によって墓主の葬儀が前三一六年六月に行われたことが知られている。前三一六年は懷王の在位中ごろに相当する。望山一号墓については同時に出土した越王勾践劍との関係で諸説あるが⁽³³⁾、陳振裕氏はその下葬年代を、戦国中期の楚威王の時期、あるいは楚懷王の前期とし⁽³⁴⁾、その後の発掘報告書もこの陳振裕説を継承している⁽³⁵⁾。

これら墓葬の年代に関しては、細部でまだ検討の余地が残されているとしても、その先後関係の大筋は動かないであろう。したがってこれより、「卜筮祭祷簡」を出土した主な墓葬は目下のところ平夜君成墓が最も早く、天星観一号墓がこれに続き、その後の包山二号墓と望山一号墓の間では包山二号墓の方がやや晩い、ということになろう。参考までに表三にこれらの墓葬と楚王の世系表を挙げておく⁽³⁶⁾。

表三 戰国中期前後の楚王世系（括弧内の数字は『史記』六国年表による各王の在位年。紀元前は省いている）

| | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 声王（407～402） | 一悼王（401～381） | 一肅王（380～370） |
| 宣王（369～340） | 一威王（339～329） | 一懷王（328～299） |

む す び

小論では包山楚簡から抽出された体例に基づいて平夜君成墓楚簡を分析し、その結果、それはほぼ九年間にわたる平夜君成の鬱病生活の間に行われた、貞人たちの疾病貞の記録、祭祷の記録、平夜君成が自らの病気恢復を求めて祈祷した記録等の集成であると結論した。そのため歳貞ではなく、その点で包山楚簡や望山楚簡と比べて大きな相違がみられる。その意味でも注目されるのは、天星観楚簡の中に
寅月期中尚母又（有）羨（恙）。

とある記事である。これは寅月（十一月）中の災いの有無を貞問したもので、そこでは貞問の時限を一ヶ月に限定しており、彭浩氏はこれを“月貞”と解している⁽³⁷⁾。

つまり、包山楚簡以前の段階では一年を時限とする歳貞以外に、このような月貞も存在したことになる。

すると平夜君成墓楚簡の「卜筮祭祷簡」は、新蔡葛陵楚墓の位置する地域性、すなわち北は黄淮平原に連なり、南北の文化が合流する淮河上流域において、楚文化が中原文化と接触することによって変容し、その反映を平夜君成墓楚簡の中にみようとするより、むしろそれとは逆に、包山楚簡「卜筮祭祷簡」にみられる体系的な構造とシステムが、それ以前の卜筮祭祷習俗を吸収して整理統合された一つの完成形態としてみるべきではあるまいか。包山楚簡と年代の近い望山楚簡にそれほど体例の相違が認められないのも⁽³⁸⁾、それを傍証するように思われる。その意味で、包山楚簡「卜筮祭祷簡」は戦国楚の楚文化の一端を最もよく表していると言えるのである。

注

（1）河南省文物考古研究所・河南省駐馬店市文化局・新蔡県文物保護管理所「河南新蔡平夜君成墓的

- 発掘」(『文物』二〇〇二年第八期)。
- (2) 河南省文物考古研究所編著『新蔡葛陵楚墓』(大象出版社、二〇〇三年十月)。
- (3) 貞人たちを招聘する楚人貴族層を「クライアント」と呼称することは、池澤優「祭られる神と祭られぬ神—戦国時代の楚の「卜筮祭祷記録」竹簡に見る靈的存在の構造に関する観書一」(『中国出土資料研究』創刊号、一九九七年)、同氏「戦国時代の祖先祭祀—「卜筮祭祷記録」楚簡と睡虎地秦簡「日書」一」(同氏著『「孝」の思想の宗教学的研究』所収、東京大学出版会、二〇〇二年一月)による。
- (4) 湖北省文物考古研究所・北京大学中文系編『望山楚簡』(中華書局、一九九五年六月)。
- (5) 湖北省荊州地区博物館「江陵天星觀一号楚墓」(『考古学報』一九八二年第一期)。
- (6) 荊沙鉄路考古隊「江陵秦家嘴楚墓発掘簡報」(『江漢考古』一九八八年第二期)。
- (7) 湖北省荊沙鉄路考古隊『包山楚簡』(文物出版社、一九九一年十月)。
- (8) 滕王生氏は、江陵磚瓦廠三四〇号墓竹簡も「卜筮祭祷簡」として紹介しているが(同氏『楚系簡帛文字編』序言、湖北教育出版社、一九九五年七月)、陳偉氏は否定し、これを司法関係の資料としている(同氏「楚国第二批司法簡芻議」、中国社会科学院簡帛研究中心編輯『簡帛研究』第三輯、広西教育出版社、一九九八年十二月)。
- (9) 前掲書『楚系簡帛文字編』に一部の写真と臨摹の字形が紹介されている。
- (10) 工藤元男「包山楚簡「卜筮祭祷簡」の構造とシステム」(『東洋史研究』第五九巻第四号、二〇〇一年)、同「包山楚簡“卜筮祭祷簡”的構造与系統」(『人文論叢』二〇〇一年巻、武漢大学出版社、二〇〇二年十月)。
- (11) 工藤元男「望山楚簡『卜筮祭祷簡』の基礎的研究」(福井文雅博士古稀・退職記念論文集刊行会編『アジア文化の思想と儀礼』所収、春秋社、二〇〇五年六月)。
- (12) 前掲書『新蔡葛陵楚墓』。
- (13) 河南省文物研究所『信陽楚墓』(文物出版社、一九八六年三月)。
- (14) 浅原達郎「望山一号墓竹簡の復元」(小南一郎編『中国の禮制と禮學』所収、朋友書店、二〇〇一年十月)。
- (15) 前掲書『望山楚簡』九一頁。
- (16) 前掲書『新蔡葛陵楚墓』一八二～一八三頁。
- (17) 劉彬微「从包山楚簡紀時材料論及楚国紀年与楚曆」(湖北省荊沙鉄路考古隊『包山楚墓 上』所収、文物出版社、一九九一年十月)による。
- (18) 工藤元男前掲論文「望山楚簡『卜筮祭祷簡』の基礎的研究」。
- (19) 浅原達郎氏は『望山楚簡』考釈四四・四五の指摘に基づいて、「郁客困芻問王於荊郢之歲、閏月之月、癸未之日」と同年同月癸亥之日の歳貞を指摘しているが(浅原達郎前掲論文「望山一号墓竹簡の復元」)、それによるとこの年の閏月(四月)の歳貞は癸未・癸亥の二度行われたことになる。しかしその綴合に問題のあることは、前掲の拙稿「望山楚簡『卜筮祭祷簡』の基礎的研究」で論じている。
- (20) 工藤元男前掲論文「包山楚簡「卜筮祭祷簡」の構造とシステム」、同「包山楚簡“卜筮祭祷簡”的構造与系統」。
- (21) 包山楚簡「卜筮祭祷簡」では大司馬懸轂楚邦之師徒以救郁之歲、閏月己卯之日に行われた第一六条～二〇条の歳貞と第二一条～第二五条の疾病貞にそれぞれ五人の貞人が参加し、これらの貞人名は両者ともまったく同一である。しかしこれらの貞人グループは歳貞と疾病貞を同時

に行っているわけではなく、歳貞を行った後に疾病貞を行ったものと解される。したがって同一の歳貞や疾病貞に同一貞人が何度も登場するわけではない。断簡のため確定的なことは言えないが、望山楚簡の場合も同様と思われる。

- (22) 彭浩「包山二号楚墓卜筮和祭祷竹簡的初步研究」(前掲書『包山楚墓 上』所収)。
- (23) 李零「包山楚簡研究(占卜類)」(『中国典籍与文化論叢』第一輯、中華書局、一九九三年)、陳偉『包山楚簡初探』(武漢大学出版社、一五二頁、一九九六年八月)、工藤元男前掲論文「包山楚簡「卜筮祭祷簡」の構造とシステム」。
- (24) 包山楚簡の簡二五〇の祭祷案に「命攻解於漸木立、歟遲其尻而桓之、尚吉」とあり、「……すれば、吉」という構文と共通する。
- (25) 池澤優前掲論文「祭られる神と祭られぬ神—戦国時代の楚の「卜筮祭祷記録」竹簡に見る靈的存在の構造に関する覚書一」。
- (26) 前掲書『新蔡葛陵楚墓』(一八三頁)もそのように想定している。ただし平夜君成墓楚簡の月名が「享月・夏柰・八月の三つの月に集中している」とするのは明らかな誤りで、享月は六例を数えるにすぎない。
- (27) 前掲論文「河南新蔡平夜君成墓的發掘」。
- (28) 前掲書『新蔡葛陵楚墓』一八〇～一八三頁。しかし後掲の表三(『史記』六国年表)によれば、前三四〇年前後は宣王もしくは威王の治世にあたる。報告書が何故に前三四〇年をもって「楚威王以後、楚悼王末年」としているのか、不明である。
- (29) 劉信芳「新蔡葛陵楚墓的年代以及相關問題」(簡帛研究网站 <http://www.bamboosilk.org>、二〇〇三年十二月十三日)、同氏「新蔡葛陵楚墓的年代及相關問題」(『長江大学報(社会科学版)』二〇〇四年第七期)。
- (30) 李学勤「論葛陵楚簡的年代」(『文物』二〇〇四年第七期)。
- (31) 前掲論文「江陵天星觀一号楚墓」。
- (32) 何浩・劉彬徽「包山楚簡“封君”积地」(前掲書『包山楚簡 上』所収)。
- (33) 湖北省文物考古研究所『江陵望山沙冢楚墓』(文物出版社、一九九六年四月)第六章結語に諸説が紹介されている。
- (34) 陳振裕「望山一号楚墓的年代与墓主」(中国考古学会編『中国考古学会第一次年会文集』所収、文物出版社、一九七九年)。
- (35) 前掲書『江陵望山沙冢楚墓』二一〇頁。
- (36) なお、平勢隆郎氏の編年によれば、以下の如くである(同氏『新編史記東周年表—中国古代紀年の研究序説一』東洋文化研究所叢刊第一五輯、東京大学東洋文化研究所、一九九五年三月)。

声王(410～405) 一悼王(405～385) 一肅王(385～375)
宣王(375～346) 一威王(346～326) 一懷王(326～297)

- (37) 彭浩前掲論文「包山二号楚墓卜筮和祭祷竹簡的初步研究」。
- (38) 工藤元男前掲論文「望山楚簡『卜筮祭祷簡』の基礎的研究」。

原載、『長江流域文化研究所年報』第3号、早稲田大学長江流域文化研究所、2005年1月)

楚文化圏の卜筮祭祷習俗—上博楚簡“東大王泊旱”を中心に—

はじめに

戦国時代中期の楚墓から「卜筮祭祷記録」あるいは「卜筮祭祷簡」とよばれる独特の民俗宗教資料が出土し（以下、卜筮祭祷簡と称す）、戦国後期になるとそれと交代するかのように楚墓から「日書」が出土し、やがて「日書」の出土地は楚地を越え、とくに前漢時代になると中国各地でその出土がみられるようになる。こうした現象に注目した私は、「日書」の出現は「卜筮祭祷簡」の消滅と密接な関係があること、それ故に「日書」の淵源を明らかにするためにも「卜筮祭祷簡」の構造とシステムの内容を明らかにする必要のあることを指摘し、「卜筮祭祷簡」に関する基礎的な検討として、主に以下の三篇を著した。

- 一、「包山楚簡「卜筮祭祷簡」の構造とシステム」（『東洋史研究』第五九巻第四号、二〇〇一年三月）
- 二、「平夜君成楚簡「卜筮祭祷簡」初探—戦国楚の祭祀儀礼—」（『長江流域文化研究所年報』第三号、二〇〇五年一月）

三、「望山楚簡『卜筮祭祷簡』の基礎的研究」（福井文雅博士古稀・退職記念論文集刊行会編『アジア文化の思想と儀礼』所収、春秋社、二〇〇五年六月）

この三部作によってほぼ判明したことは、包山楚簡「卜筮祭祷簡」を中心にしてみた場合、それ以前の望山楚簡や平夜君成墓楚簡の「卜筮祭祷簡」は、包山楚簡のような高度に完成された体系からはみ出す部分を含み、その傾向は墓葬年代の古いものほど顕著に認められる、という現象である。それを逆に表現すれば、包山楚簡の卜筮祭祷の体系的構造とシステムは、それ以前の卜筮祭祷習俗を吸収して整理統合された一つの完成態としてみるべきである、ということである。その意味でも包山楚簡は、戦国楚国における民俗宗教文化の一端をもっともよく表していると言えよう。

一方、『上海博物館蔵戦国楚竹書（四）』所収の「東大王泊旱」篇の内容は、平夜君成墓楚簡の年代よりやや古い第三〇代の楚簡王が行った占卜に関する故事である。そこで小論では、この新資料を検討することを通じて、楚の地域文化の一つとしての卜筮祭祷習俗をどのように捉えることができるのか、その展望を示してみたいと思う。

一、上博簡「東大王泊旱」清理概況、および編聯問題

「東大王泊旱」とは、二〇〇四年刊の『上海博物館蔵戦国楚竹書（四）』に収められた簡書の一篇で、戦国初期の楚国第三〇代簡王（前四三一～前四〇八、在位）に関する故事を著したものである⁽¹⁾。当該竹簡に関する清理状況等について、濮茅左氏はほぼ以下のように記している⁽²⁾。本簡書は全部で二三簡、総字数六〇一字、その中に合文三字・重文五字がある。本竹簡は泥中にあったので、上海博物館の実験室で剥離・脱水した。竹簡の両端は平齊で、長さ二四センチ、幅六ミリ、厚さ一・二ミリ前後、上下二段で編聯されていた。上の契口は上端より七・五センチ、上の契口と下の契口の間は約九センチ、下の契口は末端より五センチの位置にあり、それぞれの契口は竹簡の右側にある。竹簡は始めから終わりまで留白せず、簡全体に字を記し、各簡の字数は二四～二七字。第八簡・第一六簡・第二一簡・第二二簡にそれぞれ方形の記号がある。竹青面は留白、竹黄面に文字を記している。

簡書には篇題がなく、篇名「東大王泊旱」は首句の五字から採られたものである。その内容はきわめて難解で、中国においても若干の字句に対する解釈が開始されたばかりで⁽³⁾、全体にわたり総合的に考察したものはまだないようである。「東大王泊旱」の釈文者・注釈者の濮茅左氏は（以下、濮茅左氏

による釈文・注釈を「原釈文」・「原注釈」と称する)、その内容について「本篇には戦国早期の楚国の大王(簡)に関する二件の逸事を記している。すなわち大王(簡)の皮膚病と楚国の大旱である」と指摘している⁽⁴⁾。「楚国の大旱(旱魃)」について述べたものとする点には異論ないが、「大王(簡)の皮膚病」について述べたとする点にはまだ検討の余地がある。結論を先取りして言えば、本簡書は、全篇を通じて、簡王が当時の楚国を襲った旱魃に対して行った“雨乞い”に関する故事とみなされるからである。

次に問題になるのは、竹簡の編聯上の問題である。先述したように、竹簡は泥の中にあったので、出土時はバラバラの状態であった。それらを編聯した濮茅左氏は、簡一六と簡一七の間に脱簡のある可能性を指摘している⁽⁵⁾。しかし濮茅左氏の編聯に対しては、現在、種々の異見が提出されており、それらの中でいわば共通の了解となっているのが陳劍氏の見解である⁽⁶⁾。すなわち陳劍氏は全文を以下のような八組の編聯グループに分類している。

第一組：簡一+簡二……………篇首

第二組：簡八

+ ?

第三組：簡三+簡四+簡五+簡七

第四組：簡一七+簡一九+簡二〇+簡二一+簡六+簡二二+簡二三+簡一八

第五組：簡九+簡一〇

第六組：簡一一+簡一二+簡一四

第七組：簡一三

第八組：簡一五+簡一六……………篇末

以上の各組の間は必ずしも連続するものではないが、第二組の簡八と第三組の簡三は連続する可能性がある、とも指摘している。この編聯案に対して、董珊氏は以下のような拼聯が可能であるとしている⁽⁷⁾。

簡一一+簡一二+簡一四+簡一三+簡一五+簡一六

これは要するに陳劍氏の第六組・第七組・第八組をすべて一緒に連続させる解釈である。さらに陳斯鵬氏は、全簡を以下のように三組に再編している。

第一組：簡一+簡二

第二組：簡八+簡三+簡四+簡五+簡七+簡一九+簡二〇+簡二一+簡六+簡二二+簡二三+簡一七+簡一八

第三組：簡九+簡一〇+簡一一+簡一二+簡一四+簡一三+簡一五+簡一六

ただしこの中の第二組の編聯は、陳劍氏分類の第二組～第四組における簡一七を簡二三と簡一八の間に編入するもので、また第三組の編聯は陳劍氏分類の第五組～第八組をすべて連読できると解するものである。したがって、以上の再編聯は陳劍説を共通の基礎としながら、陳斯鵬氏の場合はとくに簡一七の取り扱いに大きな変更があるといえよう。

このように編聯に関しては諸説あるが、とりあえずそれらの共通の基礎をなしている陳劍説に従って

全文を組み直し、原文に一定の校訂を加えた上で各組ごとの大意を検討してみたいと思う。なお、とくに断りのない限り、原訳文・原注釈に従っているが、校訂を加えた場合には行文の煩瑣を避けるためその校訂をそれぞれの注の中で行うこととする。

二、《東大王泊旱》の校訂と通釈

〈第一組〉簡一+簡二

〔原文〕

東（簡）大王泊（怕）⁽⁸⁾ 潟（旱）、命龜尹羅貞於大顙（夏）⁽⁹⁾、王自臨卜。王咎（嚮）日而立、王滄（汗）⁽¹⁰⁾至繩（帶）⁽¹¹⁾。龜尹智王之庶⁽¹²⁾於日而疚（病）⁽¹³⁾、笄（介）瑟（儀）愈送（突）⁽¹⁴⁾。贊尹智（知）王之疚（病）乘（勝）。龜尹速トニ

〔訓読〕

簡大王、旱を怕れ、龜尹羅に命じて大夏に貞わしめ、王、自ら臨トす。王、日に嚮かいて立ち、王の汗、帶に至る。龜尹、王の日に庶かれて病むも、介儀愈々⁽¹³⁾突きを知る。贊尹、王の病みの勝るを知る。龜尹、速やかにトす。

〔大意〕

簡大王（楚簡王）は（楚国に発生した）旱魃を恐れ、龜尹羅に命じて大夏（龜名）にその理由を貞問させ、簡王みずから臨んで卜事を執り行った。王は太陽に向かって立ち、その汗は腰帯まで滴った。龜尹は、王が陽光に焼かれて苦しんでいるにもかかわらず、搖るぎない意志をしめす表情はますますはっきりし、意志の深さが心中に達していることを知った。贊尹は王の苦しみが増してゆくのをみた。龜尹は、直ちに卜問した。

〈第二組〉簡八

〔原文〕

高山深渓。王呂（以）辭（問）贊尹高■、「不穀廩⁽¹⁵⁾甚、疚（病）聚。夢高山深渓。虐（吾）所要（得）^八、

〔訓読〕

高山深渓。王、以て贊尹高に問う、「不穀の廩甚だしく、病み聚まる。高山深渓を夢む。吾が得る所の

〔通釈〕

高山深渓。王は贊尹高に問うた、「私の火膨れはひどく、苦しみは増している。高山深渓を夢にみた。私がこれまで獲得した……

〈第三組〉簡三+簡四+簡五+簡七

〔原文〕

城於膚中者、無又（有）名山名渓。欲祭於楚邦者虐（乎）。尚（當）認（謚）⁽¹⁶⁾而卜之於^三大顙（夏）。女（如）娶（慶）⁽¹⁷⁾廬（將）祭之。贊尹許諾、認（謚）而卜之、娶（慶）。贊尹至（致）命於君王、「既認（謚）而卜之、娶（慶）」。王曰、「女（如）娶（慶）、速祭之。虐（吾）廩鼠（瘧）⁽¹⁸⁾病（病）」。贊尹倉（答）曰、「楚邦又（有）棠（常）古（故）⁽¹⁹⁾五、安（焉）敢殺祭⁽²⁰⁾。已（以）君王之身殺祭、未尚（嘗）又（有）」。王内（納）已（以）告安（焉）、「君與陵尹子高卿（饗）、爲^七

[訓読]

城於膚中者、名山名溪有る無し。楚邦に祭らんと欲す。當に謐んで之を大夏にトすべし。如し慶なれば、將に之を祭るべし」と。贊尹、許諾し、謐んで之をトするに、慶なり。贊尹、命を君王に致し、「既に謐んで之をトするに、慶なり」と。王曰く、「如し慶なれば、速やかに之を祭れ。吾が癪瘻、病し」と。贊尹、答えて曰く、「楚邦に常故有り、焉んぞ敢えて殺祭せんや。君王の身ずから殺祭するを以てするは、未だ嘗て有らざるなり」と。王、納れて以て焉に告ぐ、「君と陵尹子高と饗し、爲

[大意]

城於膚中者、名山名溪はない。そこで楚国においてこれを祭祀しようと思う。つつしんでその意味するところを大夏にト問せよ。もしト兆が吉事であれば、祭祀せよ」と。贊尹は承知し、つつしんでトすると、ト兆は吉事だった。贊尹はそれを君王（簡王）に伝え、「すでにつつしんでト問した結果、ト兆は吉事でした」と言った。王は「ト兆が吉事であれば、直ちに祭祀せよ。私は火膨れで苦しい」と。贊尹は答えて言った、「わが楚邦には伝統的な祭祀の常例があります。それなのにどうしてあえて殺祭を行うのでしょうか。君王自らを犠牲に供する殺祭を行うなど、これまでなかつたことです」と。そこで王はこれを受け入れ、これ（贊尹？）に告げた、「君と陵尹子高は饗祭を行い、為

〈第四組〉 簡一七十簡一九〇+簡二〇〇+簡二一〇+簡六〇+簡二二〇+簡二三〇+簡一八

[原文]

……臍（將）爲客告」。大割（宰）辺⁽²¹⁾而胃（謂）之、「君皆楚邦之臍（將）匍（軍）。隻（作）色而言於廷、王事可（何）一七ム（私）謐（謐）⁽²²⁾。入臍（將）笑（笑）君」。陵尹・贊尹皆絅⁽²³⁾兀（其）言已（以）告大割（宰）：「君聖人屢（且）良（善）僕（長）子⁽²⁴⁾臍（將）正⁽²⁵⁾九於君」。大割（宰）胃（謂）陵尹、「君内（納）而語僕（僕）之言於君=王=（君王。君王）之瘻從含（今）日已瘻（瘻）。陵尹與⁽²⁶⁾贊尹又（有）古（故）瘻（乎）。悉（願）辭（聞）之」。大割（宰）言君王元君■、「不己（以）兀（其）身更（變）贊尹之黨（常）古（故）。贊尹⁽²⁷⁾爲楚邦之魂（鬼）神室（主）、不敢己（以）君王之身更（變）亂（亂）魂（鬼）神之黨（常）古（故）。夫帝=（上帝）魂（鬼）神高明⁽²⁸⁾甚。臍（將）必智（知）之。君王之疚（病）臍（將）從含（今）日己（以）已■」。命（令）尹子林辭（問）於大割（宰）子生（止）⁽²⁹⁾、「爲人臣者亦又（有）靜（靜）⁽²⁶⁾瘻（乎）」。大割（宰）倉（答）曰、「君王元君=（君。君）善夫=（大夫）可羨（永）靜（靜）」。命（令）尹胃（謂）大割（宰）、「唯」。⁽³⁰⁾必三匍（軍）又（有）大事、邦蒙（家）己（以）軒轡（輕）、社稷（稷）己（以）迷（坐）與（歟）。邦蒙（家）大渾（旱）、痼（因）瘻（瘻）⁽²⁷⁾智（知）於邦。⁽³¹⁾

[訓読]

……臍（將）爲客告」。大宰、辺⁽²¹⁾きて之に謂う、「君は皆な楚邦の將軍なり。色を作して廷に言う、王事に何ぞ私謐せんや。人、將に君を笑わんとす」と。陵尹・贊尹、皆な其の言を絅⁽²³⁾い、以て大宰に告ぐ、「君が聖人、且に長子を善くせんとせば、將に君を正さんとす」と。大宰、陵尹に謂う、「君、納るれば而⁽²⁸⁾ち僕が言を君王に語げよ。君王の瘻、今日從り己に瘻ゆ、と。陵尹と贊尹とに故有り。願わくば之を聞かん」と。大宰、君王元君に言う、「其の身を以て贊尹の常故を變うる⁽²⁹⁾なけれ。贊尹は楚邦の鬼神主の爲め、敢えて君王の身を以て鬼神の常故を變乱せず。夫れ上帝・鬼神の高明たること甚だし。將に必ず之を知らんとす。君王の病⁽²⁹⁾み、將に今日從り以て己まんとす」と。令尹子林、大宰子止に問う、「人臣爲る者は亦た靜す有らんか」と。大宰、答えて曰く、「君王

は元君たり。君善なれば、大夫は永しえに靜す可し」と。令尹、大宰に謂う、「唯。必ず三軍に大事有らば、邦家は軒輊を以てし、社稷は坐を以てせんか」と。邦家の旱は、癒ゆるに因って邦に知らる。

〔大意〕

……臚（將）爲客告」。大宰は（將軍達のところに）行って彼らに言った、「君等はみな楚国の將軍たちである。それなのに朝廷で色をなして文句を言いつのっている。王室の公事に対して、どうして勝手なことを言うのか。国人は將軍たちを笑いものにするであろう」と。陵尹と贊尹は補足して大宰に告げた、「君等（將軍たち）の聖人（大宰を指す）は長子（將軍）たちを善導しようとされ、彼らを正そうとしておられる」と。そこで大宰は陵尹に言った、「將軍たちがそれを受け入れてくれた後、私の言うことを君王に伝えて欲しい。君王の火膨れは今日より癒える」と。（卜筮祭祷を管掌する官の）陵尹と贊尹は常制を保守しているので、願わくばそれについて伺いたい」と。（陵尹と贊尹から常制について聞きただした）大宰は、君王元君に言った、「君王の身を犠牲に供することで、贊尹の保守する常制に変更を加えてはなりません。贊尹は楚国鬼神主のため、あえて君王の身を犠牲に供して、鬼神（祭祀の）常制を変更することは致しません。いったい、上帝・鬼神はきわめて高明な存在です。（君王は）このことをとくと認識することでしょう。君王の苦しみは今日から消え去るでしょう」と。令尹子林は大宰子止に問うた、「人臣たる者は諫言すべきであろうか」と。大宰はこれに答えて言った、「君王は元君（善君）です。君王が善であれば、大夫はいつまでも君王に諫言することができるのです」と。令尹は大宰に言った、「その通りだ。三軍に戎事が発生すれば、国家は戦車を用意し、社稷の祭祀には席次を用意する、ということか」と。楚国の旱魃（が終わったこと）は、王の火膨れが癒えたことで国内に知られていった。

〈第五組〉簡九+簡一〇

〔原文〕

王若臚（將）鼓而涉之。王夢晶（三）閨未啓。王已（以）告楨（相）墨與中余（余）、「舍（今）夕不穀、^{あか}夢若此可（何）」。楨（相）墨・中余（余）倉（答）、「君王尚（當）已（以）辭（問）大剗（宰）晉侯（侯）^{（28）}、皮（彼）聖人之孫=（子孫）、臚（將）必^{（29）}。

〔訓読〕

王、若くのごとく將に鼓して之を涉たらんとす。王、三閨の未だ啓ざるを夢む。王、以て相墨と中余とに告ぐ、「今夕、不穀、此の若きを夢みるは、何ぞや」と。相墨・中余の答うるに、「君王、當に以て大宰晉侯に問うべし。彼は聖人の子孫なれば、將に必ず（……せんとす。）

〔大意〕

（夢で）王はこのように太鼓を擊って（名山名渓を）渡ろうとした。また王は（宮中の）三つの閨門が開かないことを夢にみた。そこで王は相墨と中余に尋ねた、「今夜、私がこのような夢を見たのは、どうしてであろうか」と。相墨と中余は答えた、「君王はその意味を大宰晉侯に尋ねるべきです。の方は聖人の子孫であるから、（……することでしょう）」と。

〈第六組〉簡一一+簡一二+簡一四

〔原文〕

鼓而涉之、此可（何）。大剗（宰）進倉（答）、「此所胃（謂）之滸（旱）母。帝（謫）^{（29）}臚（將）命之攸（修）者（諸）侯之君之不能詞（治）^{（30）}者。而罰（刑）之已（以）滸（旱）、夫唯（雖）^{（31）}母（母）滸（旱）而百眚（姓）遂、已（以）達（去）邦稼（家）。此爲君者之罰（刑）」。王

卯（仰）而⁽³²⁾今（吟）⁽³³⁾、而泣⁽³⁴⁾胃（謂）大割（宰）、「一人不能詞（治）正（政）、而百眚（姓）
已（以）凶（絶）」。侯（侯）大割（宰）遜伴（伴）進^{一四}

[訓読]

鼓して之を渉るは、此れ何ぞや」と。大宰、進みて答う、「此れ所謂旱母なり。帝、將に之に命じて、諸侯の君の能く治めざる者を修めしめんとす。而して之を刑するに旱を以てし、夫た旱母しま
雖も、而るに百姓もて^{うつ}逢らしめ、以て邦家より去らしむ。此れ君者の刑爲り」と。王、仰ぎて吟き、
而して泣きて大宰に謂う、「一人、政を治むること能わず、而して百姓以て^{なげ}絶んとす」と。侯に大
宰遜伴、進

[大意]

太鼓を擊って（名山名渓を）渡る（夢を見た）のは、どうしてか」と。大宰は前に進んで言った、
「それはいわゆる旱母です。帝は旱母に命じ、きちんとした統治をしていない諸侯を正しい政道に
導かせようとします。そしてその罪を罰するのに旱魃を発生させ、また旱魃がない場合でも百姓を
国外に移らせ、国家より脱出させます。それは国君に対してなされる処罰なのです」と。王は天を
仰いで嘆き、泣きながら大宰に言った、「私一人の（不徳の）ために正しい政治が行えず、そのため
百姓が滅びようとしている」と。そこで大宰は遜伴、進（以上、不詳）

〈第七組〉 簡一三

[原文]

「大割（宰）弗可爲戔（歲）。安（焉）筭（熟）」。大割（宰）倉（答）、「女（如）君王攸（修）郢
高（蒿）⁽³⁵⁾方若狀（然）里（理）、君王母（母）敢哉（災）害」^{一三}。

[訓読]

大宰は歳を爲す可からず。焉くんぞ熟せんや」と。大宰、答う、「如し君王、郢を修め、郊方も若
くのごとく然り理まらば、君王に敢えて災害ある母からん」と。

[大意]

「大宰が豊作をもたらすことなどできないはずだ。どうして穀物が稔ると言えるか」と。大宰は答
えた、「もし君王が郢都を治め、その四郊もそのようによく治めることができましたなら、（天が）
君王に災害を降すことなどどうしてありましょうか」と。

〈第八組〉 簡一五+簡一六

[原文]

翌⁽³⁶⁾、根（相）屢・中余（余）與五連少（小）子及龍（寵）臣皆逗（瑞）⁽³⁷⁾母（母）敢墾（執）
纂⁽³⁸⁾。王許諾。攸（修）四蒿（郊）^{一五}晶（三）日、王又（有）埜（野）色⁽³⁹⁾、逗（瑞）者又
（有）啖（喝）⁽⁴⁰⁾人。三日、大雨、邦^{（講）}⁽⁴¹⁾之。發（發）駢（駒）⁽⁴²⁾迺（適）⁽⁴³⁾四=疆=
（四疆、四疆）皆筭（熟）■^{一六}

[訓読]

翌、相屢・中余と五連小子、及び寵臣、皆な瑞するに、敢えて纂⁽³⁸⁾を執る母し。王、許諾す。四郊
を修むること三日、王に野色有り、瑞する者に喝人有り。三日、大いに雨ふり、邦、之を講る。駒
を發し、四疆に適かしめ、四疆、皆な熟す。

[大意]

翌、相屢・中余と五連小子および寵臣は、みな瑞（祭祷名）にさいして（誠心誠意求雨するため）

あえて簾簾（日除けの大扇）を用いなかった。王もそれを許した。かくて王が四郊を治めること三日にして、王には日焼けの色が濃くなり、瑞を行う臣下たちにも暑気あたりするものが出てきた。

（果たして）三日後に沛然と雨が降り、楚国ではこれ（この快挙）を誇った。（そこで簡王は）駿車を発して四方を視察させ、各地はみな稔りを得た。

三、《東大王泊旱》の文献学的位置づけ

以上、全文の通読を試みたが、必ずしも完全なものではなく、今後の字釈研究の進展によってこの解釈にも一定の変更が生じるかもしれない。しかし現在の段階でとりあえずこのように読むことができるトスレバ、『漢書』芸文志・『隋書』經籍志等にも著録されていないこの種の典籍を、はたして文献学的にどう位置づけるかが問題となる。この問題を考える上で、陳偉氏の指摘が参考になる⁽⁴⁴⁾。

その内容をやや敷衍して紹介すると、以下のようになる。すなわちこれまで楚墓から出土した竹簡は喪葬記録・官私文書・典籍に大別され、前二者は基本的に楚人によって書写されたものであるが、後者の典籍については事情がやや複雑である。郭店楚簡「老子」を例にとると、周鳳五氏はこれを楚人の著作とし、黃人二氏は鄒・齊・魯の儒者の版本とする如くである。その後の上海簡（一）～（三）の中にも確実に楚人の作品と言えるものはまだ確認されていない。しかし上海簡（四）の刊行によって状況は一変し、その中の「昭王毀室」・「昭王與襲之脣」・「東大王泊旱」の三篇が楚人のものと解される。この三篇は先秦時代に流行した「語」に類する作品である。「語」とは典籍の一種で、その名は『国語』楚語上「莊王使士亹傳大子箴」章にみえる。すなわち楚の莊王に大子箴の教育係を命ぜられた士亹が、楚の賢大夫申叔時に教育方針を問うたさい。

（申）叔時曰「……教之語、使明其德、而知先王之務用明德於民也。」

（申）叔時曰く「……之に語を教えて、其の徳を明かにして、先王の務^{ごとめ}を知りて、明徳を民に用いしむ」と。

とあるように、申叔時はそのテクストとして「春秋」・「世」・「詩」・「禮」・「樂」・「令」・「語」・「故志」・「訓典」等の典籍を挙げ、それらの中の「語」について韋昭の注に、

語、治國之善語。

語とは、治國の善語なり。

とあり、国家を統治する上で役に立つ善言集としている。そしてこの申叔時の言葉を掲載している『国語』自体、もともとそのような各國の「語」結集したものである。こうした視点から「東大王泊旱」を見てみると、この簡文は簡王の臣下が楚国を襲った旱魃にさいし、簡王に直言して「楚邦」の「常故」を堅持し、雨乞いを成功させた故事、ということになろう、と。

さらに陳偉氏は、「東大王泊旱」が書かれた時期について、『史記』楚世家によると簡王は即位二四年（前四〇八）で没し（六国年表に同じ）、また楚簡に言う「東大王」、『史記』に言う「簡王」は共に熊中の諡号であるから、上海簡の「東大王泊旱」が書かれたのは彼が没した前四〇八年より以後となる、としている。以上の陳偉氏の所論は基本的に首肯できるものである。

四、楚文化圏における《東大王泊旱》の独自性をめぐって

「東大王泊旱」が楚人の手になる作品とすれば、その内容も固有の楚文化として理解できるのであろうか。そこで次にこの問題について検討したい。

いわゆる雨乞い儀礼について、史乘とくに知られているのは、原注釈でも指摘するように、殷の建

國者湯王（成湯）に関するものである。『呂氏春秋』卷九季秋紀・順民篇に、

昔者湯克夏而正天下。天大旱、五年不收。湯乃以身禱於桑林。曰、「余一人有罪。無及萬夫。萬夫有罪、在余一人。無以一人之不敏、使上帝鬼神傷民之命」。於是翦其髮、燭其手、以身爲犧牲、用祈福於上帝。民乃甚說、雨乃大至。則湯達乎鬼神之化、人事之傳也。

昔者、湯、夏に克ちて天下を正す。天、大いに旱し、五年、收めず。湯、乃ち身を以て桑林に禱す。曰く、「余一人に罪有り。萬夫に及ぼす無かれ。萬夫に罪有るときは、余一人に在り。一人の不敏なるを以て、上帝鬼神をして民の命を傷つけしむること無かれ」と。是に於いて、其の髪を翦り、其の手を燭し、身を以て犧牲と爲し、用て福を上帝に祈る。民、乃ち甚だ説び、雨、乃ち大いに至る。則ち湯は鬼神の化、人事の傳に達せるなり。

[通釈]

殷の湯王は夏を滅ぼして殷を建国したが、天は殷に旱魃を下し、五年間にわたって不作が続いた。そこで湯王は社のある桑林の中で祭祷し、「私ひとりの罪である。万民に罪を及ぼさないで欲しい。万民に罪があったとしても、それは私の罪である。私の不徳によって、上帝や鬼神が人民の命を奪うようなことのないように」と述べた。そこで髪を切り、手を縛り、我が身を犠牲にして、福を上帝に祈った。すると民は喜び、大いに雨が降った。このように湯王は鬼神の感應、人情の機微に通じていた。

とある。この故事はむしろ伝説に類するものであろうが、文中のいくつかの要素、すなわち、旱魃、王の身を犠牲にして行う上帝・鬼神への祭祷、「余一人に罪有り。萬夫に及ぼす無かれ」のフレーズのように、災害の責任を王自らの不徳に帰す道徳性等々のモチーフは、基本的に「東大王泊旱」と同一と言えよう。

時代はやや下るが、春秋時代の齊の景公に関する故事として、さらに『晏子春秋』内篇諫上「景公欲祠靈山河伯以禱雨晏子諫」（『説苑』卷一八弁物篇にも同文あり）に次のようにある。

齊大旱逾時。景公召羣臣問曰、「天不雨久矣。民且有饑色。吾使人卜、云、『祟在高山廣水』。寡人欲少賦斂以祠靈山、可乎」。羣臣莫對。晏子進曰、「不可。祠此無益也。夫靈山固以石爲身、以草木爲髪。天久不雨、髪將焦、身將熱。彼獨不欲雨乎。祠之無益」。公曰、「不然、吾欲祠河伯、可乎」。晏子曰、「不可。河伯以水爲國、以魚鱉爲民。天久不雨、水泉將下、百川將竭、國將亡、民將滅矣。彼獨不欲雨乎。祠之何益」。景公曰、「今爲之奈何」。晏子曰、「君誠避宮殿暴露、與靈山河伯共憂、其幸而雨乎。于是景公出野居暴露三日、天果大雨、民盡得種時。景公曰、「善哉。晏子之言、可無用乎。其維有德」。

齊、大いに旱して時を逾ゆ。景公、羣臣を召して聞いて曰く、「天、雨ふらざること久し。民、且に饑色有らんとす。吾れ人をしてトせしむるに、云う、『祟りは高山廣水に在り』と。寡人、少しく賦斂し、以て靈山を祠らんと欲す、可ならんか」と。羣臣、對うる莫し。晏子、進みて曰く、「不可なり。此を祠るとも益無きなり。夫れ靈山は固より石を以て身と爲し、草木を以て髪と爲す。天、久しく雨ふらざれば、髪、將に焦げんとし、身、將に熱せんとす。彼れ、獨り雨を欲せざらんや。之を祠るとも益無し」と。公曰く、「然らざれば、吾れ河伯を祠らんと欲す、可ならんか」と。晏子曰く、「不可なり。河伯は水を以て國と爲し、魚鱉を以て民と爲す。天、久しく雨ふらざれば、水泉將に下らんとし、百川將に竭きんとし、國將に亡びんとし、民將に滅びんとす。彼れ獨り雨を欲せざらんや。之を祠るも何の益あらん」と。景公曰く、「今、之を爲すこと奈何せん」と。晏子曰く、「君、誠に宮殿を避けて暴露し、靈山河伯と憂いを共にせば、其れ幸いにして雨ふらんか。是に于いて景公、野に出で、居りて暴露すること三日、天、果たして大いに雨ふり、民、盡く種時

を得。景公曰く、「善きかな。晏子の言、用うること無かる可けんや。其れ維れ徳有り」と。

[通釈]

斉が大旱魃になり、三ヶ月が過ぎた。その理由を景公が卜問させると、高山広水が祟っているという。そこで景公は靈山を祭ることを群臣に提案した。群臣は誰も答えず、晏子だけが前に進んでそれが無益であるとして反対した。そこで景公は河伯を祭ることを提案した。晏子はそれが無益であるとして反対した。そこで景公は「それならばどうすればいいか」と尋ねると、晏子は「公が宮殿を出て、野外で陽光に身をさらし、靈山や河伯と旱魃の憂いを共有するならば、雨が降るかも知れない」と答えた。そこで景公は野外に赴き、そこに三日間留まって陽光に身をさらした。するとはたして沛然と雨が降り、民は種蒔き時にまにあった。そこで景公は言った、「晏子の言はすばらしい。それを採用しないわけにはいかない。徳があるとはこのことだ」と。

文中で旱魃の原因を「高山広水」の祟りにしているのは、「東大王泊旱」に「高山深溪」とあるのとまったく同様で、また王がその身体を陽光に三日さらすことも共通している。このように、「東大王泊旱」のモチーフが殷湯王や齊景公に関する伝説・故事と基本的に同一であることに我々は注目する必要がある。もし「東大王泊旱」に一定の特徴があるとすれば、それは楚の簡王が求雨の祭祷で自らを犠牲に供しようとしたのに対し、賛尹・大宰等が反対し、あえて伝統的な「常故」（常制）に従わせようとしたことを高く評価している点であろう。ここに『漢書』卷二八地理志下に、

信巫鬼、重淫祀。

巫鬼を信じ、淫祀を重んず。

とあるような楚文化の地域性が表出されているとみることは可能であろう。その意味でも、「東大王泊旱」が楚人の手になるとする陳偉氏の解釈は妥当なのであるが、ただそれが史実であるか否かはまた別次元の問題である。むしろ楚人の作者は、すでに先行する殷の湯王や齊の景公に関する伝説・故事を下敷きにし、それを楚簡王ヴァージョンとしてリライトしたとみるべきではあるまい。

五、雩祭との関連をめぐって

この点をさらに検証してみよう。すでに第四節で明らかに、「東大王泊旱」のモチーフは殷の湯王や齊の景公に関する伝説・故事とほぼ同一であった。そこに何ら楚の地域性は見出せなかった。また簡文の第六組で、大宰は、東大王が太鼓を擊って名山名渓を渡る夢を見たのは「旱母」のせいで、天は旱母に命じて統治を怠る君主に対して旱魃を発生させ、処罰する、と答えている⁽⁴⁵⁾。こうした「旱母」の例は原注釈でも指摘するように『神異經』にみえる。この文献は前漢の東方朔撰とされているが、じっさいには晉以後の偽作で、『山海經』に倣って地理異物を記したものとされ、ここでは王国良氏が諸書から校訂復原した文を引用しておく⁽⁴⁶⁾。

南方有人、長二三尺、袒身而目在頂上、走行如風、名曰魃。初見之國大旱、俗曰旱魃。赤地千里。

一名旱母、一名貉。善行市朝衆中、遇之者、投著廁中、乃死、旱災消也。或曰、生捕得、殺之、禍去福來。

南方に入有り、長二三尺、袒身して目は頂上に在り、走行すること風の如く、名づけて魃と曰う。初めて之を見れば、國、大旱し、俗に旱魃と曰う。赤地千里。一に旱母と名づけ、一に貉と名づく。善く市朝衆中を行き、之に遇う者は、著を廁中に投ずれば、乃ち死し、旱災も消ゆ。或いは曰く、生捕して得、之を殺せば、禍去りて福來たる、と。

[通釈]

南方に人がおり、身長は二三尺、裸体で、目が頭の頂きに付いている。風のように走るので、名を魃という。初めてこれを見ると、その国は大きな日照りとなり、それを俗に旱魃ともいう。旱魃になった地域は、千里の間草木がなくなつて丸裸となる。また旱母とも言い、貉とも言う。旱母は市中の人が多く集まるところを行き来するので、これに出会つた者は箸を廁に投げつけるとたちまち死に、旱魃も消える。あるいは生きたまま捉えて殺すと、災いが去つて福が来るとも言われる。

このような旱母の伝承は、わずかではあるが正史にもみえる。『梁書』卷二二太祖五王列伝の南浦侯蕭推の条に次のようにある。なお、南浦侯蕭推とは梁の武帝蕭衍の甥である。

南浦侯（蕭）推、……（中略）……出爲戎昭將軍・吳郡太守。所臨必赤地大旱、吳人號「旱母」焉。

南浦侯（蕭）推、…（中略）…出でて戎昭將軍・吳郡太守と爲る。臨する所必ず赤地大旱し、吳人、「旱母」と號す。

これによると、南朝梁のとき、梁の武帝の甥である南浦侯蕭推は、戎昭將軍・吳郡太守となってその任地についた。ところが政治を執り行おうとすると、必ず旱魃になる。そこで吳郡の人々は蕭推に「旱母」という渾名をつけたという。同様の記事は『南史』卷五二梁宗室列伝下にもみえる。

機弟推字智進、…（中略）…歷淮南・晉陵・吳郡太守。所臨必赤地大旱、吳人號「旱母」焉。

旱母は『神異經』では「南方の人」とされ、『梁書』・『南史』では吳郡のエピソードとして紹介されているが、しかし言うまでもなく旱魃はどこでも発生し、旱母が必ずしも南方中国固有の日照りの神ではあるまい。なぜなら、『詩』大雅・蕩之什・雲漢は、降雨を祖靈等に祈求する仮面舞踏詩とされ⁽⁴⁷⁾、その一節に、

旱魃爲虐、如惔如焚

旱魃、虐を爲し、惔くが如く焚くが如し。

とあり、毛伝に

魃、旱神也。

魃は、旱神也。

とあるように、『詩』の雲漢に登場する「魃」も日照りの神である。そして『神異經』に「名づけて魃と曰う。初めて之を見れば、國、大旱し、俗に旱魃と曰う」とあったことを見れば、「旱母」といい、「魃」といい、実体は同じであることが知られ、したがつて「東大王泊旱」の第六組に旱母が登場することが、必ずしも楚や南方の民俗文化を表すとは言い切れないことになろう。

それでは、これまで見てきた雨乞い儀礼や伝説はそもそも何であったかといえば、董珊氏は「東大王泊旱」の「泊」字を「雩」に讀んでいることに注目される。すなわち、董珊氏は簡書の篇名にもされている冒頭の五字を「東大王、旱を泊（雩）す」と解しているのであるが、「泊」字を「雩」に讀む例を寡聞にして知らない。しかしその内容はまさに雩祭であることも事実である。雩祭について、家井真氏は以下のように述べている⁽⁴⁸⁾。

雨乞いをすること。雨乞いの祭。甲骨文に〈雩するに大雨あらんか〉（粹八四六）とある如く、殷代から行われていた。降雨は〈天、雨を令し、年みのりを正さんか〉（前一・五〇・一）とある如く、最高神の帝が司り、〈帝、我（殷王）に年を受けざるか〉（掇一・四六四）とある如く、年穀の多寡をも司っていた。雩祭は殷王に穀物のために雨を乞う祭。周代以後、『礼記』月令篇に、〈仲夏の月、大に帝に雩す〉とあり、『説文』に〈雩は、夏祭にして赤帝に（音）樂（を演奏）し、以て甘雨を祈るなり〉とある如く夏の雨乞いの祭りとなつた。殷代では雩祭を行つたのは殷王であったが、周以後は『周禮』春官に〈司巫。羣巫の政令を掌る。若し国大旱すれば、則ち巫を帥いて雩を舞う〉とある如くその役は職業的巫へ移行した。『爾雅』釈訓の郭璞注に、〈雩祭には、舞う者呼差

(=アア、と声を出す) して雨を請うなり〉とある事から、巫は嘆声を発し、舞いつつ雨乞いをしたことが理解される。(後略)

このように、史料的には殷代にまで遡る雩祭が「東大王泊旱」の内容の直接的背景であったことは疑いなく、とすれば陳偉氏も指摘するように、たとえ「東大王泊旱」が楚人の手によって書かれたものであるとしても、その内容が必ずしも楚の地域性を示すものと言うわけにもいかないのである。

む す び

以上の検証から、「東大王泊旱」の内容が必ずしも楚の地域性を示すものではないという結論を得られたが、そのことと冒頭「はじめに」で述べた卜筮祭祷簡の問題はどのように関わるのであろうか。そこで最後にこの問題を検討してみたい。

これまで発見された主な卜筮祭祷簡を古い年代順に並べると、①平夜君成墓楚簡、②天星觀一号墓楚簡、③望山一号墓楚簡、④包山二号墓楚簡、となる。最初の①平夜君成墓楚簡の年代について発掘報告書は、第三一代声王以後、第三二代悼王以後あるいはこれよりやや後とし⁽⁴⁹⁾、最後の④包山二号墓楚簡は第三六代の懷王のときに相当する。そして「東大王泊旱」の東王(簡王)は平夜君成墓楚簡の時代より一代前の第三〇代の簡王のことである。平夜君成楚簡は「ほぼ九年間にわたる平夜君成の鬪病生活の間に行われた、貞人たちの疾病貞の記録、祭祷の記録、平夜君成が自らの病気恢復を求めて祈祷した記録等の集成」⁽⁵⁰⁾であった。天星觀楚簡はまだ一部しか見ることができないが、望山楚簡や包山楚簡の卜筮祭祷簡とよく似た内容とみて大過ないであろう。望山楚簡は全簡が残片である⁽⁵¹⁾。冒頭「はじめに」に挙げた拙稿「望山楚簡『卜筮祭祷簡』の基礎的研究」は、すでに私が包山楚簡で析出した卜筮祭祷簡の体例分析を、望山楚簡に適用し、併せて淺原達郎氏の望山楚簡の復原内容を検討したものである。その結果、全簡残片とはいえ、望山楚簡と包山楚簡は年代が近いこともあり、両者の内容はきわめて近いことが析出された。これより、次のことが言えよう。「東大王泊旱」から窺える占卜・祭祷は、すでに検討したように、古代中国におけるいわば普遍的な民俗宗教文化であり、「東大王泊旱」の中に顕著な楚文化の要素を見出すことは困難であった。また目下最古の卜筮祭祷簡といるべき平夜君成墓楚簡においては、包山楚簡から析出されたような「歲貞」(向こう一年間の災禍の有無の貞問)と「疾患貞」(病因の貞問)の区別は見られず、すべてが疾患貞と目され、むしろ卜筮祭祷の習俗が疾患貞に淵源することを強く印象づけるものであった。それに対して、包山楚簡からはきわめて整然と体系化された卜筮祭祷の世界が検出された⁽⁵²⁾。

つまり「東大王泊旱」に見られるような占卜も含めて、中国古代における種々多様な民俗宗教文化は、戦国時代の楚において「卜筮祭祷簡」に見られるような形に整備されて発展し、我々はその一種の完成形態を包山楚簡に見ることができる、ということである。しかし包山楚簡に見える占卜貞問、暦法、祭祷も、それぞれ一つ一つの要素を見た場合、必ずしも楚に固有のものばかりではない。むしろそれぞれの要素は容易に他地域、あるいはそれ以前の中国文化の中に見出されるものである。しかし包山楚簡「卜筮祭祷簡」のように整然と体系化されたものは、未だ他に見ることはない。このように要素(パーツ)は共通するものの、それらを一定の文化圏の中で個性的に組み合わせて成立したものが“地域文化”である。卜筮祭祷は、まさにそのような地域文化としての“楚文化”的精華の一つなのである。

注

(1) 馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹簡(四)』(上海古籍出版社、二〇〇四年十二月)。

(2) 前掲書『上海博物館藏戰國楚竹簡（四）』一九三頁。

(3) 簡帛研究網站および簡帛網（武漢大学）よりダウンロードした関連論文は以下の如くである。

小論の文中でこれらの論文を引用するときは一々出典を明示しない。ただし孟蓬生氏の後者の論文は「孟蓬生（続）」、蘇建洲氏の簡帛網の論文は「蘇建洲（武漢大）」と略称する。

季旭昇「《上博四・東大王泊旱》三題」（簡帛研究網站二〇〇五年二月十二日）。

劉樂賢「讀上博（四）札記」（簡帛研究網站二〇〇五年二月十五日）。

陳劍「上海竹書《昭王与龔之臚》和《東大王泊旱》讀後記」（簡帛研究網站二〇〇五年二月十五日）。

季旭昇「上博四零拾」（簡帛研究網站二〇〇五年二月十五日）。

孟蓬生「上博竹書（四）問詁」（簡帛研究網站二〇〇五年二月十五日）。

董珊「讀《上博藏戰國楚竹書（四）》雜記」（簡帛研究網站二〇〇五年二月二十日）。

孟蓬生「上博竹書（四）問詁（續）」（簡帛研究網站二〇〇五年三月六日）。

陳斯鵬「《東大王泊旱》編聯補議」（簡帛研究網站二〇〇五年三月十日）。

蘇建洲「楚文字考釈四則」（簡帛研究網站二〇〇五年三月十四日）。

劉信芳「竹書《東大王泊旱》試解五則」（簡帛研究網站二〇〇五年三月十四日）。

楊沢生「讀《上博四》札記」（簡帛研究網站二〇〇五年三月十四日）。

范常喜「讀《上博四》札記四則」（簡帛研究網站二〇〇五年三月三十一日）。

田煥「讀上博竹書（四）瑣記」（簡帛研究網站二〇〇五年四月三日）。

何有祖「上博楚竹書（四）劄記」（簡帛研究網站二〇〇五年四月十五日）。

蘇建洲「《上博（四）・東大王泊旱》“謐”字考釈」（簡帛網二〇〇五年十二月十五日）。

(4) 前掲書、一九三頁。

(5) 前掲書、二〇九頁。

(6) 陳劍氏、前掲論文。

(7) 董珊氏、前掲論文。

(8) 『史記』卷一一七司馬相如列伝所収の「子虛賦」に「泊乎無爲」とある「泊」を『文選』卷七では「怕」に作り、李善注に「怕與泊同」とある。

(9) 大頭（大夏）を原注釈では、『淮南子』地形訓に「西北方曰大夏、曰海澤」とある地名、もしくは水名と解するが、従えない。劉信芳氏に従ってト間に使用される亀名とすべきである。

(10) 陳劍氏は「滄」を「汗」の異体字の可能性を指摘する。

(11) 陳劍氏は「腰のあたりの帶」、孟蓬生氏は「ベルトの帶」とする。

(12) 孟蓬生氏は「庶」字を于省吾『甲骨文字釈林』釈庶（中華書局、一九七九年六月）に従って「焼く」の意とする。

(13) 「病」字は楚簡で「疖」に作り、『廣雅』釈詁上に「病、苦也」とある。

(14) 劉信芳氏は、「笄」を読んで「介」となし、「介儀愈突」を「搖るぎない顔つきがますますハッキリと示され、その深さが心の中に至ることを言う。おそらく誠心誠意、雨に祈祷したためであろう」と解釈している。

(15) 「瘻」は『宋本玉篇』卷一一广部に「瘻、同瘻」とあり、「瘻」については「疥瘻」とあるが（中國書店、一九八三年九月）、本簡の文脈においては、強い日差しによる「火膨れ」の意と解される。

(16) 原釈文は「謐」を読んで「謐」とするが、蘇建洲氏（武漢大）は『今文尚書』金縢篇にみえる「穆卜」の「穆」と解し、「穆卜」を「敬肅」・「肅穆」の意とする。「謐」もまた「敬肅」・「肅穆」

の意があるので、原釈文のままで良いであろう。

- (17) 原注釈は『集韻』卷之六上声下の「表」字の説解に拠り、「表」が「表」の古文で、「ト兆が明確であること」と解す。しかし蘇建洲氏の指摘する通り、「表」字はすでに楚簡に別にある。范常喜氏は「表」を「慶」字の訛体とみなし、しばしば『周易』に「有慶」とみえ、卦象が吉事の卦であることを指す、と解している。范常喜氏に従い、とりあえずここでは、龜卜によるト兆が吉事を指す意に解しておく。
- (18) 原注釈は「瘞瘞鼠疠」に対して、「鼠」は「癥」に通じ、「鼠疠」は「憂病」の意と解する。しかし小論では「不穀瘞甚」(簡八)の「瘞」を「火膨れ」と解しているので、それには従えない。『山海經』中山首経に「脱扈之山、有草焉。……名曰植楮。可以已癥」とあり、郭璞注に「癥、病也。『淮南子』曰、狸頭已癥也」とあり、同文を引く『太平御覽』卷七四二の郭璞注に「鼠、瘞也」とある。このように「鼠」・「癥」・「瘞」は相通じ、「瘞」は前掲『宋本玉篇』に「瘞也」とあるので、これより「瘞鼠」は共に「火膨れ」を意味すると考えられる。
- (19) 原釈文は「楚邦又（有）棠（常）、古（故）」と断句するが、劉樂賢氏は「楚邦又（有）棠（常）古（故）」と断句して、「常故」を「常規・成式」の意と解し、陳劍氏も「常故」を「恒常の慣例あるいは原則」と解す。劉信芳氏も「祭祀の常例」と解するが、氏の指示示すところは具体的である。すなわち一般に楚簡において天神・地祇・人鬼の祭祀に用いる犠牲には各々等級差異があり、それを「常故」という、とする。要するに、「常故」とは、楚国の伝統的な祭祀の在り方、と解される。
- (20) 「殺祭」について、季旭昇氏は「祭祀の儀式を減省すること」、陳劍氏は「祭祀の対象の規格を簡略にすること」、孟蓬生氏（続）は「殺」を『説文』示部の「彑」の意に解し、その説解「數祭也」（頻繁に祭祀すること）を挙げている。これに対して劉信芳氏は、被災者を救済するのに最高の誠意を表すため、最高級の犠牲である「君王の身」をもって代価とすると表現したもの、と解している。劉信芳氏の解に従うべきである。
- (21) 「辤」について、原釈文は「起」に釈し、「起」の異体字とするが、何有祖氏は「辤」字に改釈し、「及」・「往」の意とする。
- (22) 「諺」は「謔」の異体字の可能性がある。『集韻』入声九に「謔、散言也」とあり、「勝手に言う」の意である。
- (23) 「絅」は、『集韻』卷之一平声一に「絅、補也」とある。
- (24) 「僕」が「長」と通假することは、何琳儀『戦国古文字典—戦国文字声系—』上冊（中華書局、六八五頁、一九九八年九月）にその用例が見える。「長子」に将帥の意のあることは、清・厲荃『事物異名録』爵位・将帥に「『易』師貞丈吉、又長子帥師。按丈人長子、皆謂主將也」と言う如くである。本組冒頭の「君皆楚邦之將軍」の「將軍」は下文の「君聖人且良長子將正於君」の「長子」と対応するとみなされる。
- (25) 原釈文では「……大宰」と「子止」の間で断句するが、劉信芳氏は子止を大宰の名と解する。
- (26) 「靜（静）」について、『礼記』儒行篇第四一に「陳言而伏、靜而正之」とあり、『經典釈文』巻第一四・礼記音義之四に「（静）如字、徐本作靜、音爭」とある。劉樂賢氏も本簡の「靜」を読んで「靜」となし、「直言する」の意に解している。
- (27) 原釈文で「癥」を「歎」に読む理由は不明。陳劍氏は「資」に読むが、これも根拠が示されていない。とりあえず、ここでは「癥」の異体字としておく。
- (28) 原釈文では「……大宰」で断句し、「晉侯」を後に続けて読んでいるが、劉樂賢氏は「大宰晉侯」

と連続して読み、晉侯を大宰の名と解している。これに対して劉信芳氏は、「大宰晉侯」を官名に爵称を加えたものと解している。

- (29) 陳劍氏は読んで「謫」とするが、ここでは帝と神（旱母）の関係を指すと考えられる（森和「子弾庫帛書三篇の関係からみた資料的性格について」、『史滴』第二六号、二〇〇四年）。
- (30) 陳劍氏に従って読んで「治」とする。
- (31) 「唯」と「雖」の通仮例は郭店楚簡「老子甲組」等にもみえ、劉樂賢氏に従って「雖」に解する。
- (32) 原釈文はこの前後の文を「王印天、句而」とするが、季旭昇氏の指摘するように、文中の「天」と「而」は原簡写真では同一字形であり、共に「而」とすべきである。
- (33) 原釈文は「句」に釈するが、楊沢生氏に従って「今」に釈し、読んで「吟」となす。「吟」は『廣韻』下平声卷第二に「吟、歎也。『説文』云、呻吟也」とあるように、「なげく・うめく」の意である。
- (34) 原釈文は「洨」に作り、読んで「諺」となすが、季旭昇氏は「泣」に釈し、『説文』水部の「泣」字について「無聲出涕曰泣」とあるのにより、声なくして、あるいは低く泣く意とする。
- (35) 原注釈では「高」を「遠」に解しているが、簡一五に「王許諾攸（修）四蒿」とあることから、「蒿」とすべきで、簡一五の原注釈で『周礼』地官・載師の鄭玄注に「郊或爲蒿」とあり、杜子春注に「蒿讀爲郊」とある。そこで季旭昇氏は、簡一三の「君王修郢蒿（郊）」と簡一五の「王許諾修四蒿（郊）」は相互に呼応し、「郢高」は「郢四郊」の意とする。従うべきである。
- (36) 「翼」について、孟蓬生氏（続）は「蓋」字の異構とし、日を避けるための日傘とする。
- (37) 包山楚簡「受期簡」で李逗（人名）が李瑞にも作ることから、劉信芳氏は「逗」を読んで「瑞」となし、『周礼』春官・大祝にみえる瑞祝に対する鄭玄注に「瑞祝、逆時雨、寧風旱也」等とあることから、本簡の「逗」を「旱魃に対して採られた祭祀儀礼」と解している。
- (38) 孟蓬生氏（続）は「纂藝」を読んで「藻篋」となし、五采の羽飾りのある大扇と解する。
- (39) 原釈文では「……埜（野）」と「色」の間で断句するが、孟蓬生氏（続）は「埜（野）」色」と連読して、“風塵の色”を指すと解する。要するに日焼けの色であろう。
- (40) 原釈文は「啖」に釈すが、孟蓬生氏（続）は「欠」に从う「戠」声の字とし、読んで「喝」となし、『説文』日部に「喝、傷暑也」とある説解により、「中暑（暑氣あたり）」と解している。
- (41) 「憇」は未詳字で、原釈文は読んで「瀝」とする。陳劍氏は読んで「賴」となし、「利」の意とし、「邦賴之」は「国家がこの大雨をもって利とした」とする。未詳字なので、推定に過ぎないが、あるいは読んで「講」となし、『説文』言部に「識也。从言萬聲」とあり、「ほこる・自慢する」の意ではあるまいか。
- (42) 「駢」字は『包山楚簡』「集箋簡」にみえ、「大駢尹」のように官名の一部に使用されるが、劉賢氏は李家浩「南越王墓車駢虎節銘文考釈—戰国符節銘文研究之四一」（『容庚先生百年誕辰紀念論文集』所収、広東人民出版社、一九九八年四月）の説を承けて「駢」の異体字とし、季旭昇氏も「（駢字は）駢の楚系特有の書法」とする。「駢」は『左伝』文公一六年に「楚子乘駢會師于臨品、分爲二隊」とあり、杜預注に「駢、傳車也」とある。
- (43) 原注釈は「迺」を読んで「蹠」となす。「迺」は包山楚簡の「文書類」の「その他」に分類されている簡では「迺」に釈されているが、九店楚簡「日書」にみえる同字は「迺」に釈され、「迺・至」の意と注釈されている（湖北省文物出版社考古研究所・北京大学中文系編『九店楚簡』、中華書局、八九～九〇頁、二〇〇〇年五月）。
- (44) 陳偉「《昭王毀室》等三篇竹書的幾個問題」（二〇〇五年五月、美国芝加哥大学東亞半月弧語言

与文化学系「‘中国文字：理論与実践’国際研討会」、『出土文献研究』第七輯掲載予定)。

- (45) 陳劍氏は簡一二の「滌（旱）母帝（謫）」を「滌（旱）母帝（謫）」とし、「母」を「母」に読み替えているが、従えない。
- (46) 王國良『神異經研究』(文史哲出版社、六五～六六頁一九八五年三月)。
- (47) 石川忠久『詩経』下(新釈漢文大系、明治書院、二四八頁、二〇〇〇年七月)。
- (48) 家井真「雩」(野口鐵郎他編『道教事典』、二三頁、平河出版社、一九九四年三月)。
- (49) 河南省文物考古研究所編著『新蔡葛陵楚墓』(大象出版社、一八〇～一八四頁、二〇〇三年十月)。
- (50) 工藤元男前掲論文「平夜君成楚簡「卜筮祭祷簡」初探」。
- (51) 浅原達郎「望山一号墓竹簡の復元」(小南一郎編『中国の禮制と禮學』所収、朋友書店、二〇〇一年十月)はその復原を試みたものである。
- (52) 陳偉『包山楚簡初探』(武漢大学出版社、一九九六年八月)、池澤優「祭られる神と祭られぬ神—戦国時代の楚の「卜筮祭祷記録」竹簡に見る靈的存在の構造に関する覚書—」(『中国出土資料研究』創刊号、一九九七年)、同氏「戦国時代の祖先祭祀—「卜筮祭祷記録」楚簡と睡虎地秦簡「日書」—」(同氏著『「孝」思想の宗教学的研究』所収、東京大学出版会、二〇〇二年一月)、工藤元男前掲論文「包山楚簡「卜筮祭祷簡」の構造とシステム」等々。

原載、『長江流域文化研究所年報』第4号、2003年10月)

九店楚簡「告武夷」篇からみた「日書」の成立

はじめに

李学勤氏は睡虎地秦簡「日書」の建除について、次のように指摘している。「日書」甲種の冒頭の篇名は「除」・「秦除」・「稷辰」等の建除であり、それらは乙種の冒頭の内容と対応する。したがって乙種の「?」(佚篇名)・「徐」・「秦」も建除である。「日書」は甲・乙両種とも建除を含み、一種は秦人、一種は楚人の建除であり、また「稷辰」も秦の建除であり、「日書」は建除家と関係がある。秦・楚の建除にはそれぞれ違いがあるとしても、その日名からみて両者には一定の淵源関係がある⁽¹⁾。以上の指摘をふまえて筆者も「日書」にみえる建除を分析し、「日書」が成立する過程でその主要な役割を果たしたのが建除家ではなかったかと想定した⁽²⁾。

また「日書」成立の背景を考える上で、この種の出土資料が楚文化圏に集中している現象に注目される。さらにその楚文化圏の戦国中期ごろの楚墓からは「卜筮祭祷簡」が出土し、ほぼ戦国後期を境に「卜筮祭祷簡」から「日書」へ副葬品の交替が起こっている。一九八一年～八九年未、湖北省江陵県九店で発見された乙組墓五七八基中の五十六号墓の側龕内から、ちょうどその時期の「日書」が出土した。報告書によると、乙組墓は全体で四期七段に断代され、五十六号墓はその四期六段、すなわち“戦国晚期早段”に相当し⁽³⁾、したがって、現存最古の「日書」ということになる。この「日書」の中に武夷の祷告辞がある(以下、「告武夷」篇と称す)。整理者の李家浩氏はその内容を、巫祝が病人のため某神の子の武夷に祷告し、病人の飲食がもとどおり恢復することを祈求したもの、と説明している⁽⁴⁾。しかしその解釈をめぐって論者のあいだには重大な争点があり、まだ検討すべき余地が残されている。またその検討は「卜筮祭祷簡」の中からどのようにして「日書」が成立してくるのか、という問題とも深くかかわっている。そこで小論はこの問題の一端を「告武夷」篇の再検討を通じて検証してみたいと思う。

一、「告武夷」篇と「太一將行」図の関係

九店楚簡は全体で十五組に区分され、大別して第一組の「蓄・晦等の数量」と第二組以下の「日書」からなる⁽⁵⁾。「告武夷」篇は「日書」の中の第六組(第四三簡～第四四簡)に分類される。「日書」は報告書の中で李家浩氏が原文の釈文・考釈を行っているが⁽⁶⁾、後に九店楚簡だけを再編集した『九店楚簡』において、氏は少ながらぬ修訂を加えている⁽⁷⁾。その修訂後の「告武夷」篇の釈文は、以下の如くである。

【口】敢告口凶之子武海：「尔居復（復）山之阤（野）、帝胃（謂）尔無事、命尔司兵死者。含（今）日某臯（將）欲飲（食）、某敢呂（以）亢（其）妻口妻女（汝）、【互】行芳糧呂（以）祿哭（犧）某於武海壘=（之所）：君昔受某之互行芳糧、凶（思）某速（來）遙（歸）飲（食）故□」。

この一篇の内容は、冒頭にみえる「武海」という神と密接にかかわる。「武海」の「海」字は字書未見のものであるが、安徽省寿県蔡侯申墓出土の吳王光鑑銘文にこれと同じ字がみえ、李家浩氏は郭沫若の解釈⁽⁸⁾にしたがって「夷」字に読んでいる。これより本篇は武夷に対する祝祷の辭ということになる。武夷に関する文献上の初見は、『史記』卷二八封禪書に、

古者、天子、常に春を以て解祠す。黃帝を祠るには、一の臤と破鏡とを用う。冥羊には、羊を用う。馬行を祠るには、一の青牡馬を用う。太一・澤山君・地長には、牛を用う。武夷君には、乾魚を用

う。陰陽使者には、一牛を以てす。祠官をして之を領せしむること其の方の如くし、而して（謬）忌の太一壇の旁らに祠る。

とある文で、この中で武夷は方士たちが前漢武帝に対して太一（北極神）を祠る方術をのべた上奏文の中に登場する⁽⁹⁾。この武夷について饒宗頤氏は、「太一神の麾下で礼拝を受ける群神の一つで、太一神



圖一

図 李家浩「論《太一辟兵圖》」（『国学研究』第1輯、北京大学出版社、1993年）による

の傍らで供奉の犠牲を受けた」と説明している⁽¹⁰⁾。この太一神と武夷の関係を直接表わす注目すべき出土資料が、馬王堆三号漢墓出土の帛画「“太一將行”図」である（図参照）⁽¹¹⁾。それは長さ四三・五センチ×幅四五センチ四方の絹布上に、神像を上中下三層に分けて描き、それらの神像に題記を附した

ものである。この帛画の不鮮明な図版と簡単な解説は、まず周世栄氏により紹介された⁽¹²⁾。その後、帛画に関する本格的な検討が始まり、周世栄氏の続篇につづき⁽¹³⁾、李学勤⁽¹⁴⁾、李零⁽¹⁵⁾、陳松長⁽¹⁶⁾、李家浩⁽¹⁷⁾の各氏が相次いで関連する論文を発表した。

そこで簡単に帛画の全体を説明すると、次のようになる。上層では右に「雨（帀）師」、中央に「大（太）一」（左腋に“社”字がある）、左に「雷【公】」がいる。中層では中央の黄首青身竜を挟んで左右に四神があり、右から一人目の神は何らかの武器を執り、二人目は剣（もしくは刀）を執り、三人目は何も手に執っていないようで、四人目は戟を執っている。下層では右に黄竜、左に青竜がいる。これらの神像にはそれぞれ題記が附され、李家浩氏の釈文によると以下の如くである。

まず帛画の右縁に、

□將（？）承弓□先行。赤□白□莫敢我鄉（向）、百兵莫敢我【傷】、□狂謂不誠、北斗爲正。即
左右訃刺、徑行母視、□大一祝曰：某今日且□□。

という全図の総題記がある。上層では雨師の題記に、

雨帀（師）、光風雨雷、從者死、當【者】□□□其□□□□□

とある。太一の題記には、

大一、將行□□□

神從之以□□□

とある。雷公の題字は、わずかに“雷”字を存するのみ。中層では右から三人の神々の題字にそれぞれ、

武弟子、百刃母敢起、獨行莫□

我□、百兵母童（動）【天之】禁。

我虜裘、弓矢母敢來。

とあり、左端の神の題字は残欠している。李零氏は右端の「武弟子」を中層の四神の総称と解するが⁽¹⁸⁾、李家浩氏は「武弟子」・「我□」・「我虜裘」を三人の神々の“自謂”と解し、「我□」・「我虜裘」の「我」は第一人称の代名詞で、その後にくる「□」・「虜裘」と同格語と解し、また「虜裘」を兵神としての蚩尤の“一声之転”と推測している。これよりこれら四神はそれぞれ固有の名をもっていたことになるが、さらに李家浩氏は「夷」・「弟」の二字が形音共に近く、したがって「武弟子」は「武夷子」と読むことができ、「子」はその尊称であると解している。また下層の黄竜と青竜の題記にそれぞれ「黃龍持鑪」・「青龍奉（捧）熨」とあり、「鑪」・「熨」共に避兵の工具としている⁽¹⁹⁾。帛画の書写順序と天文順逆をめぐって諸氏の解釈に相違がみられるが⁽²⁰⁾、ともあれ、李家浩氏が帛画の「武弟子」を「武夷子」と読めることを示したことで、武夷が先秦～秦漢において“避兵の神”であったことがようやく明らかとなった。

なお、武夷は南朝齊永明三年（四八五）の「劉顥買地券」では“武夷王”として登場するが⁽²¹⁾、武夷神の後世における展開については呉之郵氏の研究に委ね⁽²²⁾、小論では扱わない。

二、「告武夷」篇の字句に関する諸説の検討

1、語句の解釈

それでは、李家浩氏の修訂版釈文とその「考釈」を基本テクストとして、以下、本簡の字句の検討をしてみることにする。

〔【口】敢告〕 第四三簡の簡端は残欠している。周鳳五氏は睡虎地秦簡「日書」甲乙両種の「夢」篇に「皋、敢告噩（爾）……」とある構文等によって、簡端の残欠字を「皋」と復原し、それを『儀礼』

士喪礼篇により傍証する。すなわちその招魂儀礼の「復」において、「……曰、皋某復」とある句の鄭玄注に、「皋は、長聲なり。某は、死者の名なり」とある。つまり「皋」とは「巫祝が鬼神を招請する前に、注意を引くため発する長声の叫び」であり、「招魂はそれを用いて新死者の魂を呼び招き、祝祷はそれを用いて鬼神を招請」するもので、上古の祭祀の祝祷はしばしば「皋！敢告」をもって始まる、とする⁽²³⁾。ただし「日書」・士喪礼篇も共に「皋」に作るので、あえて「皋」字に復原する必要はないであろう。

〔口彥之子武海〕 李零氏は「武海」の前の欠字とその後の字を「桑縢」と推測するが、その根拠を示していない⁽²⁴⁾。周鳳五氏は、『武夷山志』卷四形勢篇に引かれた『列仙伝』に、

鎧鏗（彭祖）は此の山に隠れ、二子を武と曰い夷と曰う。

とあり、「彥」・「鏗」の古音は相近く、簡文の欠字は「鎧」字（あるいはその通假字）と推測する曹錦炎氏の見解を紹介している⁽²⁵⁾。しかし周知のように、『列仙伝』が劉向の撰によるものでないことはすでに福井康順氏等の先学によって明らかにされているので⁽²⁶⁾、彭祖と武夷の結びつきを先秦まで遡及させて解釈しうるかは疑問である。じっさい王叔岷氏の輯本等にも、彭祖（姓は鎧、名は鏗）と武夷の関係を示唆するものはみあたらない⁽²⁷⁾。

〔復（復）山之阤、不周之埜（野）〕 「考釈」は「復山」を「復山」に読み替えるが、復山に対する注釈はない。「復山」・「復山」のいずれにせよ、伝世文献にその名はみえない。「考釈」は「阤」を「基」あるいは「址（址）」と読み、「麓」の意とする。「不周」は『山海經』大荒西經、『楚辭』離騷篇、『淮南子』墜形訓等々にみえる伝説の山で、離騷篇の王逸注は崑崙山の西北にあるとする。D・ハーバー氏は、子彈庫楚帛書のいわゆる八行文の第一段に、

……九州不坪（平）、山陵備観、四神乃乍（作）至于復（復）。

とある文に基づき、復山を不周の別称と解している⁽²⁸⁾。通假の問題は別として、コンテクストからみて、「復（復）山之阤」・「不周之埜（野）」は不周山を対句的なレトリックで別々に表現したものと解したい。

〔兵死〕 戰死者の意。この語は先秦文献にしばしばみえる。「考釈」は、簡文は巫祝が帝の命令で武夷に兵死者を管理させようとしたことを記したもので、その目的は兵死者が生人に害を及ぼさないことがある、としている。

〔欲〕 原簡の字は「次」・「谷」に从い、「考釈」は「欲」字の異体字とする。

〔㠭（以）元（其）妻口妻女（汝）〕 「考釈」は、前の「妻」字を名詞、後の「妻」字を動詞に解し、「嫁にやる」の意とし、簡文の意味を「武夷に妻を嫁にやることを約束したもの」とする。これに対して周鳳五氏は、「九店楚簡」第三八簡下・第三九簡下の「五卯」の忌日に、

凡五卯、不可以作大事。帝以命益淒禹之火、午不可以【樹】木。

とあり、「考釈」が「淒」を「齋」と読み、『廣雅』釈詁に「齋、送也」とあることから、「告武夷」篇の後の「妻」字も「齋」と読み、「某人はその妻に命じて聶幣・芳糧を你（武夷）に送らせる」意味とする。また欠字は「某」で、妻の名の不定代名詞かと推測する⁽²⁹⁾。

〔【瓦】行〕 「考釈」は以下の如くである。「行」字の前の残欠字は、後文の「瓦行芳糧」の例によつて「瓦」字を補う。「瓦」字は楚簡の遣策にみられ、そこでは「聶」・「渙」等にも作る。馬王堆一号漢墓の遣策に記された副葬品や二つの竹笥に繋がれた木簽に「聶幣」の語がみえ、聶幣は竹笥に納められた一繫がりの絹織物の細切れを指す。よつて「瓦行」は「聶幣」と読み、武夷を祭祀する物品とする、と。李家浩氏はさらに「行」字に関する専論を発表し、古代に“幣”を用いて鬼神を祭祀したことは、『周禮』天官・大宰や『漢書』文帝紀にみえ、簡文で“聶幣”を用いて武夷を祭祀したことと一致

する、と指摘する⁽³⁰⁾。これに対して周世栄氏は、この種の絹織物の細切れを「聶幣」と称するのは、それが楚国の貨幣である金銅を象徴するからであると指摘し⁽³¹⁾、ハーパー・李零の両氏もほぼこの説にしたがっている⁽³²⁾。一方、馬王堆一号漢墓の副葬品に泥郢称があり、これは金銅の象徴物とみなされるとする周鳳五氏は、「幣」は幣帛で、「聶幣」（一糸ぎの絹織物の細切れ）は一片ごとに一匹の繪帛を代表し、泥郢称等と共に財富を象徴する副葬明器である、と反論している⁽³³⁾。その実態はいずれにせよ、武夷を祭祀する物品である。

〔芳糧〕 「考釈」には説明がない。周鳳五氏は『楚辭』離騷篇にみえる「椒糈」と解し、それは香料を調製した香しい精米で、それによって鬼神を招請あるいは祭祀したとする⁽³⁴⁾。

〔祫妥（犢）〕 「考釈」は以下の如くである。「祫」は「量」を声符とする形声字。「妥」字は「犢」と読み、「祫犢」は祭名のようである。「祫」字は「言」に从い、その意味は『周礼』春官・大祝の「六祈」の一つである「説」に近く、『廣雅』釈詁二に「揚……、説也」とあり、訓じて「説」となす「揚」は「詳」にも作る。これより簡文の「祫犢」は「詳讀」あるいは「揚讀」と読むべきである、と。「祫」は字書未見の字なので、はたして「説」と読めるかどうかは不明であるが、李家浩氏の挙げる『周礼』で大祝が管掌する「六祈」の一つの「説」と「攻」について、鄭玄注に、「攻・説は則ち辭を以て之を責む。……攻・説には幣を用うるのみ」とあり、おそらく氏はこれに基づいてそのように解したのであろう。これに対して周鳳五氏は、両字を「量贖」（贖を量る）と読み、「犯罪の軽重をはかり、犯人が支払う同価の金銭により責めを免除すること」と解す。両説とも判断に悩むが、とりあえず何らかの祭祀名とする「考釈」にしたがっておこう。

〔昔〕 「考釈」は、「夕」の仮借、すなわち「夜」の意とする。

〔凶〕 「凶」字は周原甲骨や楚簡にみえ、「考釈」はこれを「思」と読んで希冀（願う・希望する）の意と解する李学勤氏等の説を「考釈」は紹介している。しかし大西克也氏は、使役動詞の「使」の仮借とする⁽³⁵⁾。

〔速（來）遯（歸）〕 「考釈」は、郭忠恕『汗簡』卷上之二第二引の『義雲切韻』により、「速」字を「來」字の古文とし、「遯」字を楚簡の例により「歸」の異体字とし、この語が『楚辭』招魂篇・大招篇等の招魂帰来に関してみえることを指摘する。

〔故口〕 「考釈」は、「故」字の下に「八」字のような筆画があり、残字か文の完結を示す記号かと推測する。

2、「某」の解釈

次に問題になるのは文中に五回現れる「某」である。某は誰を指すのか。「考釈」は簡端の欠字を「祝」字もしくは「某」字と推測し、もし「某」字であれば簡端の「某」は巫祝を指し、後文の「某」は病人を指す、とする。李零氏は、祝者は「某」をもって代称し、両者は任意に取り替えられる、とする⁽³⁶⁾。ハーパー氏は、「某」を死者、すなわち兵死者と解す⁽³⁷⁾。周鳳五氏は、簡文の「爾（爾）」字は三力所、「女（汝）」字と「君」字はそれぞれ一力所みえ、それらはみな武夷を指し、「某」字は五力所みえ、それらはみな「兵死者」を指すとする⁽³⁸⁾。その理由を周鳳五氏は次のように説明する。『周礼』春官・冢人に「凡そ兵に死する者は、兆域に入らず」とあり、鄭玄注に「戰破れて勇無きは、諸を塋外に投じ、以て之を罰す」とあるように、兵死者は塋（共同墓地）に埋葬されることが許されず、「血食」を享受できなかった。そこで巫祝は兵死者「某」に代わって、兵死者を管理する武夷に祷祝して言う、「某」の妻が奉獻した芳糧を用いて武夷を招請し、攝幣を用いて「某」の贖罪をするので、しばらく「某」が武夷の管理下を抜けだし、家族の祭祀を受けて美食を享受することを武夷が許してくれるよう、と。

この解釈はきわめて整合的である如くである。しかし李家浩氏は簡文中の「某將欲食」の句と包山楚簡「卜筮祭祷簡」との関係を重視し、それとは大きく異なる解釈をしているので、次にその解釈をみてみよう。

三、「告武夷」篇と『楚辭』、「卜筮祭祷簡」との関係

「卜筮祭祷簡」とは、巫祝たちが楚暦四月の歳首に楚国の貴族の屋敷に招かれ、彼らクライアントのため災いの有無を貞問した記録である⁽³⁹⁾。陳偉氏の分類によれば、それは歳貞と疾病貞に区別され、とくに後者はクライアントの病因や病状を問うたものである⁽⁴⁰⁾。李家浩氏が挙げる疾病貞の中に、

屈宜習之以形容爲左尹邵它貞：「既有（又）病、病心疾、少氣、不內（入）食、尚母又（有）兼（殃）」。（第二二三簡）

とあり、ここに「不入食」の句がみえ、命辞に含まれるこの句が天星觀楚簡の中で「告武夷」篇と同じく「不欲食」に作っていることに、氏は注目している⁽⁴¹⁾。すると「告武夷」篇で「某今日將欲食」（某、今日、將に食せんと欲す）と言っているのは、「某」が最初「食を欲せざる」状態にあったことを物語り、それ故、「告武夷」篇の「某」は病人を指す、と解する。

また簡末の「速（來）遯（歸）」の句と『楚辭』大招篇に「魂乎歸徳、以娛昔只」、同じく招魂篇に「魂兮歸來」等とある句の関係に注目し、『楚辭』伝本の「歸徳」・「歸來」を王逸章句や洪興祖補注にしたがって「徳（來）歸」の誤倒とし、簡文の「速（來）遯（歸）」とは、招魂の招辞、つまり離散する病人の魂（＝某）に対して巫祝が呼びかけた句と解する。

それでは、兵死者を管理する武夷の属性とこのことは、どのように関連するのであろうか。それについて、まずは招魂と卜筮の関係を指摘する。すなわち『楚辭』招魂篇に、

帝、巫陽に告げて曰く、「人有り下に在り、我、之を輔けんと欲す。魂魄離散す。汝、筮して之を予えよ」と。巫陽、對えて曰く、「掌夢なり。上帝、其の命、從い難し。若し必ず筮して之を予うれば、恐らくは之が謝るに後れ、復た用うる能わざらん」と。巫陽、焉に乃ち下り招いて曰く、「魂兮歸來……」。

とある。これによると、天帝は肉体から魂が遊離した人を助けるため、巫陽に命じて魂の在処を筮問させ、もとの身に戻させようとしたが、筮問の間に魂を逃してしまうことを恐れた巫陽は、それにはしたがわず、天地四方に呼びかけて招魂した、とある。これより李家浩氏は、本来楚人は先に卜筮して病人の魂の所在を問い合わせ、その後に招魂するのが通例であったとする。そしてその論拠を包山楚簡「卜筮祭祷簡」に求める。以下は氏の釈文による。

①東周之客許經歸作（胙）於歲郢之歲、饗月、己酉之日、許吉以保（寶）家爲左尹邵它貞：以其下心而疾、少氣。恆貞吉。甲寅之日、病良瘥、又（有）祟、祫見琥。以其故說之：壁（避）琥、擇良月良日歸之；戩（且）爲巫綱佩、速巫之。厭一鷺於地室；賽禱行一白犬、歸冠帶於二天子。甲寅之日、逗於端陽。（第二一八簡～第二一九簡）

②東周之客許經歸作（胙）於歲郢之歲、饗月、己酉之日、苛光以長惻爲左尹邵它貞：以其下心而疾、少氣。恆貞吉。庚・辛又（有）間、病速瘥、不逗於端陽。（第二二〇簡）

③大司馬悼愬將楚邦之師徒以救郢之歲、荊尸之月、己卯之日、鹽吉以寶家爲左尹它貞：既腹心疾、以上氣、不甘食、舊（久）不瘥、尚速瘥、母又（有）柰（祟）。占之、恆貞吉、疾難瘥。以其古（故）說之：與禱……侯（后）土・司命各一詳……凶（思）左尹它踐復尻（居）。（第二三六簡～第二三八簡）

④不智（知）其州名。（第二四九簡反）

氏の解釈によれば、次の如くである。①前三一七年十一月己酉の日、許吉が筮占し、病因を「甲寅之日、病良瘥、有祟、秋見琥」と占断した。すなわち貞問の六日後の甲寅の日に邵它の病状は好転するが、ひきつづき祟りがあり、離散した魂は端陽（枝陽、枝水の北）に「逗」（逗留）したまま帰来できない、と。②同年同月同日、苛光が筮占し、「庚・辛」すなわち二日目の庚戌の日か三日目の辛亥の日に邵它的病状は好転し、快癒するので、離散した魂は「端陽」に逗留するはずがない、と。③翌年の前三一六年四月己卯の日、鹽吉が貞問し、邵它的魂が故居に戻るように求めた。④最後の貞問が行われた同年五月己亥の日の記録の背面に記され、この日は邵它が没する前月にあたる。「其の州名を知らず」とは、魂は遠い州に去ってその名も分からず、魂を邵它的身に戻すすべもないことを記している。李家浩氏は①～④の簡文をこのように解し、「告武夷」篇の巫者も卜筮によって「某」の病因を兵死鬼の祟りと考え、そこで武夷に「某」の妻を娶らせ、聶幣・芳糧で祭祀し、兵死鬼を懲罰させ、「某」への祟りを解除させて魂を戻らせ、飲食をもとどおりにさせようとした、とするのである。

ただし、氏の解釈に問題がないわけではない。確かに「ト筮祭祷簡」で筮占を行っていることは、第一次占卜の占辞の前に記される卦画によって確認できる⁽⁴²⁾。また貞人（巫祝）が使用している占具と卦画の関係から、李零氏は卦画をともなう占具を筮占用具、ともなわない占具を龜卜用具と分類している⁽⁴³⁾。この基準によれば、①②③の簡文には卦画がみえず、①③にみえる宝家と②の長側を筮占用具とみなすことには問題があろう。したがって李家浩氏の挙げる包山楚簡の資料が、「告武夷」篇において巫祝が祝祷する前に病人の魂の在処を筮占したという直接の証拠には必ずしもならない。さらにまた「以其妻口妻女」の句についても、神祇が妻を娶るという解釈より、周鳳五氏のようにその妻に命じて聶幣・芳糧を武夷に送らせるという解釈の方が妥当であろう。このようにいくつかの問題点を含みつつも、包山楚簡「ト筮祭祷簡」の「逗於端陽」、「不逗於端陽」、「不智（知）其州名」等の句を招魂の視点から解釈しうる可能性はきわめて高いと思われる。そこでこうした観点から「告武夷」篇を読み直してみると、とりあえず次のようになるであろう。

【皋】、敢えて口𠂔の子の武夷（夷）に告ぐ、「爾（爾）は還（復）山の麓（基）、不周の埜（野）に居り、帝は爾（爾）に事ある無かれと謂い、爾（爾）に命じて兵死者を司らしむ。今（今）日、某は餉（將）に飫（食）せんと欲し、某は敢えて元（其）の妻口を㠭（以）て女（汝）に【互】（聶）行（幣）・芳糧を妻（齎）らしめ、㠭（以）て某を武夷（夷）の所に諭（饋）せしめんとす。君は昔（夕）に某の互（聶）行（幣）・芳糧を受け、某をして速（來）遙（歸）して飫（食）すること故（故）のごとく凶（思）しめよ」と。

〔大意〕

【ああ】、敢えて口𠂔の子の武夷に告ぐ、「爾は復山の麓・不周の野にあり、天帝は爾に何事も変わることのなきようにと告げ、爾に命じて兵死者を司らせた。今、某は食事を求めており、そのため某はその妻口から汝に聶幣・芳糧を贈らせ、それによって某を武夷のもとで諭饋（不詳、祭祀名か）させようとしている。（武夷）君は今夜、その聶幣・芳糧を受け取り、某の魂を帰来させ、某が元のように食事ができるようにさせよ」と。

四、「ト筮祭祷簡」と「日書」の関係

このように九店楚簡の「告武夷」篇は、未解決の部分を残しつつも、巫祝による招魂のための祝祷の辭であることがほぼ明らかになった。それと共に、「ト筮祭祷簡」にみえる招魂が「告武夷」篇を通じて

「日書」に継承されていることも明らかになった。ところで筆者は、「卜筮祭祷簡」と「日書」の継承関係をすでに睡虎地秦簡「日書」の疾病占から論じている⁽⁴⁴⁾。それを要約すると、以下の如くである。

李家浩氏の挙げた包山楚簡「卜筮祭祷簡」②の第一次占卜の占辞に、次のようにあった（引用文は体例によって一部補っている）。

……苛光以長惻爲左尹邵它貞、「以其下心而疾、少氣」。【占之】、「恆貞吉。庚・辛又（有）間、病速瘥、不逗於端陽、同弊」。

文中の「庚・辛」を報告書の「考釈」は「庚申の誤り」とするが⁽⁴⁵⁾、睡虎地秦簡「日書」甲種の「病」篇（第六九簡正貳）に、

甲乙有疾、父母爲祟、得之於肉、從東方來、裹以柰（漆）器。戊己病、庚有【間】、辛酢。若不【酢】、煩居東方、歲在東方、青色死。

とあり、同じく乙種の「有疾」篇（第一八三簡）に、

丙丁有疾、王父爲姓（眚）、得赤肉・雄鶏・酒、庚辛病、壬間、癸酢、煩及歲皆在南方、其人赤色、死火日。

とある⁽⁴⁶⁾。これは五行説に基づいて、発症日、病因、再発日、小康状態の間日、それに報い祭る酢日、その祭祀を怠った場合に生じる煩・歳の方位等々の関係を示したものである。両者の占辞において日は天干で表されており、「卜筮祭祷簡」の「庚・辛有間」も「考釈」のように「庚申有間」の誤記と解する必要はなく、これより睡虎地秦簡「日書」の「病」篇・「有疾」篇は「卜筮祭祷簡」まで遡れる、と指摘したのであった。包山楚簡②の「庚・辛有間」について李家浩氏は、苛光が筮占した前三一七年十一月己酉の日の二日目の庚戌の日、もしくは三日目の辛亥の日、と解釈している。その後さらに楊華氏は、包山楚簡よりやや以前のものとみなされる望山楚簡「卜筮祭祷簡」から、次のような記事を挙げ⁽⁴⁷⁾、

疾丙・丁有瘳（瘳）、辛（第六六簡）

己未又有間、辛・壬瘥。（第六七簡）

乙・丙少【瘳】。（第六八簡）

壬・癸大有瘳（瘳）。（第六九簡）

吾間、庚申。（第七〇簡）

包山楚簡や望山楚簡の中に「日書」を用いて病占する記録がすでに登場していることを指摘し、「日書」が「卜筮祭祷簡」の中から形成され、その成立過程で主要な役割を果たしたのが建除家であると想定する筆者の見解を批判している⁽⁴⁸⁾。「卜筮祭祷簡」の占卜において亀トと易占が行われていたことは大方の一一致した見解であるが、はたして楊華氏の言うように「日書」も使用されたのであろうか。この問題を考える上で一つの手がかりとなるのは、五行説である。それは「日書」の最も重要な占法原理であるからである。九店楚簡「日書」は目下最古の「日書」であるが、その中で五行説はどういう状態にあるのであろうか。

先述のように、「日書」は九店楚簡第二組に含まれ、その内部は（一五）「残簡」を除いて（二）～（一四）の十三に区分されている。陳偉氏は報告書の旧釈文に拠ってではあるが、その内容を「建乾」、「結陽」、「四時十干宜忌」、「六甲宜忌」、「遇」、「十二支宜忌」、「四時方位宜忌」、「歳」、「内月」、「朔」、「衣」に命名区分し⁽⁴⁹⁾、その中に、

【凡春三月】、甲・乙・丙・丁不吉、壬・癸吉、庚・辛城日。【凡夏三月】、丙・丁・庚・辛不吉、甲・乙吉、壬・癸城日。凡秋三月、庚・辛・壬・癸不吉、丙・丁吉、甲・乙城日。凡冬三月、壬・癸・甲・乙不吉、庚・辛吉、丙・丁城日。

とある「四時十干宜忌」（第三七簡上～第四〇簡上）を五行説の観点から次の表のように整理している⁽⁵⁰⁾。

| | 不吉 | 不吉 | 吉 | 城（成） |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 春（木） | 甲乙（木） | 丙丁（火） | 壬癸（水） | 庚辛（金） |
| 夏（火） | 丙丁（火） | 庚辛（金） | 甲乙（木） | 壬癸（水） |
| 秋（金） | 庚辛（金） | 壬癸（水） | 丙丁（火） | 甲乙（木） |
| 冬（水） | 壬癸（水） | 甲乙（木） | 庚辛（金） | 丙丁（火） |

これよりその配列に五行観念が認められるとして、次のように説明している。すなわち四時と天干に配される五行が同一の場合は「不吉」（第一段）である。前者は後者を生み、これも「不吉」である（第二段）。後者は前者を生み、「吉」である（第三段）。両者が相勝すれば、成である（第四段）。また夏の庚辛、秋の丙丁に相生関係はないが、それはまだ出現していない「土」を中介として「火生土」→「土生金」となるのを、直接「火生金」としているのであろう。これより五行相生・相勝の原理が本篇立論（占法原理）の根拠といえる、と。

確かに陳偉氏作成の表から五行相生・相勝の要素を見出すことは不可能でないかも知れないが、しかし春・夏および秋・冬では「城（成）」における相勝関係がそれぞれ逆になっている。また陳偉氏も指摘するように、夏の庚辛、秋の丙丁はそのままでは相勝関係が成り立たず、それはこの占辞に「土」の五行配当が存在していないからである。しかも九店楚簡「日書」において五行説と関連する可能性のある占辞は、この「四時十干宜忌」だけである。それがこのような状態であるのは、九店楚簡「日書」においては五行説がまだ未熟な段階で導入されているに過ぎないことを示唆するものではあるまいか。睡虎地秦簡「日書」の占辞の大部分が、縦横無尽の五行説による考えあわせると、まったく対照的である。このことは、九店楚簡「日書」それ自体が「日書」として成立して間もない早期段階のものであることも示唆している。したがって、「ト筮祭祷簡」の占トすでに「日書」を用いていたとする楊華氏の解釈は、「日書」の成立過程からみて困難であるように思われる。

むすび

小論では、これまでの筆者の「日書」研究の一環として⁽⁵¹⁾、「日書」がそれ以前の楚の社会習俗を示すト筮祭祷の中から、どのようにして成立していくのかという問題を、目下最古の「日書」である九店楚簡「日書」の中の「告武夷」篇を材料としてその一端を検討した。李家浩氏の研究を中心にして、それに関連する諸説の再検討を通じて、「告武夷」篇の祝祷の辞は『楚辭』招魂篇・大招篇等にみえる楚の招魂儀礼を背景にしたもので、それはまた包山楚簡「ト筮祭祷簡」にその具体例がみえるものであり、ここに『楚辭』を媒介として「ト筮祭祷簡」における招魂儀礼の習俗が九店楚簡「日書」の「告武夷」篇に継承されている道筋が明らかになった。

また「ト筮祭祷簡」において巫祝が「易占」を行っていることは、竹簡に記された卦画によって明らかであるが、楊華氏の主張するように、巫祝が「日書」も用いたという所論については、九店楚簡「日書」にみえる五行説の成熟度から、否定的に考えた。確かに包山楚簡よりやや古い望山楚簡においても病占の記録がみえ、「日書」の「病」篇との関連を望山楚簡にまで遡らせたのは、楊華氏の重要な指摘であろうが、しかしそれは必ずしも「日書」の使用を意味するわけではない。望山楚簡よりさらに古く、その年代を戦国中期の声王以後～肅王初年に想定され、目下最古の「ト筮祭祷簡」である平夜君成墓楚簡にも、

九月又（有）良闕（聞）。□（甲一：二二）

占之、【吉】、迭（速）又（有）闕（聞）、無祝（祟）。□（甲三：二〇八）

等々の病占に関する時期がみられる⁽⁵²⁾。ただし筆者の分析によれば、平夜君成墓楚簡における貞問はすべて疾病貞とみなされる。すなわち卜筮祭祷習俗はもともと疾病貞に起源し、後に王権の伸張にしたがって王権の政治秩序の中に貴族層を取り込むため歲貞が登場し、歲貞・疾病貞が併存するようになったと考えられるからである⁽⁵³⁾。「日書」にみえる病占は、この疾病貞を継承したものであり、「卜筮祭祷簡」において「日書」が用いられたわけではないというべきであろう。しかし反面、このことから、「卜筮祭祷簡」から「日書」への過程に病占の影響があったことも予想される。この問題については、稿を改めて検討したいと思う。

注

- (1) 李学勤「睡虎地秦簡《日書》与楚・秦社会」(『江漢考古』一九八五年第四期。後、同氏著『簡帛佚籍与学术史』、時報文化出版企業有限公司、一九九四年十二月、に転載)。
- (2) 工藤元男「「建除より見た「日書」の成立過程試論」(『中国－社会と文化』第十六号、二〇〇一年)。
- (3) 湖北省文物考古研究所編著『江陵九店東周墓』(四一五頁、科学出版社、一九九五年七月)。なお、小論で「報告書」という場合は、本書を指す。
- (4) 湖北省文物考古研究所・北京大学中文系編『九店楚簡』(中華書局、二〇〇〇年五月)の考釈[一六二]。なお、本文で「考釈」という場合は、とくに断りのない限り、このテクストの「考釈」を指す。
- (5) 第十五組は「残簡」(第一〇〇簡～第一四六簡)であるが、「識別できる文字からみて、大部分は「日書」に属す」(前掲書『九店楚簡』二頁)。
- (6) 前掲書『江陵九店東周墓』五〇八頁。
- (7) 前掲書『九店楚簡』五〇頁。
- (8) 郭沫若「由寿県蔡器論到蔡墓的年代」(原載は『考古学報』一九五六六年第一期。後に『文史論集』、人民出版社、一九六一年一月、に再録)。
- (9) 本文は『史記』卷一二孝武本紀、『漢書』卷二五郊祀志上の間でそれぞれ若干の異同がある。
- (10) 饒宗頤「説九店楚簡之武海（君）与復山」(『文物』一九九七年第六期)。
- (11) この帛画は「社神図」・「神祇図」・「避兵図」・「太一避兵図」等々と称され、名称が定まっていない。湖南省博物館の陳松長氏は「“太一將行”図」の呼称を提唱し(陳松長『中華文明史話 帛書史話』一六四頁、中国大百科全書出版社、二〇〇〇年一月)、小論ではそれにしたがった。なお、本帛画は傅季有・陳松長『馬王堆漢墓文物』(湖南出版社、一九九二年)で正式に公表され(未見)、カラー写真は湖南省博物館編『湖南省博物館文物精粹』(一一二頁、上海書店出版社、二〇〇三年一月)でも掲載されている。
- (12) 周世榮「馬王堆漢墓中的人物图像及其民族特点初探」(『文物研究』2、一九八六年十二月)。
- (13) 周世榮「馬王堆漢墓的“神祇図”帛画」(『考古』一九八九年第一〇期)。
- (14) 李学勤「“兵避太歲”戈新証」(『江漢考古』一九九一年第二期)。
- (15) 李零「馬王堆漢墓“神祇図”応属辟兵図」(『考古』一九九一年第一〇期。後に『入山与出塞』文物出版社、二〇〇四年六月、に再録)。
- (16) 陳松長「馬王堆漢墓帛画“神祇図”辯正」(『江漢考古』一九九三年第一期)。
- (17) 李家浩「論《太一辟兵図》」(袁行霈主編『国学研究』第一卷、北京大学出版社、一九九三年)。
- (18) 李零前掲論文「馬王堆漢墓“神祇図”応属辟兵図」。

- (19) 以上の李家浩氏の議論は、前掲論文「論《太一辟兵図》」による。
- (20) 李零氏は「上北下南」説、周世榮・李家浩氏は「上南下北」説を主張する（李零前掲論文「馬王堆漢墓“神祇図”応属辟兵図」、周世榮前掲論文「馬王堆漢墓的“神祇図”帛画」、李家浩前掲論文「論《太一辟兵図》」）。
- (21) 湖北省博物館（王善才）「武漢地区四座南朝紀年墓」（『考古』一九六五年第四期）。
- (22) 吳之邱「“武夷”名実考」（『東南文化』一九九六年第三期）。
- (23) 周鳳五「九店楚簡〈告武夷〉重探」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』第七二本第四分、二〇〇一年）。
- (24) 李零「読九店楚簡」（『考古学報』一九九九年第二期。後、「九店楚簡《日書》」と改題し、同氏著『中国方術統考』四二二～四二三頁、東方出版社、二〇〇〇年十月に再録）。
- (25) 周鳳五前掲論文「九店楚簡〈告武夷〉重探」。
- (26) 福井康順「列仙伝考」（『早稲田大学大学院文学研究科紀要』三、一九五七年。『福井康順著作集』第二巻、法藏館、一九八七年六月、再録）、沢田瑞穂「『列仙伝』『神仙伝』解説」（『抱朴子・列仙伝・神仙伝・山海經』中国古典文学大系8、平凡社、一九六九年九月）。
- (27) 王叔岷『列仙伝校箋』（中央研究院中国文哲研究所中国文哲専刊7、一九九五年四月）。
- (28) 夏徳安（Donald Harper）（陳松長訳）「戦国時代兵死者的祷辞」（中国社科院簡帛研究中心編『簡帛研究叢書』第二輯、湖南人民出版社、一九九八年八月）。
- (29) 周鳳五前掲論文「九店楚簡〈告武夷〉重探」。
- (30) 李家浩「包山楚簡“箴”字及其相關之字」（李家浩『著名中年語言学家自選集・李家浩卷』所収、安徽教育出版社、二〇〇二年十二月）。
- (31) 周世榮「馬王堆漢墓竹簡叢幣研究兼論楚国金鉢」。本論文は中国文字学会成立十周年会議（吉林長春、一九八八年七月）に提出したものとされるが、未見。前掲のハーバー氏論文より引用。
- (32) 夏徳安前掲論文「戦国時代兵死者的祷辞」、李零「古文字雜識（二則）」（『第三屆國際古文字學研討会論文集』所収、香港中文大学中国文化研究所・中国語言及文学系、一九九七年十月）。
- (33) 周鳳五前掲論文「九店楚簡〈告武夷〉重探」。
- (34) 周鳳五前掲論文「九店楚簡〈告武夷〉重探」。
- (35) 大西克也「包山楚簡「凶」字の訓釈をめぐって」（『東京大学中国語中国文学研究室紀要』第三号、二〇〇〇年四月）。
- (36) 李零前掲論文「読九店楚簡」。
- (37) 夏徳安前掲論文「戦国時代兵死者的祷辞」。
- (38) 周鳳五前掲論文「九店楚簡〈告武夷〉重探」。
- (39) 池澤優「祭られる神と祭られぬ神—戦国時代の楚の「ト筮祭祷記録」竹簡に見る靈的存在の構造に関する観書」（『中国出土資料研究』創刊号、一九九七年）、「戦国時代の祖先祭祀—「ト筮祭祷記録」楚簡と睡虎地秦簡「日書」」（同氏著『「孝」思想の宗教学的研究』所収、東京大学出版会、二〇〇二年一月）。工藤元男「包山楚簡「ト筮祭祷簡」の構造とシステム」（『東洋史研究』第五九巻第四号、二〇〇一年三月）。なお、以下に引用する包山楚簡等の「ト筮祭祷簡」の釈文は、李家浩氏が論文に挙げる釈文による。
- (40) 陳偉『包山楚簡初探』（一五一～一五六頁、武漢大学出版社、一九九六年八月）。
- (41) 滕壬生『楚系簡帛文字編』（四〇八頁、湖北教育出版社、一九九五年七月）。
- (42) 包山楚簡「ト筮祭祷簡」における占卜のシステムについては、工藤元男前掲論文「包山楚簡「ト

筮祭祷簡」の構造とシステム」を参照されたい。

- (43) 李零「包山楚簡研究（占卜類）」（『中国典籍与文化論叢』第一輯、中華書局、一九九三年。後、「楚占卜竹簡」と改題改編して、同氏著『中国方術正考』中華書局、二〇〇六年五月、に再録）。
- (44) 工藤元男「从卜筮祭祷簡看“日書”的形成」（『人文論叢』特輯 郭店楚簡国際学術検討会論文集 湖北人民出版社、二〇〇〇年五月）。
- (45) 湖北省荊沙鉄路考古隊『包山楚墓』上（三八八頁、文物出版社、一九九一年十月）。
- (46) テクストは睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年九月）による。
- (47) 望山楚簡のテクストとしては、湖北省文物考古研究所・北京大学中文系編『包山楚簡』（中華書局、一九九五年六月）がある。ここに挙げた釈文の表記は、楊華氏による。
- (48) 楊華「出土日書与楚地的疾病占卜」（『武漢大学学報』二〇〇三年第五期）。
- (49) 陳偉氏は「告武夷」篇を漢代の「告地策」に近い可能性があるとして「日書」の中から区別しているが、睡虎地秦簡「日書」には「夢」篇、「馬祿祝」篇等の祝祷の辞を含むので、これを区別する必要はないであろう）。
- (50) 陳偉「九店楚日書校讎及其相關問題」（『人文論叢』一九九八年卷、武漢大学出版社）。
- (51) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年二月）。
- (52) 河南省文物考古研究所編著『新蔡葛陵楚墓』（大象出版社、二〇〇三年十月）。
- (53) 工藤元男「平夜君成楚簡「ト筮祭祷簡」初探－戦国楚の祭祀儀礼－」（『長江流域文化研究所年報』第三号、早稲田大学長江流域文化研究所、二〇〇五年一月）、同「序文－長江流域の地域文化論をめぐって－」（長江流域文化研究所編『長江流域と巴蜀、楚の地域文化』所収、雄山閣、二〇〇六年十一月）。

原載、記念論集刊行会編『福井重雅先生古稀・退職記念論集 古代東アジアの社会と文化』所収、汲古書院、2007年3月）

秦の遷刑覚書

はじめに

栗勁氏はその体系的な秦律研究の中で、秦律の刑罰を死刑・肉刑・耐刑・笞刑・徒刑・流刑・貲刑・奪爵・廢の九種に分類し、その中の流刑をさらに遷・謫・逐・削籍に細分している⁽¹⁾。こうした分類方法についてはまだ研究者間において意見の相違もあるようだが、小論で取り上げるのはその分類の当否ではなく、栗勁氏が流刑の中に細分している遷刑についてである。それは次のような問題意識に基づいている。すなわち、秦は前三一六年に征服した巴蜀を統治するため、種々のレベルにおける徙民政策もしくは植民政策を実施したことが、『史記』等の伝世文献から知られている。では戦国秦の一次資料である睡虎地秦簡の中に、遷刑はどのように現れているのであろうか。残念ながら遷刑については関連資料が少なく、その内容も断片的であるため、これまで論文中で部分的に分析されたり、あるいは概説書の中で総論的に述べられることはあっても、若江賢三氏の論考を除いて、現在までにほとんど専論というべきものがなかった⁽²⁾。また若江氏の論考も必ずしも遷刑それ自体を主たる研究の目的としているわけではなく、遷刑の刑期の分析を通じて氏の自説の秦の労役刑有期説を傍証しようとするところに主たる目的があるように見受けられる。

そこで小論では、秦の巴蜀支配において遷刑がどのような役割を果たしたのかを検討するための基礎的作業として、そもそも遷刑が秦の法制の中でどのようなものとして現れているかを史料的に整理し、今後の秦の巴蜀支配に関する総合的研究の一助にしたいと思う次第である。

一、久村因氏の所論をめぐって

秦人の巴蜀への徙民に関して、最も先駆的な検討を進めたのは久村因氏であった⁽³⁾。そこで以下、久村氏の所論を整理してみよう。久村氏は中原人⁽⁴⁾が巴蜀の地に流入する時期を次の三期に区分している。第一期、上代より秦惠文王更元九年の巴蜀征服までの時期（～前三一六）。第二期、巴蜀征服から始皇帝の死まで（前三一六～前二一〇）。第三期、始皇帝の死後から前漢劉邦による統一まで（前二一〇～前二〇二）。これらの各時期を通じて巴蜀に流入した中原人、中でもとくに秦の徙民政策による対象者を、氏は一般庶人・罪人・捕虜の三種に区分する。氏の挙げる一般庶人の例は以下の如くである。

1、一般庶人の例

- ①（昭襄王二一年）錯攻魏河内。魏獻安邑、秦出其人、募徙河東賜爵、赦罪人遷之。涇陽君封宛。
(以上、『史記』卷五秦本紀)
- ②（始皇二六年）徙天下豪富於咸陽十二萬戶。
- ③（始皇二八年）乃徙黔首三萬戶琅邪臺下、復十二歲。
- ④（始皇三五年）因徙三萬家麗邑、五萬家雲陽、皆復不事十歲。
- ⑤（始皇三六年）遷北河・榆中三萬家、拜爵一級。

(以上、『史記』卷六秦始皇本紀)

久村氏は、これらの諸例に刑罰的・懲戒的な色彩がみえないこと、授爵・復除などの恩典が見えること、「徙」字が多く用いられていること等々の特徴を指摘し、これを「奨励的移民」の例とする。ただし④の「徙」字を南化本では「遷」字に、李光緒増補凌稚隆評林三注合刻本では「徒」に作る⁽⁵⁾。こ

のような版本上の異同は若干あるが、ほぼ文献史料では一般庶人を募って他地に移住させることを「徙」と称したと言えよう。これに対して罪人の場合はどうであろうか。

2、罪人の例

⑥（昭襄王二一年）錯攻魏河内。魏獻安邑、秦出其人、募徙河東賜爵、赦罪人遷之。涇陽君封宛。

⑦（昭襄王二六年）赦罪人遷之穰。

⑧（昭襄王二七年）赦罪人遷之南陽。

⑨（昭襄王二八年）大良造白起攻楚、取鄖・鄧、赦罪人遷之。

（以上『史記』卷五秦本紀）

⑩（始皇三三年）略定楊越、置桂林・南海・象郡、以謫徙民、與越雜處十三歲。

（以上『史記』卷一一三南越列伝）

（始皇三三年）西北斥逐匈奴。自榆中並河以東、屬之陰山、以爲（三）〔四〕十四縣、城河上爲塞。

又使蒙恬渡河取高闕・（陶）〔陽〕山・北假中、築亭障以逐戎人。徙謫、實之初縣。

⑪（始皇三五年）益發謫徙邊。

（以上『史記』卷六秦始皇本紀）

みられるように、昭襄王時代の⑥～⑪はみな「赦罪人遷之（=地名）」という定型的構文を有し、罪人を赦免して某地に移住させることを「遷」と称し、その移住地は河東・穰・南陽・鄖・鄧など諸処にわたっている。さらに氏は、始皇帝時代の⑩⑪の「謫」も「罪人」の例に類別し、その理由として、⑩⑪に罪人の語はみえないが、その位置を謫が占めており、それは六国統一後に朕・詔・制・黔首などの公式用語を設定した時に改められた結果と解している。しかし「謫」は後文で挙げるように、睡虎地秦簡の「秦律十八種」司空律二一九簡に一例みえており、睡虎地秦簡の年代は六国統一以前とするのが通説であることから、「謫」に関する氏の解釈は成立しがたいものとなっている。

ともあれ、氏はこの「罪人の例」の事例を通じて、「遷徙が主刑を減免する為の代刑的な意味を持っているから、徙遷刑の一形態とも見做され」、「多少刑罰的な強制移殖」であり、それと同時に新地の開発・強化も目的としていた、と指摘するのである。

3、捕虜の例

氏はさらに捕虜の例として、秦が始皇六年に衛の元君角およびその支属を野王に「遷」し、二六年に齊王建と共に「遷」した例を挙げ、それは「旧敵国の君主に対する制裁的な意味が強く出ている」と指摘する。

二、睡虎地秦簡にみえる遷刑の諸例

以上、文献史料に散見する秦の徒民政策の事例を久村氏の分類にしたがって概観したが、その論文が発表された十八年後、すなわち一九七五年末、湖北省雲夢県睡虎地で睡虎地秦簡が出土した。その中に「遷」・「謫」等に関する規定がみえる。そこで本節ではとくに「遷」に関する規定について検討する。なお、以下に引用する睡虎地秦簡は睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年九月）により、簡番号は通し番号を採用する《雲夢睡虎地秦墓》編寫組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一年九月）によっている。

さて、睡虎地秦簡の関連史料を一瞥してまず指摘すべきことは、そのほとんどが何らかの罪を犯した吏民が「遷」刑に処される規定である、ということである⁽⁶⁾。

1、盜罪と遷刑

以下、具体的に例をみてゆくと、「法律答問」三七一・三七二簡に、治安をつかさどる者が窃盜を働いた場合に関する次のような答問がある。

a. 「害盜別微而盜、駕（加）臯（罪）之」。●可（何）謂「駕（加）臯（罪）」。●五人盜、贓（贓）一錢以上、斬左止、有（又）鯨以爲城旦；不盈五人、盜過六百六十錢、鯨劓（劓）以爲城旦；不盈六百六十到二百廿錢、鯨爲城旦：不盈二百廿以下到一錢、遷（遷）之。求盜比此。

「害盜、^{はな}微を別れて盜せば、之に加罪す」。●何をか「加罪」と謂う。●五人もて盜し、贓一錢以上なれば、斬左止とし、又た鯨して以て城旦と爲す。五人に盈たずして、六百六十錢を過ぐるを盜さば、鯨劓して以て城旦と爲す。六百六十に盈たず、二百廿錢に到るまでは、鯨して城旦と爲す。二百廿に盈たざる以下、一錢に到るまでは、之を遷す。求盜は此に比す。

〈通釈〉

律の正文に「害盜が巡邏から外れて盜みを働けば、加罪とする」とあるが⁽⁷⁾、加罪とは何か。五人で盜み、総額が一錢以上の場合は斬左止とし、さらに鯨城旦を加える。五人未満で盜み、総額が六六〇錢以上の場合は、鯨劓城旦とする。二二〇錢以上～六六〇錢未満の場合は、鯨城旦とする。一錢以上～二二〇錢未満の場合は、遷刑とする。求盜は、これと同じ方法で処置する。

富谷至氏の整理を援用すると、その内容は次のようになるであろう⁽⁸⁾。

(I) 五人が集団で窃盜を行ったとき

①一錢以上 斬左止+鯨城旦

(II) 集団の数が五人未満のとき

①贓価六六〇錢以上 剩+鯨城旦

②贓価六六〇錢未満～二二〇錢以上 鯨城旦

③贓価二二〇錢未満 遷

秦律では、一般の窃盜において六六〇錢以上を盗めば鯨城旦となり、それが窃盜罪の最高刑である。しかし五人以上の盜、もしくは治安をつかさどる害盜や求盜の窃盜行為ではそれより重い刑が科され、それを「加罪」という。「斬左止」・「劓」の肉刑がそれにあたり、正刑の鯨刑に対する付加刑である⁽⁹⁾。このaの文を基礎として、富谷氏や松崎つね子氏は睡虎地秦簡の中で贓価と刑罰の対応関係の復原を試みているが⁽¹⁰⁾、注目すべきは右の(II)のケースで「遷」が鯨劓城旦・鯨城旦に次いでもっとも軽い刑として現れていることである。これを正刑である鯨城旦との関係でどう位置づけるかが問題なのであるが、それは後文で検討する。

2、軍事関係と遷刑

「秦律十八種」軍爵律二二〇・二二一簡に、次のようにある。

b. 從軍當以勞論及賜、未拝而死、有臯（罪）灋（法）耐遷（遷）其後、及灋（法）

耐遷（遷）者、皆不得受其爵及賜。其已拝、賜未受而死及灋（法）耐遷（遷）者、鼠（予）賜。
軍爵律

從軍して以て勞論及び賜に當るも、未だ拝せられずして死し、罪有りて、其の後を法耐遷とし、及び法耐遷の者は、皆な其の爵及び賜を受くるを得ず。其れ已に拝するも、賜は未だ受ずして死し、及び法耐遷の者は、予賜せよ。 軍爵律

〈通釈〉

從軍して功績があり、授爵・賞賜を得る資格のある者であるが、授爵される前に本人が死に、もしくはそれを受け継ぐべき後継者に罪があつて「法耐遷」となった場合、および本人自身が「法

「耐遷」となった場合は、共に授爵・賞賜が得られない。すでに授爵しているが、賞賜を得ないまま本人が死んだ場合、および「法耐遷」となった場合には、賞賜が与えられる。

以上の規定は軍爵律を施行する上で的一般原則の一部であろう。本条に三箇所みえる「遷」は、みな「灋（法）耐遷」のセットの中に登場している。その中の「灋」について整理小組は、『漢書』卷九〇酷吏伝の王温舒伝の「此の人、百罪有りと雖も、法する弗し」の「法」に対する顔師古注に、

法は、謂うこころ、法を行うなり。

とあるように、「法を行う」意に解し、それ故に整理小組の訳文でも「法に依り耐遷とすべき（依法応耐遷）」としている。またその注釈では「灋」を「廢」と読み、罷免して二度と任用しない意とする一説も挙げている。一説に言う「灋（廢）」の事例は、睡虎地秦簡に全部で一〇例ほどみえ、右の「秦律十八種」軍爵律を除けば、なぜかすべて「秦律雜抄」にみえる。一例を挙げれば、

不當稟軍中而稟者、皆貲二甲、灋（廢）。非吏毆（也）、戍二歲。

當に軍中にて稟くるべからずして稟くる者は、皆な貲二甲とし、灋（廢）す。吏に非ずんば、戍二歲とす。

の如くで、軍糧支給のさいの不正に関する灋（廢）の処分は官吏を対象とし、官吏でない者（民）は同じ犯罪でも「戍二歲」となり、両者は截然と区別されていることが分かる。これらのことから、「灋耐遷」の「灋」をことさら「法により」と読まずとも、官吏を罷免して二度と同一人物を官職に任用しないという官職追放の意味に解すべきであろう。これより「灋耐遷」とは、「灋・耐・遷」の三種の刑罰と言える。また「耐」に関して富谷至氏は、秦の刑罰を刑罪（肉刑）・耐罪（非肉刑）・貲罪（財産刑）・贖罪（贖刑）に分類し、「耐」とは「刑罰を示す総称」で、「肉刑を施さない、肉刑を加えた労役刑に比して労働を伴う軽い刑」と解している⁽¹¹⁾。これに対して瀬川敬也氏の反論もあるが⁽¹²⁾、とりあえずここでは、「灋・耐・遷」とは官職追放（廢）の上、肉刑を伴わない労役（耐刑）を科す、追放刑（遷刑）、と解しておく。したがって本条の規定の対象者は官吏およびその後継ぎなのである。しかしそれにしても、三種の刑名が列記され、どれが主刑かも判然としない表記は、当該軍爵律にのみみえるきわめて異例なものと言わなければならぬ。

また「秦律雜抄」三三五簡に、

c. ●故大夫斬首者、薦（遷）。

●故大夫、斬首せば、遷とす。

とあり、故大夫が陣前で斬首すれば、遷刑を科す、とある。その理由について、整理小組は、『商君書』境内篇に

其戦、百將・屯長不得斬首。得三十三首以上盈論、百將・屯長賜爵一級。

其の戦うや、百將・屯長は斬首するを得ず。三十三首以上を得ば論に盈り、百將・屯長に爵一級を賜う。

とあり、朱師轍氏はこれに“百將・屯長は、責、指揮に在り、故に斬首するを得ず”と注している⁽¹³⁾。この間の事情をやや敷衍して述べると、商鞅爵制によれば、庶人が軍役につくと五人一伍を構成して戦い、首級を挙げれば一甲首につき爵一級が与えられ、第五級の大夫まで昇爵することができる。しかし大夫以上の者は屯長以上の指揮官となるので、彼らは指揮官としての軍功によって昇爵してゆく⁽¹⁴⁾。したがって本条の主旨は、もと大夫の爵にある者がさらに上爵を求めて、本来の職務である軍隊の指揮を放棄し、自ら斬首の行為に走ることを禁止したものと解され、これに違反する者には遷刑が科せられた。このように、本条は『商君書』境内篇の商鞅爵制の一部を直接傍証する貴重な史料となつ

ている。

また同じく「秦律雜抄」三三八・三三九簡に、

d. 吏自佐・史以上負從馬守書私卒、令市取錢焉、皆罰（遷）。

とある。これははなはだ解釈の困難な文であるが、整理小組はほぼ次のように解している。佐・史以上の官吏に負從馬（運搬用の馬）があり、守書私卒（文書を看守する私卒）がそれを用いて商売して利益を貪れば、みな遷刑を科す。この「守書私卒」は伝世文献にみえないものであるが、「負從馬」に関して整理小組は『史記』卷一一〇匈奴列伝にみえる匈奴と戦うため漢が前線に送り込んだ「私負從馬凡十四萬匹」⁽¹⁵⁾のことを指摘し、私負從馬についてさらに張守節の『正義』に、

謂負擔衣糧、私募從者、凡十四萬匹。

謂うこころは、衣糧を負擔し、私募して從う者、凡そ十四萬匹なり。

とあり、『漢書』卷九四匈奴伝上の顏師古注に

私負衣裝者及私將馬從者、皆非公家發興（興）之限。

私に衣裝を負う者、及び私に馬を將いて從う者は、皆な公家の發興するの限りに非ざるなり。

とあり、清人王念孫も

負從馬とは、衣裝を負い、以て從うの馬なり。公家の發する所に非ず。故に私負從馬と曰う。

と述べている⁽¹⁶⁾。このように漢代の対匈奴戦争では、國家が徵収する軍馬以外にこのような私募による私負從馬も参加したことが分かり、それを牽く從者が「私卒」なのであろう。この種の馬に関しては、青海大通県上孫家寨一一五号漢墓木簡の三四一簡⁽¹⁷⁾にも、

□私卒・僕・養數廿八、從馬數、使私卒卅六車□

とあり、從馬と共に「私卒」の名がみえ、注釈者はこれを「私家之兵」としている⁽¹⁸⁾。詳しい事情はなお分明でないが、このような私卒および私卒の牽く負從馬が戦線において軍の管理下にあったことは当然であり、dによればその直接の管理責任者が佐・史以上の吏であろう。したがって本条は、私募し、負從馬を牽いて戦線に赴いた私卒が、その馬を利用して軍務を装い商売することを禁じたものと解される。違反した者は「皆な遷す」とあるので、遷刑を科せられる者は、私卒のみならず、直接の管理責任者である佐・史以上の吏も含まれ、換言すれば、私卒（民）も遷刑の対象となったのである。

3、遷刑と“包”

また遷刑には“包”という要素が不可分のものとして組み込まれていた。「法律答問」四三一簡に次のようにある。

e. 奢夫不以官爲事、以奸爲事、論可（何）殿（也）。當罰（遷）。罰（遷）者妻當包不當。不當包。

奢夫、官を以て事を爲さず、奸を以て事を爲す、論は何。遷に當たる。遷者の妻は包に當たるや當たらざるや。包に當たらず。

〈通釈〉

奢夫がその官職として果たすべき仕事をせず、逆にその職掌を利用して悪事を働いた場合、どのような罪になるか。遷刑に当たる。遷刑を科される者の妻は包に当たるか当たらないか。包には当たらない。

文中の「包」について整理小組は、「家族が遷所に随行する」意とする。この議論は同じ「法律答問」四三二簡に、

f. 當罰（遷）、其妻先自告、當包。

遷に当たり、其の妻、先に自告するも、包に當たる。

とある規定と密接にかかわっている。すなわち秦漢律では犯罪が行われた後に自首告発する者に対しては、その刑罰を軽減もしくは免除するという原則があった⁽¹⁹⁾。しかしこのfの例では、某人がある罪を犯して遷刑を科され、その罪の発覚に先立って妻が自首告発⁽²⁰⁾してきても包が適用され、軽減もしくは免除は適用されない、とある。整理小組はこのfを一般人を対象とする規定と理解し、eにおいて妻が夫に隨従しないのは、当人が“畜夫の身分”のためであると推測している。

これに対して若江賢三氏は、eのように官吏が遷刑を科せられた場合、遷所への妻の隨行が認められないのは加罰的意味ありがあり、「不當包」は「強い禁止の表現」であるとする。すなわち官吏が窃盜や賄賂等の不正行為を働いた場合は単身遷所に送られ、妻子の隨行は認められないのが原則であり、そこには犯罪者を社会から隔離する意味があった。このように解することで、fの内容も「夫の罪を知った妻が自首して出ることにより、遷所への妻の同行を認める」ということになる、としている⁽²¹⁾。では次の「法律答問」四三〇簡はどう解されるのであろうか。

g. 廷行事有罪（罪）當罰（遷）、已斷已令、未行而死若亡、其所包當詣罰（遷）所。

廷行事、罪有りて遷に當たり、已に斷じ已に令するも、未だ行かずして死し、若しくは亡ぐれば、其の包する所は遷所に詣るに當たる。

これによると、判例（廷行事）では、罪を犯して遷刑を科された者で、刑がまだ執行されないうちに死去もしくは逃亡した場合、家族はそれでも本人抜きで遷所に行かされるのである。若江氏はこれを“強制的措置”としているが、いかなる意味での強制的措置なのか、その理由が示されていない。しかもgの冒頭に“廷行事”とあるように、それは国家の判例によるものであって、例外的な強制的措置ではない。したがってたとえ遷刑を科された本人に死去・逃亡などの事態が生じても、その家族はあくまで遷所に行くのが原則であったことを示すものであろう。このようにfの内容は“遷刑には妻の自首告発が適用されない”という一般原則を述べたものであり、eにおいて畜夫の妻が「包」の適用を免れているのは（先自告の要素の有無は不明であるが）、畜夫に対する一種の優遇措置と解するより他はないのである。なぜそれが畜夫なのかは不明であるが、しかし畜夫について従来のような官制面の研究のみならず、今後身分制の面からも検討してゆく余地が出てきたことは確かである。

4、百姓（民）と遷刑

「秦律雜抄」三六〇・三六一簡に次のようにある。

h. 罷敖童、及占瘞（瘞）不審、典・老贖耐。●百姓不當老、至老時不用請、敢爲醉（詐）偽者、貲二甲；典・老弗告、貲各一甲。伍人、戸一盾、皆罰（遷）之。●傳律。

敖童を匿し、及び瘞を占すること不審なれば、典・老は贖耐とす。●百姓の老に當たらず、老の時に至りて用って請せず、敢えて詐偽を爲す者は、貲二甲とす。典・老、告せざれば、貲各一甲とす。伍人は、戸ごとに一盾とし、皆な之を遷す。●傳律。

（通釈）

敖童⁽²²⁾を匿したり、瘞（身体障害者の一種）についての申告が不正確であれば、里典・老を贖耐の刑とする。百姓（民）がまだ免老に達していないのに免老と申告し、すでに免老に達しているのにそれを申告せず、共々このような虚偽をなせば貲二甲とする。里典・老が告発しなかったら、各々貲一甲とする。同伍の者は、各戸ごとに貲一盾とし、みな遷刑を科す。

これを整理すると、次のようになる。

①敖童の隠匿・瘞の不正申告→里典・老、贖耐

②百姓による免老の不正申告／免老時の未申告→百姓、貲二甲

③以上の二件の不正を里典・伍老不告発→里典・老、貲一甲

④以上の三件の不正を出した同伍→各戸の伍人、貲一盾+遷刑

これより傳律において遷刑を科される対象者は、①～③に関して不正者を出した罪に連坐する同伍各戸の伍人である。各戸の伍人はそれぞれ貲一盾に加え、遷刑も付加刑として科されたと、とりあえず解されよう。

5、贖遷刑と遷刑

「秦律十八種」司空律二一八～二一九簡に次のようにある。

i. 百姓有母及同牲（生）爲隸妾。非適（謫）臯（罪）毆（也）而欲爲冗邊五歲、母賞（償）興日、以免一人爲庶人、許之。●或（有）贖畧（遷）、欲入錢者、日八錢。 司空

百姓に母及び同生有りて隸妾爲り。謫罪に非ずして冗邊五歲を爲さんと欲せば、興日に償う母く、以て一人を免じて庶人と爲し、之を許す。●贖遷にして、錢を入れんと欲すること有れば、日ごとに八錢とす。 司空

（通釈）

百姓某に母親および姉妹がおり、今、隸妾となっている。百姓某が謫罪によるものではなく、五年間の辺境守備を志願したら、それを本来の軍役期間に算入せず、それをもって隸妾一人を解放して庶人とすることを許す。あるいは贖遷刑で錢納を願う者がいた場合には、毎日八錢を納めさせる。

この司空律は若江氏が隸臣妾有期刑説の論拠の一つとして取り上げている重要な史料である⁽²³⁾。氏はこの司空律の文を「（上略）母又は姉妹で（罪により）隸妾とせられ、本人は罪を犯してなくて身代わりとなって辺境での五年間の労役に服したいと希望する者がいれば、別にその間の兵役をあがなわしむることなく、その隸妾を免じて庶人とすることを許す。また金銭で贖おうとするならば日に八錢（五年分で計一万四千四百錢）とする」と解している⁽²⁴⁾。この司空律の解釈も含む若江氏の隸臣妾有期刑説に関する所論に対しては、無期刑説の側から堀敏一氏・糸山明氏・富谷至氏等から批判が寄せられている⁽²⁵⁾。これに対して若江氏も反論を展開している⁽²⁶⁾。最近では張家山漢簡「二年律令」をふまえた李均明氏や邢義田氏による新たな研究の動きも出てきている⁽²⁷⁾。それらの論争の中で、司空律の解釈に対して堀敏一氏が、「「日八錢」によって、隸妾を金銭でも贖えるというはどうであろうか。これは遷蜀刑の贖規定で、軽々しく隸臣妾と同視できない」⁽²⁸⁾と疑問を投げかけているのは、傾聴に値する。それは i が一まとまりの律の正文でないという可能性を示唆するものである。そのような例は睡虎地秦簡に種々みられる。例えば、前引の c は秦律の抜粋集「秦律雜抄」三三五～三三七簡における冒頭の一部である（傍線部）。

●故大夫斬首者、畧（遷）。●分甲以爲二甲蒐者、耐。●縣母敢包卒爲弟子、尉貲二甲、免；令、二甲。●輕車・趨張・引強・中卒所載傳<傳>到軍、縣勿奪。奪中卒傳、令・尉貲各二甲。

みられるように、c を含む四つの律文は律名もないままそれぞれ圈点で区切られ、列挙されている。そのため同一律文を寄せ集めたものかどうかも分からぬ。また佐々木研太氏は「秦律十八種」におけるこのような圈点の機能について分析し、i の司空律の圈点以下「贖遷にして」云々は律の正文ではあるが、圈点より上の文中にみえる「謫罪」、すなわち金銭によって贖う場合の規定を、贖罪という問題関心から補入したものとする⁽²⁹⁾。佐々木氏の説明では、i の場合、圈点より上の文が補入文と言っているようであるが、「秦律十八種」の律文が圈点を挟んで、一方が律の正文、他方がその補足・覚

書として附加された後起の文とする氏の解釈は、ⁱ の司空律を解読する上で参考になる。これを援用すると、司空律は圈点を挟んで前者は母や姉妹の隸妾を解放する場合の規定、後者は贖遷刑に関する規定と解され、両者はレベルを異にする内容ということになる。

富谷氏は秦律の中で「贖耐」・「贖黥」・「贖鬼薪」のように、「贖」の下に刑罰名のくるものを正刑としての固有の刑罰名としている⁽³⁰⁾。その論理で言うと、ⁱ の司空律にみえる「贖遷」もそのような贖刑の一つで、それ故に一日八銭を単価とする労役で支払うことができた、と解することができる。前引^hの「秦律雜抄」傳律における遷刑を、そこではとりあえず各戸の伍人に科された貲罪一盾の付加刑と解したが、しかし遷刑を正刑と認める確かな証拠がないのに、贖遷刑を正刑とすることはありうるであろうか。遷刑の位置づけに関する問題点はここに最も集約される。この問題はさらに張家山漢簡「二年律令」との比較から、稿を改めて検討する予定である。ちなみに「二年律令」にみえる遷刑は、賊律六～八簡、具律九三～九八簡、同一一九簡、同一二一～一二四簡、告律一二六～一三一簡、□市律二六〇～二六二簡の六例である⁽³¹⁾。

6、癪と遷刑

遷刑は官吏や庶人の他に、癪（ハンセン病患者）にも適用された。「法律答問」四九二簡に次のようにある。

j. 甲有完城旦臯（罪）、未斷、今甲癪、問甲可（何）以論。當惡（遷）癪所處之。或曰當惡（遷）惡（遷）所定殺。

甲に完城旦の罪有り、未だ斷ぜざるに、今、甲、癪す、問う、甲は何を以て論ぜん。癪所に遷して之に處くに當たる。或いは曰く、遷所に遷して定殺するに當る。

（通釈）

甲は完城旦に相当する罪を犯し、判決がまだ下りないうち甲はハンセン病に罹患した。問う、甲をどのような罪にするか。ハンセン病隔離地に遷すべきである。あるいは、ハンセン病隔離地に遷し、そこで定殺（溺死）すべきである。

また次の「法律答問」四九三簡もほぼ同様の内容である。

k. 城旦・鬼薪癪、可（何）論。當惡（遷）癪惡（遷）所。

城旦・鬼薪の癪は、何に論ぜん。癪を遷所に遷す、に當る。

これら両条の癪の例は特定の病者に対して行われる隔離・追放という一種の行政措置であると共に、官吏や一般庶人に対する遷刑もその背後にある思想（犯罪者の追放）が共通していたことを反映するものであろう。

三、遷所への護送手続き

それでは遷刑を科された者はどのような手続きで遷地に護送されるのであろうか。「封診式」遷子六二六～六二九簡にその内容の一端がかなり具体的に記されている。

1. 惡（遷）子 爰書：某里士五（伍）甲告曰、「謁盜親子同里士五（伍）丙足、惡（遷）蜀邊縣、令終身母得去惡（遷）所。敢告」。告灋（廢）丘主、「土五（伍）咸陽才（在）某里曰丙、坐父甲謁盜其足、惡（遷）蜀邊縣、令終身母得去惡（遷）所。論之、惡（遷）丙如甲告、以律包。今盜丙足、令吏・徒將傳及恆書一封詣令史。可受代吏・徒、以縣次傳詣成都、成都上恆書太守處。以律食。灋（廢）丘已傳、爲報。敢告主」。

遷子 爰書：某里の士伍甲、告して曰く、「親子の同里の士伍丙の足を盜し、蜀の邊縣に遷し、

終身、遷所を去るを得る母からしめんことを謁む。敢えて告す」と。廢丘の主に告ぐ、「士伍の咸陽の某里に在りて丙と曰うもの、父甲の其の足を盜して、蜀の邊縣に遷し、終身、遷所を去るを得る母からしめんことを謁むるに坐す。之を論するに、丙を遷すこと甲の告の如くし、律を以て包す。今、丙の足を盜し、吏・徒をして傳及び恒書一封と將に令史に詣らしむ。受くれば吏・徒を代え、縣次を以て傳して成都に詣り、成都にて恒書を太守の處に上る可し。律を以て食せしめよ。廢丘、已に傳せば、報を爲せ。敢えて主に告ぐ」と。

〈通釈〉

爰書：某里の士伍甲が訴えて言う、「私の実子で同じ里に住む士伍丙を、盜足（足枷）して、蜀郡の辺県に遷し、終生その遷所から離れられないようにして頂きたくお願ひ致します。敢えて訴えます」と。廢丘の責任者に告ぐ、「士伍は咸陽の某里に住む丙という者で、その父甲が丙を盜足して、蜀郡の辺県に遷し、終生その遷所から離れられないようにすることを求める罪に坐した。甲の訴えに従って丙を遷し、律の規定に基づき家族の隨行を命ずる判決を下した。いま丙を盜足し、吏と徒隸に命じて伝（通行証明書）と恒書一通を持たせ、県の令史に届けさせる。丙の身柄と書類を受け取ったら、これより先は吏と徒隸を交代して、順路を経て成都まで護送させ、成都に着いたら恒書を蜀郡太守の許に提出させよ。道中の食事は律の規定にしたがって支給せよ。廢丘での受け渡しが終わったら報告せよ。敢えて責任者に告ぐ」と。

この爰書にみられるような入蜀路として、古来、嘉陵道（周道・故道・陳倉道）・褒斜道（褒余道・余谷道・石門道）・子午道・灘駱道等々が知られているが⁽³²⁾、久村因氏は秦滅亡後の項羽の封建により漢中に入った劉邦の入蜀路を褒斜道と考証し、褒斜道に入るまでの順路を、咸陽→槐里（秦の廢丘、現在陝西省興平市東南）→驪（武功県西南）と渭水北岸を西進し、郿（郿県東北）で渭水を渡り褒斜道の北口に入る、と指摘している⁽³³⁾。遷子条では秦都咸陽の西南に位置する廢丘が咸陽を出発して最初に到着する県とされているので、そこで想定しているルートは褒斜道とみなされる。

士伍丙が足に施された“盜”について、整理小組は「刖足」（足きり）とする解と共に、鉄・鎧に類するものを足部に施す刑具という一説を挙げている。遠路成都まで護送するのに罪人の足きりを執行するのは不合理感を拭えないが、葆子（高官の子弟で特權を有する者）以上の身分の優遇措置を記した「法律答問」四七八～四八〇簡、四七九・四八〇簡、四八一～四八二簡に対する松崎つね子氏の解釈に従い⁽³⁴⁾、足きりとしておく。

士伍丙を護送する吏・徒が携える“傳及び恒書一封”的“恒書”について、整理小組は「護送文書（原文は解送文書）」と推測し（二六二頁）、王闔成氏等もそれに従っている⁽³⁵⁾。そこで「法律答問」五一七簡をみてみると、次のようにある。

甲徙居、徒數謁吏、吏環、弗爲更籍。今甲有耐・貲臯（罪）、問吏可（何）論。耐以上、當貲二甲。甲、居を徙し、數を徙すを吏に謁むるも、吏、環けて、籍を更うを爲さず。今し甲に耐・貲罪有らば、問う、吏は何に論ず、と。耐以上は、貲二甲に當たる。

〈通釈〉

甲が転居し、吏に数（名数、戸籍）の移転を求めたが、吏は拒絶して数を変更しなかった。もし甲に耐刑や罰金の罪があれば、吏をどのような罪にするか。甲の罪が耐刑以上であれば、貲二甲とすべきである。

遷刑の場合も、原籍から遷所へのこのような戸籍の移動を伴ったはずである。またこれは遷刑の例ではないが、贖罪によって隸臣が解放された場合のこととして「秦律十八種」倉律一二八・一二九簡

にも次のようにある。

隸臣欲以人丁鄰者二人贖、許之。其老當免老、小高五尺以下及隸妾欲以丁鄰者一人贖、許之。贖者皆以男子、以其贖爲隸臣。…（中略）…。邊縣者、復數其縣。 倉

隸臣、人の丁鄰なる者二人を以て贖せんと欲せば、之を許せ。其れ老の免老に當たるもの、小の高さ五尺以下、及び隸妾は、丁鄰者一人を以て贖せんと欲せば、之を許せ。贖する者は皆な男子を以てし、其の贖を以て隸臣と爲せ。…（中略）…邊縣の者は、數を其の縣に復せ。 倉【律】
〈通釈〉

成人二人で一人の隸臣を贖することを要求すれば、これを許せ。成人一人で免老の隸臣、身長五尺以下の小隸臣、および隸妾を贖することを要求すれば、これを許せ。贖の条件は男子を要件とし、贖を許された者は隸臣とせよ。文綉女紅と衣服制作に従事する女子は、贖することが許されない。「邊縣の者は、數を其の縣に復せ」とあるのはやや難解で、整理小組は隸臣から解放された者で原籍が辺県にある者は、その戸籍を原県に移し戻さなければならない、と解釈している。すると遷徙条の「恆書」の中には戸籍も含まれていたに違いない。ともあれ、こうして士伍丙は成都まで護送されると、蜀郡太守によって郡内の具体的配所が決められたものと思われる。

ところで、文中の父親甲が実子丙について“終身、遷所を去るを得る母からしめんことを謁”めた点に注目した若江賢三氏は、①親からの申し出により子を蜀に移すのは、一般的刑法によって遷刑が科せられるのとニュアンスが異なる、②遷が終身刑という常識があったらこの語は不用、と指摘している⁽³⁶⁾。周知のように、「法律答問」の中で「家罪」・「非公室告」は親族内処理・主人の専権に属するものとされているにもかかわらず、「封診式」では遷子の例に明らかなように、父が自ら国家の介入を願い出て、県廷も訴えをそのまま認めて判決を下している。そこで松崎つね子氏は、遷子条で父が子を告発するさい自ら遷刑に言及している点に注目し、表面上、親の申し立てになってはいるが、その背後に法・制度の存在を感じさせる、と指摘している⁽³⁷⁾。

「封診式」に収められた二五条の文例は、案件を審理するさいの基準をしめした冒頭の「治獄」・「訊獄」を除き、そのほとんどがこれと同様の事例である。これより子を告発するさい父が具体的な刑名を挙げるのは、すでに県廷による、事前の、行政指導に類する一種の働きかけがあったからだと解すべきであろう⁽³⁸⁾。であれば、遷子の遷刑も一般的刑法によって科せられるものとまったく同じで、“終身、遷所を去るを得る母からしめんことを謁む”とは、遷刑が終身刑であることを前提にして官側に父親がそう言わされているに過ぎないことになる⁽³⁹⁾。

若江氏が遷刑=終身刑説を否定するもう一つの事例として挙げているものが「封診式」毒言六七一～六七四簡である。

m. 毒言 爰書：某里公士甲等廿人詣里人士五（伍）丙、皆告曰：「丙有寧毒言、甲等難飲食焉、來告之」。即疏書甲等名事關牒（牒）北（背）。●訊丙、辭曰：「外大母同里丁坐有寧毒言、以卅餘歲時遷（遷）。…（中略）…丙而不把毒、母（無）它坐」。

毒言 爰書：某里の公士甲等廿人、里人の士伍丙を詣し、皆な告して曰く、「丙に寧毒言有り。甲等、焉と飲食するを難む。來たりて之を告す」と。即ち甲等の名事を關牒の背に疏書す。●丙に訊するに、辭に曰く、「外大母の同里の丁、寧毒言有るに坐し、卅餘歳の時を以て遷せらる。…（中略）…丙は而ち毒を把らず、它坐無し」と。

〈通釈〉

某里の公士甲ら二十人が同じ里中の士伍丙を県廷に連行し、みな訴えて言うには「丙には“寧毒

言”があり、甲らは丙といっしょに会食したくないので、訴えにやってまいりました」とのこと。そこでただちに甲らの姓名・身分を訴状の裏側に箇条書きさせた。丙を尋問すると、次のように供述した。「私の母方の祖母である同里の丁は、“寧毒言”があるという罪に坐し、三十余歳のとき遷刑となつことがあります。……（中略）……丙は決して毒言などせず、その他どんな罪も犯してはおりません」と。

文中の“外大母の同里の丁、寧毒言有るに坐し、卅餘歳の時を以て遷せらる”について、若江氏は「かつて毒言によって遷刑を受けた（甲の外祖母）丁なる女性は、甲と同じ里に現に住んでいるのであって、この条により、遷は必ずしも終身のものでなかつたことが証せられる」⁽⁴⁰⁾としている。しかし外大母に関する記述は、丙の前科が調べられたさいに、同里に住んでいた外大母が三十余歳のとき丙と同じ毒言の罪に問われ、遷刑を科されたことがあるという丙一族の犯罪歴も述べたものであり、外大母が遷所から帰還を赦されて今同じ里に住んでいることを意味するものではない、と解すべきであろう。

四、文献史料からの再検証—むすびに代えて—

伝世文献には、秦の巴蜀征服に伴い、秦人を初めとする多くの中原人が蜀地に入植したことを伝えている。例えば、『史記』卷七項羽本紀に

秦の遷人、皆な蜀に居る。

とあり、また『漢書』卷一高帝紀上元年夏四月条の如淳注にも、

秦法、罪有らば之を蜀漢に遷徙す。

と“秦法”が引かれ、それを裏付けているかの如くである。しかしこれは検討された睡虎地秦簡における遷刑の史料には、遷所の場所を特定しているものはなかったことに注意を要する。「封診式」遷子条において、たとえ県官が父親の訴えをそのまま認めて遷刑の判決を下したとしても、その判決で依拠したはずの律の正文にはそのような具体的な遷所の名は記されていなかつたと思われる。少なくとも、現存の睡虎地秦簡をみるとかぎりそうである。したがって如淳の挙げる“秦法”もそのまま鵜呑みにすることはできない。ちなみに馬非百氏の「遷民表」には孝公六年～二世元年までの遷刑関連史料が網羅的に整理されているが⁽⁴¹⁾、この表にみえる遷所は蜀地も含めて、時代を追つて各地に広がつてゐる。

また久村因氏が一般庶人の「獎励的移民」の例として『史記』から挙げた史料の多くは、刑罰的・懲戒的な色彩がみえない、授爵・復除などの恩典がみえる、「徙」字が多く用いられている等々の特色をもつとされたが、睡虎地秦簡にはそのような用例は一つもみられなかつた。睡虎地秦簡では官吏にせよ百姓（民）にせよ、遷刑はすべて「遷」字を用いてゐる。また『史記』では罪人を赦免して某地に移住させることを「遷」とし、それは「赦罪人遷之」という定型的構文によって記され、主刑を減免するための代刑的な意味をもつていたとされるが、睡虎地秦簡にはそのような例もまったくみられない。久村氏は「獎励的移民」も「赦罪人遷之」によって遷所に移住してきた者も、新住地では自由人だったとするが、確かにそうであろう。しかし睡虎地秦簡において遷刑が科された者は、「封診式」遷子条でみたように、特別の赦免のないかぎり、遷所で刑徒として生涯を終えたと考えられる⁽⁴²⁾。

睡虎地秦簡の遷刑に関する規定が秦の遷刑に関するすべての内容を示すものでないことは言を俟たない。しかしこのたびの検討により、『史記』等の文献史料と睡虎地秦簡の間で、遷刑に関する史料の現れ方が大きく異なつてゐることに注目される。睡虎地秦簡ではあくまで遷刑の法的規定を中心とし、

文献史料では遷刑が実施された具体的な結果や運用面の記録が残されているという両者の史料的相違が、そこに反映されているのかも知れない。

小論では睡虎地秦簡にみえる遷刑の現れ方を検討したが、残念ながら法的な位置づけはできず、現象面のことしか分からなかった。そこでとりあえずこれを基礎として、次はさらに張家山漢簡「二年律令」にみえる遷刑について検討したいと思う。周知のように、流刑は秦漢のとき、あるいは「遷」と称され（睡虎地秦簡）、あるいは「徙」と称され（『漢書』刑法志）、南朝の梁武帝の天監年間になって初めて「流」と称され、流刑北斉のときは正式に五刑の一つとなり、北周のとき五等に分かれ、唐のとき三等に分かれ、明清にもそれが踏襲された⁽⁴³⁾。このような五刑の流れの中に秦漢の遷刑を法的に位置づける作業と共に、それが巴蜀の地に適用されたとき、巴蜀の地域文化や社会にどのような影響を与え、どのようなプロセスをへて巴蜀の地が中国文明の中に組み込まれ、中華帝国の一部となって行くのか、それが今後の課題である。

注

- (1) 栗勁『秦律通論』（山東人民出版社、一九八五年五月）二八三～二八八頁。
- (2) 若江賢三「秦流における遷について」（『史記』『漢書』の再検討と古代社会の地域的研究』所収、平成5年度科学技術研究費補助金・一般研究（B）研究成果報告書、研究代表者・間瀬収芳、一九九四年三月）。
- (3) 久村 因「古代四川に土着せる漢民族の来歴について」（『歴史学研究』第二〇四号、一九五七年）
- (4) 久村氏は中国本土から古代四川に流入した人びとを“漢民族”と呼称するが、歴史学的用語としては不適切と思われる所以、小論では仮に“中原人”としておく。
- (5) 水澤利忠『史記會注考證校補卷二』（史記會注考證校補刊行會、一九五七年三月）秦始皇本紀第六、三八頁。
- (6) 徐富昌氏は、睡虎地秦簡に現れた遷刑はほぼ罪人であり、庶人と俘虜に対して適用された遷徙は史籍にみえるだけで、睡虎地秦簡にはみえないとする（『睡虎地秦簡研究』文史哲出版社、一九九三年五月、三〇〇頁）。俘虜についてはその通りであるが、簡文の分析により庶人も遷刑の対象であったことは、後文で明らかにされる。
- (7) 整理小組は文中の「別」を「背」と読み、「徼」を游徼の简称と解すると共に、別を「分別」、「徼」を巡邏の意と解する一説を挙げている。ここでは一説にしたがった。
- (8) 富谷至『秦漢刑罰制度の研究』（東洋史研究叢刊之五十五、同朋舎、一九九八年二月）四四～四五頁。
- (9) 富谷至前掲書、四五頁。
- (10) 富谷至前掲書、六六頁、松崎つね子『睡虎地秦簡』（中国古典新書続編 24、明徳出版社、二〇〇〇年七月）七一頁。
- (11) 富谷至前掲書、五一七頁。
- (12) 瀬川敬也「秦漢時代の身体刑と労役刑」（『中国出土資料研究』第七号、二〇〇三年）
- (13) 朱師轍『商君書解詁定本』（古籍出版社、一九五六六年六月）七二頁。
- (14) 守屋美都雄「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」（同氏『中國古代の家族と國家』所収、東洋史研究叢刊之十九、東洋史研究会、一九六八年十月）四〇～四一頁。
- (15) 原文は「負私從馬」を作るが、王念孫『讀書雜志』第三冊史記第六は『漢書』卷九四匈奴伝上によつてこれを「私負從馬」の誤倒としている。従うべきである。

- (16) 王念孫『讀書雜志』第三冊史記第六。
- (17) 甘肅省文物考古研究所『上孫家寨漢晉墓』(文物出版社、一九九三年十二月) 所載の簡番号は三四一簡(釈文一九四頁、図版九〇)。
- (18) 中国簡牘集成編輯委員会編『湖南省〔散簡〕廣西壯族自治区・江西省・青海省・陝西省卷』(『中国簡牘集成〔標註本〕』第十七冊、敦煌文芸出版社、二〇〇五年三月) 一三七一頁。
- (19) 殷嘯虎「我国古代刑法中的「先自告除其罪」是什麼意思?」(陳鵬生主編『中国古代法律三百題』所収、建宏出版社、一九九四年四月)。
- (20) この“先自告”的含意に対する解釈は、糸山明「秦の裁判制度の復原」(林巳奈夫編『戦国時代出土物の研究』所収、京都大学人文科学研究所、一九八五年三月) を参照した。
- (21) 若江賢三前掲論文「秦流における遷について」。
- (22) 敦童については種々解釈があり、高恒氏は身長がすでに傳籍年齢に達している児童とし(「秦律中的徭・戍問題—読雲夢秦簡札記—」、『考古』一九八〇年第六期)、蔡鏡浩氏は身長がすでに服役の標準に達している青少年の意と解し(「《睡虎地秦墓竹簡》注釈補正(一)」『文史』第二九輯、一九八八年)、その後の諸説については黄留珠「敦童」解(『歴史研究』一九九七年第五期、同氏著『秦漢歴史文化論稿』三秦出版社、二〇〇二年八月、再録)を参照されたい。
- (23) 「秦漢時代の労役刑一ことに隸臣妾の刑期についてー」(『東洋史論』第一号、一九八〇年)、「秦律における贖刑制度ー秦律の体系的把握への試論ー(上・下)」(『愛媛大学法文学部論集—文学科編一』第一八・一九号、一九八五・八六年)、「秦律における労役刑の刑期再論(上・下)」(『愛媛大学法文学部論集—文学科編一』第二五・二七号、一九九二・九四年)等。
- (24) 若江賢三前掲論文「秦漢時代の労役刑一ことに隸臣妾の刑期についてー」
- (25) 堀敏一「雲夢秦簡にみえる奴隸身分」(同氏著『中国古代の身分制—良と賤—』所収、汲古書院、一九八七年八月)、糸山明「秦漢刑罰史研究の現状」(『中国史学』第五巻、一九九五年)、富谷至「漢代の労役刑—刑期と刑役ー」(同氏前掲書所収)。
- (26) 若江賢三前掲論文「秦律における労役刑の刑期再論(下)」、同「秦律における隸臣妾の特質とその刑期」(『古代文化』第四九巻第六号、一九九七年)等。
- (27) 水間大輔「張家山漢簡「二年律令」による秦漢刑罰制度研究の動向」(『中国史学』第十四巻、二〇〇四年)
- (28) 堀敏一前掲書、一八三頁。
- (29) 佐々木研太「出土秦律の書寫形態の異同をめぐって」(『中國出土資料研究』第五号、二〇〇一年)。
- (30) 富谷至前掲書、七三頁。
- (31) 張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』(文物出版社、二〇〇一年十一月)。
- (32) 羅開玉『四川通志』第二冊(四川大学出版社、一九九三年十月)二三一~二四五頁。
- (33) 久村因「秦漢時代の入蜀路について(上)」(『東洋学報』第三八巻第二号、一九五五年)。
- (34) 松崎つね子前掲書、一四九~一五三頁。
- (35) 王闔成・郭淑珍編著『秦刑罰概述』(陝西人民教育出版社、一九九三年十一月)一〇七頁。
- (36) 若江賢三前掲論文「秦流における遷について」。
- (37) 松崎つね子「睡虎地秦簡よりみた秦の家族と国家」(中国古代史研究会編『中国古代史研究 第五』所収、雄山閣、一九八二年九月)。
- (38) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八年二月)三七四~三八〇頁。

- (39) 徐富昌氏もこの遷徙条に基づいて、遷刑に刑期がなかったことを主張している（前掲書、三〇九頁）。
- (40) 若江賢三前掲論文「秦流における遷について」。
- (41) 馬非百『秦集史下冊』（中華書局、一九八二年八月）九一六～九二九頁。
- (42) 栗勁氏も「遷刑にはいわゆる刑の消滅と解除の問題がない」（前掲書、二八五・二八六頁）としている。
- (43) 陳光中・沈国峰『中国古代司法制度』（群衆出版社、一九八四年十月）一八三・一八四頁。

原載、『日本秦漢史学会会報』第6号、2005年11月)

秦の巴蜀支配と法制・郡県制

はじめに

秦は戦国中期に巴蜀を経略し、末期に鄭国渠を開鑿した。それらの事業によって秦は、楚・齊と共に三国鼎立する経済的基盤を確保し、六国統一に大きく貢献したとされている。しかし秦の巴蜀経略はそのような財政上の意義だけでなく、秦漢帝国の支配秩序形成の第一歩としても重要な意義を有すると思われる。いったい秦は占領したこの巴蜀の地をどのように統治したのであろうか。残念ながら、この問題を具体的に検討するための漢以前の文献史料は乏しく、比較的詳しい内容を伝える『華陽国志』も東晉時代に常璩によって編纂されたもので、しかもその記述内容に矛盾や混乱が少くない。

こうした状況の中で、法制史に関する近年出土の簡牘資料に注目される。すなわち睡虎地秦簡・青川木牘・張家山漢簡等は文献史料の欠を補い、秦の巴蜀支配を法制の面から検証することを可能にしている。そこで小論では、これらの簡牘資料を手がかりとして、秦の巴蜀支配が秦漢帝国の成立にともなう中国文明との関係で如何なる歴史的意味をもっているかという問題を、郡県制の問題を中心に考えてみたいと思う。

一、巴蜀の置郡過程をめぐる諸問題

1、巴蜀経略にいたる経緯

戦国時代初め、魏の文侯に始まる一連の政治改革は趙・韓・楚・齊等にも波及し、西方辺境の秦もその波に洗われた。すでに秦は春秋初めの穆公のとき、渭水上流の西戎を伐って“春秋五霸”に数えられているが、その後は振るわず、ふたたび飛躍を迎えるのは戦国中期の孝公のときである。孝公は商鞅を登用して商鞅変法と呼ばれる二度の大改革（前三五九年・前三五〇年）を断行し、その改革は秦の律令制の基盤ともなった。また対外的には前三四〇年に魏を攻め、河西の地（黄河西岸・陝西省東部）を取った。そのため魏は安邑（山西省夏県）から大梁（河南省開封市）へ遷都をよぎなくされた。

商鞅変法の成功による秦の台頭に衝撃を受けた諸国は、秦と同盟してその攻撃をかわそうとし（連衡）、あるいは東方六国が連合して秦に対抗しようとする（合従）等、動きが急激に活発化する。このような国際政局を背景にして、前三三七年に孝公の子惠文王が即位すると、趙の肅侯が中心となって六国が合従して秦を攻めた。これを阻止するため秦は公孫衍を齊・魏につかわし、趙を攻めたので、最初の合従はあえなく潰える。その後、公孫衍は秦を出て魏将に任じて“五国伐秦”を提案する。しかし秦はこれに対抗して宗室の樗里疾をつかわし、連合軍を撃破した。秦が対外的にも大きく飛躍する時機はすでに熟していた。じっさい秦の宮廷ではちょうどそのころ、“王業”達成の路線をめぐって張儀と司馬錯が激しい論争を行い、その結果巴蜀の経略が決定され、実施された。それでは、かくして獲得された巴蜀の地を秦はどのように統治したのであろうか。

2、『戦国策』・『史記』・『華陽国志』等の史料批判

『華陽国志』卷三蜀志はその間の経緯を次のように記している。秦の惠文王は周慎王五年（前三一六）に巴蜀を経略した後、周赧王元年（前三一四）に子の通国を蜀侯に封じ、陳壯を相とした。また巴郡を置いて張若を蜀国守に任じた。同三年（前三一二）、巴・蜀からそれぞれ一部の地を分離して、新たに漢中郡を置いた。同四年（前三一一）、蜀相陳壯が反し、蜀侯通国を殺した。そこで秦は甘茂・張儀・司馬錯をつかわして蜀を伐ち、陳壯を誅殺した。七年（前三〇八）、子の惲を蜀侯に封じた。一四

年（前三〇一）、司馬錯をつかわし、蜀侯惲を自裁させた。一五年（前三〇〇）、子の綰を蜀侯に封じた。三〇年（前二八五）、蜀侯綰の反を疑い、「復た之を誅し、但だ蜀守を置くのみ」。この後、周が滅びると秦の孝文王（昭王の誤り）は李冰を蜀守とした。

表1 秦の対巴蜀関係略年表

| 秦王 | 西暦 | 『史記』六国年表・秦本紀・張儀列伝、『戦国策』秦策一 | 『華陽国志』蜀志 |
|-----|-------------------|---|--|
| 惠文王 | 316 | (表) 蜀を撃ち、之を滅ぼす。 (紀) 司馬錯、蜀を伐ち、之を滅ぼす。 (策) 卒に兵を起こして蜀を伐ち、十月之を取り、遂に蜀を定め、蜀主は号を更めて侯と為し、陳莊をして蜀に相たらしむ。 (伝) 卒に兵を起こして蜀を伐ち、十月之を取り、遂に蜀を定め、蜀王を貶し号を更め侯と為し、陳莊をして蜀に相たらしむ。 | 秦の大夫張儀・司馬錯・都尉墨等、石牛道より蜀を伐つ。……冬十月、蜀、平らぐ。司馬錯等、因って苴と巴とを取る。 |
| | 314 | (紀) 公士通、蜀に封ぜらる。 | 秦の惠王、子通国を封じて蜀侯と為し、陳壯を以て相と為す。巴郡を置き、張若を以て蜀国守となす。 |
| | 313 | (表) 公士繇通、蜀に封ぜらる。 | |
| | 312 | (紀) 又、楚の漢中を攻め、漢中郡を置く。 | 巴・蜀を分かち漢中郡を置く。 |
| | 311 | (紀) 丹・黎、臣たり。蜀相壯、蜀侯を殺して來り降る。 | 陳壯反し、蜀侯通国を殺す。秦、庶長甘茂・張儀・司馬錯を遣わし、また蜀を伐ち、陳壯を誅せしむ。 |
| | 310 309 308 | (表) 蜀相壯を誅す。 (紀) 蜀相壯を誅す。 (武王2年) 青川木牘為田律 | |
| 武王 | 301 | (表) 蜀反し、司馬錯往きて蜀守 ^(注) 惲を誅し、蜀を定む。 (紀) 蜀侯惲反し、司馬錯、蜀を定む。 | 蜀侯惲、山川を祭り、饋を秦の孝文王に献ず。……文王大いに怒り、司馬錯を遣わし、惲に剣を賜い、自ら裁せしむ。 |
| | 300 | | 王、其の子綰を封じて蜀侯と為す。 |
| | 285 | | 蜀侯綰の反を疑い、復た之を誅し、但だ蜀守を置くのみ。張若、因って筈及び其の江南の地を取るなり。 |
| | 277 | (紀) 蜀守若、楚を伐って巫郡及び江南を取り、黔中郡と為す。 | |

表中の（表）は『史記』六国年表、（紀）は同秦本紀、（伝）は同張儀列伝、（策）は『戦国策』秦策一を指す。

（注）六国年表の原文に「蜀守」とあるが、『史記』卷七一甘茂列伝に「蜀侯輝・相壯反、秦使甘茂定蜀」とあり、「蜀侯」に作る。

以上の『華陽国志』の記述を『史記』卷一五・六国年表、同卷五秦本紀、同卷七〇張儀列伝、および『戦国策』秦策一「司馬錯与張儀争論於秦惠王前章」等にみえる関連史料と対照させてみると、表一のようになるであろう。みられるように両者には内容のみならず、繫年にも少なからぬ齟齬が認められ⁽¹⁾、両者のギャップを埋める作業は必ずしも容易でない。そこで以下においては、とりあえず先行文献である『史記』・『戦国策』を基本史料として、それを『華陽国志』と比較しつつ、秦の郡県支配という視点から巴蜀の置郡過程を再検証してみることにする。

秦の巴蜀支配の特徴に関して第一に留意すべきことは、『戦国策』秦策一に、

遂に蜀を定め、蜀主は號を更めて侯と爲し、陳莊をして蜀に相たらしむ。

とある文で、『史記』張儀列伝もほぼ同文である。秦が六国統一後もこれと同様の措置を探ったことは、『史記』卷一一四東越列伝に、

秦、已に天下を并せ、皆な廢して君長と爲し、其の地を以て閩中郡と爲す。
とある閩越王驥無諸と東海王驥搖の例からも窺える。巴の例としては、『後漢書』南蛮西南夷列伝第七六に、

秦の恵王の巴中を并すに及び、巴氏を以て蠻夷の君長と爲し、世々秦女を尚せ、其の民の爵を不更に比し、罪有らば爵を以て除かるることを得しむ。

とあるように、秦の恵文王は巴を経略すると、王を降格して“君長”としたという。すると巴蜀経略の二年後、秦が早々と巴郡を置いたとする『華陽国志』の記事は疑ってかかる必要があろう。

また、六国年表・秦表の恵文王初更一二年（前三一三）条に「公士繇通、蜀に封ぜらる」とある文に対して、唐・司馬貞『史記索隱』は繇通を「秦の公子」と注し、瀧川龜太郎『史記会注考証』はこの文が秦本紀の前年条に繫年されている「公子通、蜀に封ぜらる」とある文と同じ内容を示すと指摘した上で、中井履軒『史記雕題』に⁽²⁾、

通の封は蓋し采を蜀地に受くるのみ。蜀侯と爲るに非ざるなり。『華陽國志』は蓋し謬まれり。とする解釈を紹介している。つまり中井は『華陽国志』で秦の恵文王が子の通国（秦本紀では公子通、六国年表では公子繇通）を蜀侯に封じたとするのは誤りで、蜀地に食邑を与えたに過ぎない、と解釈するわけである。瀧川はさらに二年後の秦本紀恵文王初更一四年（前三一一）条に「蜀相壯、蜀侯を殺して來り降る」とある文に対しても、

愚按するに、張儀傳及び秦策に云う、「司馬錯、蜀を定め、蜀王、號を更めて侯と爲し、而して陳莊をして相たらしむ」と。此に據れば則ち、是の紀に云う所は蜀相莊、即ち陳莊なり。其の殺す所は蜀侯にして、蜀王に非ず、則ち蜀王の子なり。秦の封する所の公子通に非ざるなり。

とあるように、張儀列伝と秦策一を論拠として、本文中の蜀侯はもともと秦が封じた蜀王の子弟で、秦王の子弟ではないとしている。さらにまた『華陽国志』蜀志は周の慎王七年（前三〇八）に「子惲を封じて蜀侯と爲す」とするが、『史記』六国年表および秦本紀によれば当該年は秦武王三年にあたり、秦本紀の武王四年条に、

武王、魏の女を取りて后と爲す。子無し。異母弟を立つ。是を昭襄王と爲す。

とあるように、武王には子がなかったのであるから、蒙文通氏⁽³⁾や楊寬氏⁽⁴⁾が指摘するように、蜀侯惲は秦王の子ではありえず、蜀侯の子とすべきである。

3、巴蜀の置郡問題に関する再検討

このような諸問題を考慮に入れると、蜀郡建置の大筋はおよそ次のようであったであろう。前三一六年に秦に敗れた蜀王が蜀侯に降格されたさい、秦から蜀相として送り込まれた陳莊が、前三一一年、何らかの事情で初代蜀侯を殺して秦に投降した。翌年、陳莊はその責任を問われて誅殺された。『華陽国志』によれば、前三〇八年に初代蜀侯の子の輝（『史記』では「煇」に作る）⁽⁵⁾がその後を継いだ。しかしその後も秦の蜀侯殺害による当地の反秦感情はおさまらず、前三〇一年に再び蜀侯輝による反乱が起ったが、司馬錯によって平定された。『華陽国志』は翌年「王、其の子綰を封じて蜀侯と爲す」としているが、これも秦が蜀侯輝の子綰を三代目の蜀侯としたという意味に解される。しかしその後も不穏な状態は続き、『華陽国志』によれば、前二八五年、秦は蜀侯綰の反乱の動きを疑ってこれを誅殺し、これ以後は蜀郡守を置くだけとした。するとこの間、蜀郡の建置まで三一年を要していることになる。そして秦本紀によると、前二七七年の条に蜀郡守として初めて「蜀守（張）若」の名がみえるのである。

この蜀郡建置の年代に関して、馬非百氏は次のように述べている。『漢書』卷二八地理志上に「蜀郡、秦置く」とあるが、置郡の年月は記されていない。しかし『漢書』卷六二司馬遷伝にその祖先について述べる中で、

秦に在りし者は錯、張儀と爭論す。是に於いて惠王、錯をして兵を將いて蜀を伐たしめ、遂に抜き、因って之を守らしむ。

とあり、原文「因而守之」に対する三国魏・蘇林注に「郡守と爲る」とある。すなわち司馬錯が蜀を滅ぼしたのは惠文王の初更九年（前三一六）で、このとき司馬錯がその郡守に任じたのであるから、蜀郡の設置もこの年のことである。また『華陽国志』に前二八五「復た之を誅し、但”蜀守を置くのみ”とあるのは、それまで“郡国并行”であったのが、蜀侯綰の誅殺後は郡守を置くだけとなり、侯を立てることを廃止したことを意味する、と⁽⁶⁾。これに対して羅開玉氏は、秦が蜀を経略した後に司馬錯を蜀郡守に任じたのは、あくまで非常時における臨時の“軍事管制”であり、常制としての蜀郡が建置されたのは蜀侯綰を誅殺した前二八五年である、とする⁽⁷⁾。このように馬非百・羅開玉両氏が共に蜀郡の建置年代を前三一六年としているのは、前引の司馬遷伝の元になっている『史記』卷一三〇太史公自序に、

於是惠王使錯將伐蜀、遂拔、因而守之。

とある文に拠ったものである。両氏はこの「守之」を蘇林注に従って「之に守たり」（蜀において郡守となつた）と讀んでいるわけであるが、しかし、たとえば『史記』卷七三白起列伝に、

（秦昭王四七年）七月、趙軍、壘壁を築きて之を守る。

とあるように、史漢においては「守之」を「守備する」の意で使用する場合が多いので、必ずしも司馬錯が蜀郡守に任じられたとする根拠にはならないであろう。まして司馬錯が非常時における臨時の蜀郡守となつたとするのは、羅開玉氏の解釈に過ぎず、それを示す史料があるわけではない⁽⁸⁾。いうまでもなく、司馬錯は司馬遷自身の近祖であるから、彼がもし蜀郡守に任じられていたのであれば、その家伝は『史記』秦本紀の中に正確に反映されていたはずである。これらのことから、司馬錯が蜀を経略した前三一六年を蜀郡の建置年代とすることはできず、この年に司馬錯が臨時の蜀郡守についたとする説も証拠がなく、結局、秦が蜀侯綰を誅殺した前二八五年をもって蜀郡の建置年代とするのが、もっとも妥当と思われるるのである。

次に巴郡の場合はどうであろうか。前引の『華陽国志』蜀志では巴蜀経略の二年後の前三一四年に巴郡を置いたとするが、同書卷一巴志では、

巴・蜀及び漢中郡を置き、其の地を分ちて一〔三十一〕⁽⁹⁾縣と爲す。
とあるように、秦が巴蜀を経略した前三一六年に巴郡・蜀郡・漢中郡の三郡を建置したとしている。しかし前引の蜀志では前三一二年に漢中郡を建置したと記しているように、三郡の建置年代は『華陽国志』の中で混乱している。それにもかかわらず、蜀志では巴郡の建置年代を前三一四年としているが、しかし『漢書』地理志にもその建置年代はみえず、また一人の郡守名すら伝えられておらず、その建置年代は依然として曖昧である。

二、秦の郡県制と道

さて、表一に示したように、『史記』・『戦国策』から窺える秦の蜀支配は、武力討伐と占領→蜀王を蜀侯に降格→相の派遣→蜀侯の叛乱→蜀の再征服→蜀郡の建置という過程で推進された。そして巴の場合も、武力討伐と占領→巴王を君長に降格→巴郡の建置という過程で推進されたと思われる。そしてその郡県化の過程において共通するのが“王を侯・君長に降格”するという措置である。それは六国統一の過程で秦が巴蜀の地で試行した特殊な民族政策である。すなわち王を侯や君長に降格させ、その上で旧族民の統治を許し、それを秦の中央政府から派遣した官吏（相）に監督させる、というものである。しかし郡県制に移行後も依然として残存する郡内の民族問題に対して、秦はいったいどのように対処したのであろうか。

1、蜀郡と道

蜀郡における諸民族（以下、非秦人もしくは先住民とする）の生業は、農耕・遊牧・半農半牧等々で⁽¹⁰⁾、それ故にその居住形態も多様であったと想定される。いったい西夷と総称される巴蜀の非秦人は、秦の郡県制施行後、どこで、どのように、居住していたのであろうか。たとえば『華陽国志』蜀志に、

蜀郡。州治なり。……州治は太城、郡治は少城なり。西南、兩江に七橋有り。西門の郫江に直るは沖治橋と曰う。西南の石牛門は市橋と曰う。下、石犀の淵中に潛める所なり。城南は江橋と曰う。南して流れを渡れば萬里橋と曰う。西に上れば夷里橋と曰い、亦た笮橋と曰う。⁽¹¹⁾ ……とあり、この夷里橋の名前の由来をなす成都城の“夷里”は主に夷人の集住区とされ⁽¹²⁾、また夷里橋は笮橋とも称したがあるので、この夷人とは雅安地区を中心に分布していた笮（笮）都夷であったかも知れない。しかしそれは特殊な例であったであろう。

『漢書』卷一九・百官公卿表上に「蠻夷有るを道と曰う」とあるように、秦漢時代ではいわゆる蛮夷の居住する地方行政区を「道」と称した。この道を統治する官府を道官という。秦については、睡虎地秦簡「秦律十八種」属邦律二〇一簡に⁽¹³⁾、

道官の隸臣妾・收入を相輸るには、必ず其の已に稟せる年日月、衣を受けしか未だ受けざるか、妻有りや有る母（無）きやを署せ。受くる者は律を以て續けて之に食衣せしめよ。 屬邦
とある。これは道官が隸臣妾（刑徒名）・收入（没官された者）を他機関へ移送するさい、これらの者に対する衣食支給の規定であり、ここに地方行政機関としての道官の性格が端的に示されている。道官は前漢呂后二年の律令とされる張家山漢簡「二年律令」の中にも確認することができる⁽¹⁴⁾。置吏律二一三簡～二一五簡に、

郡守、二千石官、縣・道官の邊に蠻事の急あるを言う者、及び吏の遷徙するもの、新たに官と爲るもの、屬尉・佐以上の乗馬母き者は、皆な駕傳を爲すを得。縣・道官の計は、各〃屬所の二千石官に關せ。其の恒秩の氣稟を受くるもの、及び財用の委輸を求むるものは、郡は其の守に關し、

中は内史に關せ。爵を受（授）くるもの及び人を除するものは尉に關せ。都官の尉・内史自り以下は治獄すること母く、獄は輕重と無く正に關し、郡は其の守に關せ。

とあり、文中に「県・道官」とあるように、「二年律令」では道は常に県と併記され、両者が同級の地方行政機関であったことを如実に示している。

『漢書』地理志上には前漢蜀郡の属県として成都・郫・繁・広都・臨邛・青衣・江原・嚴道・縣虎・旄牛・徙・湔氐道・汶江・広柔・蚕陵の十五県を挙げているが、その中に嚴道・湔氐道の二つの道名がみえることに注目される。また青衣はもと青衣羌国の故地で⁽¹⁵⁾、『後漢書』孝安帝紀第五⁽¹⁶⁾や同書南蛮西南夷列伝第七六⁽¹⁷⁾では“青衣道”となっている。また広柔県の石紐邑について『華陽國志』佚文は、その地が禹を神とする“夷人”たちのアジールだったことを伝えている⁽¹⁸⁾。さらに『續漢書』郡国志五の蜀郡の条では、汶江・縣虎の両県はそれぞれ汶江道・縣虎道となっている。羅開玉氏によると、嚴道には主に西戎系統の夷系・羌系が集居し、湔氐道には主に西戎系統の氐系が集居し、青衣道には主に西戎系統の夷系・羌系が集居し、僰道には主に濮僚系の僰人が集居していたとする⁽¹⁹⁾。これより古代四川における県には実質的に道に近いものが少なからず存在したことが推測される。こうした道において非秦人がどのように統治されていたかを具体的に検証することは必ずしも容易でないが、張家山漢簡「奏讞書」案例一（一簡～七簡）にその一端が示されている⁽²⁰⁾。

この案例は尉（官名）によって屯卒として徵發された蛮夷の母憂（人名）が、その集合地に到着する前に逃亡した事件について、前漢高祖一一年（前一九六）、南郡治下の夷道（道名）の汎（人名）と丞が中央政府の廷尉に決事の判断を求めた案例である⁽²¹⁾。

十一年八月甲申朔己丑、夷道汎・丞嘉、敢えて之を讞（讞）す。

六月戊子、發弩九、男子母憂を詣して告す、「都尉の屯と爲り、已に致書を受くるも、行きて未だ到らずして、去亡す」と。●母憂曰く、「變（蠻）夷の大男子、歳ごとに五十六錢を出し以て繇（徭）賦に當つ、屯と爲るに當たらず。尉窯、母憂を遣わして屯と爲さしむ。行きて未だ到らずして、去亡す」と。它是九の如し。●窯曰く、「南郡尉、屯を發し、令有り、變（蠻）夷律に、屯と爲さしむ勿れとは曰わず。即ち之を遣わす。亡ぐる故を智（知）らず」と。它是母憂の如し。●母憂を詰す、「律に、變（蠻）夷の男子は歳ごとに賣錢を出し、以て繇（徭）賦に當つ。屯を爲さしむ勿れと曰うに非ざるなり。及し屯と爲るに當たらずと雖も、窯は已に遣わす。母憂は即ち屯卒なり。已に去亡するは、何れの解あらんか」と。母憂曰く、「君長有り、歳ごとに賣錢を出し、以て繇（徭）賦に當つ。即ち復せらるるなり。吏より存るに、解母し」と。●問するに、辭（辭）の如し。●之を鞠す。「母憂、變（蠻）夷の大男子なり。歳ごとに賣錢を出し、以て繇（徭）賦に當つ。窯、遣わして屯と爲さしむ。去亡し、得えらる。皆な審なり」と。●疑うらくは、母憂、罪あらん。它是縣の論あり⁽²²⁾。敢えて之を讞（讞）す。報を謁う。署獄史曹發。●吏の當、「母憂は要（腰）斬に當る」と。或るひと曰く、「論に當らず」と。

●廷報、「要（腰）斬に當る」と。

大意は次の如くである。發弩（官名）の九（人名）が、蛮夷の男子母憂（人名）を連行して夷道に告発した。都尉の下に屯卒として任務につくべく命令を受けているにもかかわらず、途中で逃亡した、と。母憂は次のように弁明した。自分は“蛮夷律”的規定に従い、徭役の代わりに毎年五六錢の賣錢を君長を通じて納入しているので、屯卒に徵發される義務はないはずだ。それにもかかわらず尉の窯（人名）は自分を屯卒につかわした。だから途中で逃亡した、と。これに対して尉の窯は次のように反論した。屯卒の徵發は南郡都尉の命令によるもので、蛮夷律には“蛮夷の男子を屯卒に徵發しては

ならない”と規定しているわけではない。そこで夷道の長官汎（人名）と丞は中央政府の廷尉に判断を求めたが、母憂の主張は認められず、腰斬の刑に当たると判断された。

この案例の中で母憂は自らを“蛮夷”と称し、その主張の根拠を“蛮夷律”に求め、その決獄の判断を夷道の汎・丞が廷尉に求めていることから、この裁判が夷道で行われたことは疑いない。したがって母憂を連行した発弩（発弩嗇夫か？）、母憂の弁論に反論する尉（県尉相当の道の尉か？）、そしてこの案例を廷尉に移送する獄吏は、夷道に所属する諸吏とみなされる。また弁論の中で母憂が毎年君長を通じて漢に賓銭を納入していると主張しているのは、道内に居住する蛮夷が依然としてその君長の統治下にあったことを示している。しかしその反面、夷道所在の母憂が南郡都尉の命令で屯卒の徵發を受けているのは、蛮夷の戸籍がすでに漢に掌握されていたことを示すもので⁽²³⁾、それは漢に服属した蛮夷が郡県制の中に編入されてゆく過渡的な段階を示している。戦国秦の蜀郡の道もこれと同様の状況であったと想定して大過ないであろう。

2. 巴郡と君長秩序

それでは巴郡の場合はどうであろうか。『漢書』地理志上は巴郡の属県として江州・臨江・枳・閬中・墊江・朐忍・安漢・宕渠・魚腹・充国・涪陵の一県を挙げるが、なぜかそこには道が一つもみえない。そこで巴郡内の民族問題について検討してみよう⁽²⁴⁾。『左伝』にみえる春秋時代の巴人の分布地について、大川裕子氏は諸説を整理して「漢中、或いは江漢地区の両者の可能性を含む漢水中流域」と想定している⁽²⁵⁾。また『後漢書』南蛮西南夷列伝に巴人の始祖伝説がみえ、それによると巴郡南郡蛮には巴氏・樊氏・瞫氏・相氏・鄭氏の五姓があり、巴氏の子務相が君長に推されて廩君になったという。童恩正氏によれば、もともと鄂西で活動していた巴人が、後に廩君に率いられて川東地区に移動し、そこで巴国を築いたとする⁽²⁶⁾。『華陽国志』巴志によると、川東を中心とするこの巴国内には、

其の屬に濮・賛・苴・共・奴彫・夷蠻の蠻有り。

とあるように、さらに種々の種族が存在した。このような状況にもかかわらず、秦が巴の経略後にこの地に道を置かなかったのは、何故なのであろうか。

種部いく子氏は、秦の徙民政策との関連で、蜀地には徙民が実施されたが、巴地には実施されず、両者に対する秦の統治に相違のあったことを指摘している⁽²⁷⁾。さらに金秉駿氏は、四川西部平原を中心とする蜀国、東部丘陵地帯の巴国、そして西部高原地域の三者に対する秦の統治方式にそれぞれ相違があつたことを指摘し、その背景をとくに西部高原地域と道制の関係に関連させ、詳細に分析している。それによると、以下の如くである。巴は殷周革命に参加した後に西周の領土に編入され、そこへ周の宗室が封建されて姫姓諸侯となった。その所在地は漢水か湖北北部と推定され、『左伝』等にみえる巴子之国がそれにあたる。しかしその構成種族の中には、周初に強制的に併合された殷代以来の巴人も含まれていた。巫山と清江一帯に居住していた彼らは、巴子之国の解体にともない、春秋末に川東へ移動して巴国を形成した。『後漢書』南蛮西南夷列伝に巴国を構成する種族として廩君蛮・板楯蛮が記されているが、廩君蛮は巴国の代表的種族である。廩君蛮に五姓あり、板楯蛮に七姓以上あり、濮・賛・苴・共・奴彫・夷蠻の蛮も巴国に属していたように、戦国時代の巴国では姓氏を単位とする君長秩序が維持されていた⁽²⁸⁾。秦は巴・蜀を経略すると、蜀に対しては秦の内地と同様の郡県支配を推進したが、巴に対しては郡を建置し、しかしその君長秩序はそのまま容認した。一方、大渡河以東の川西高原における笮都・徒・冉駢・白馬等の文化には蜀文化の強い影響が認められ、戦国時代の蜀国がこの地域に政治的影響力を及ぼしていたことを示している。漢志や続漢志によると、これらの地域に“道”が置かれている。しかし蛮の居住地にすべて道が置かれたわけではない。道が置かれる理由としては、以下のことが考えられる。川西高原の諸種族は小規模の君長秩序をもっていたが、それは統合されず、

分散的だった。それはこの地域の地理的条件（峻険な山間地帯）による。また経済生活が半農半牧であるため移動性が強く、恒常的な統治は困難だった。秦は移動性に強いこれらの種族に対して軍事的脅威を感じ、軍事的威嚇の予想される地域に道を設置した。川西高原の道の位置は蜀文化の西側の境界と一致する。それは秦が蜀国の政治的影響力が及んでいる地域に進出し、それを引き受ける形で支配を継承し、道を設置したことを意味する。秦は蜀・巴・川西高原各地域の文化的性格と政治秩序の相違を考慮した差別的統治方式をおこない、郡県支配を対象ごとに、伸縮的に、運用した、と⁽²⁹⁾。

3、郡と道

このように、金秉駿氏は秦の巴蜀支配と郡県制に関して明快な議論を展開しているが、まだ以下のような問題点を残している。すなわち、かりに秦の道制が川西高原の固有の地域的事情で開始されたものであるとしても、道は地方行政機構として単独に機能するものではなく、郡の下位機構として県と共に地方行政を担うものであることは言を俟たない。一例を挙げよう。前二七八年、秦は楚都郢を攻略してその地に南郡を置いたが、楚の習俗の壁に阻まれ、秦法は容易に浸透しなかった。そこで南郡守騰は秦王政二〇年（前二二七）に秦法の徹底化を命じた。それが睡虎地秦簡の「語書」と呼ばれる文書である。その冒頭五四簡に、

廿年四月丙戌朔丁亥、南郡守騰、縣・道嗇夫に謂う、……

とあるように、県・道は併記され、同一内容が両者に命じられている。これより戦国末の秦において県・道が共に郡の下位機構として機能していたことは明らかで、それは上文でみた前漢初の「二年律令」置吏律でも同様であった。したがって、道の問題は郡県制全体の機構の中で検討しなければならないのである。

また道制が秦に起源することは確かであるとしても、両漢志にみえる道には左馮翊の翟道、南郡の夷道、隴西郡の狄道・氐道・予道・羌道、天水郡の戎邑道・縣諸道・略陽道・獮道、安定郡の月氏道、北地郡の陰道・略畔道・義渠道、上郡の雕陰道、長沙国の連道等があり⁽³⁰⁾、蜀地以外の辺地にも道が置かれており、とくに畿内の北辺にも翟道等が置かれていることから、道制が蜀地固有の事情によって開始されたかどうかは、まだ検討の余地があろう。

三、秦人の徙民と法—青川木牘「為田律」を中心に—

1、秦の徙民と秦人墓

秦の巴蜀経略後に郡が建置され、とくに蜀地に対しては積極的に徙民政策が実施された。たとえば久村因氏は秦の入蜀の時期を三期に区分している。第一期：上代より秦惠文王更元九年の巴蜀征服まで（～前二一六）。第二期：巴蜀征服から始皇帝の死まで（前二一六～前二一〇）。第三期：始皇帝の死後から前漢劉邦による統一まで（前二一〇～前二〇二）。氏はこれらの各時期を通じて秦が蜀地に徙民したその対象者を、一般庶人、罪人、捕虜の三種に区分し、その状況を文献史料に基づいて検討した。その結果、彼らは蜀地に土着し、中原の先進文化・技術によって農業を促進し、鉱・手工業を開発し、商業を営み、秦漢帝国の支配を背景としてそれぞれの地域の支配者・実力者となり、蜀地の経済・文

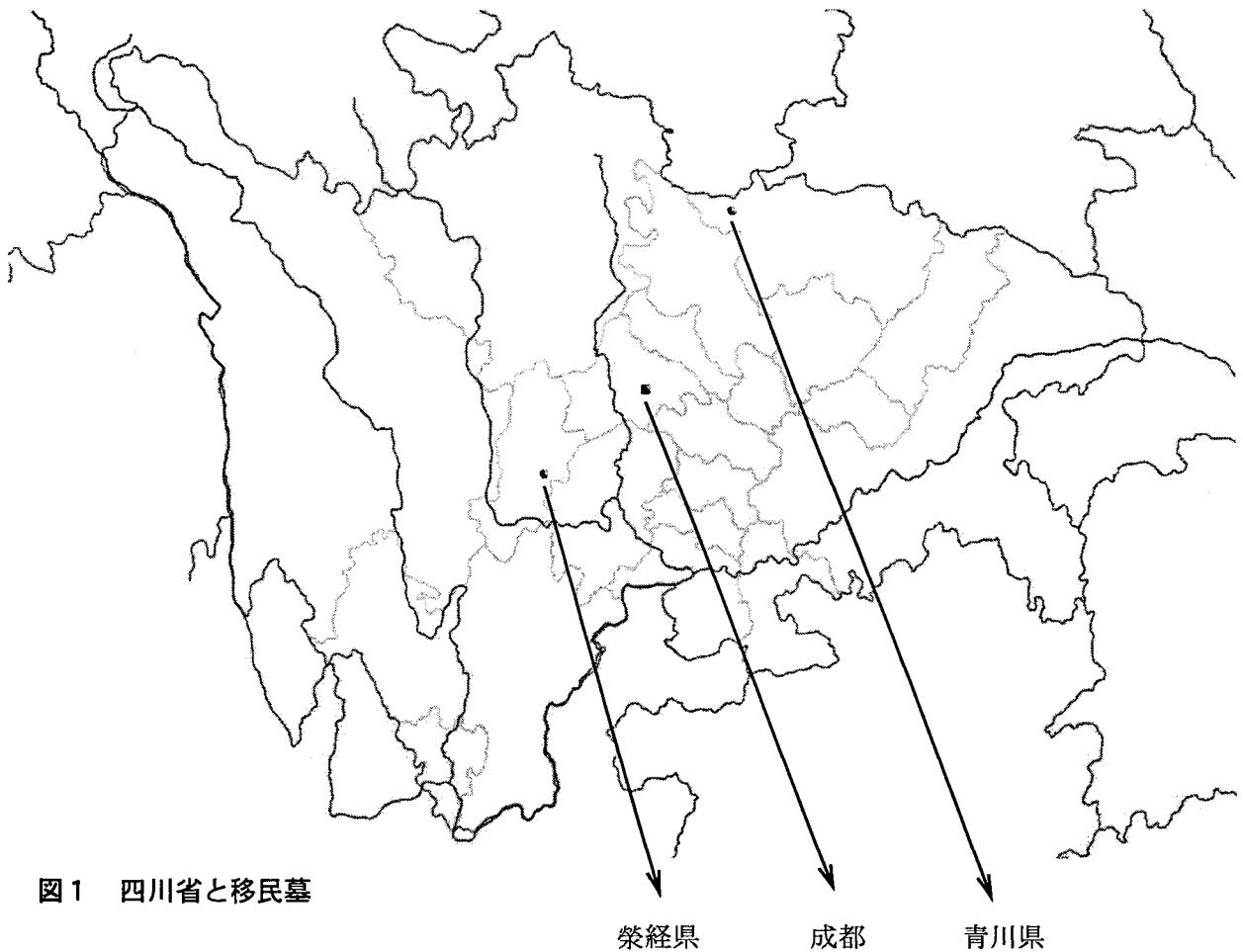


図1 四川省と移民墓

榮経県

成都

青川県

化の原動力となつていったことを指摘している⁽³¹⁾。そこで私は別稿で、久村氏分類中の罪人の例を出土文字資料の睡虎地秦簡に拠って検討し、人々がどのような法的根拠によって流放されたのかを、遷刑に関する規定を中心に分析した⁽³²⁾。それによると秦簡では「謫」が一例あるのを除いて、徙遷刑はすべて「遷」と称され、その対象は主に中下級の官吏・軍人、および庶人、そして癆病罹患者である。遷刑に関する規定は十条程あるが、それらの中で流放地を指定したり特定する例はない。にもかかわらず文献史料に蜀へ流放される罪人がたびたびみられるのは、本来、遷刑が必ずしも蜀地への流放を目的に制定されたわけではなく、政策的に運用されて罪人が蜀地へ送り込まれたことを示すと共に、しかし同時に秦が罪人を蜀地に流放するときの法的根拠であったことを示している。

また久村氏の分類する一般庶人のケースに関しては、文献史料以外にもとくに秦人墓に関する近年の考古発見に注目される。すなわち川西地区、および川西地区に入るために必要な途中の交通沿線地区や城邑において、これまで青川県郝家坪⁽³³⁾、榮経県古城坪⁽³⁴⁾、成都市龍泉駅⁽³⁵⁾等で秦人墓が発見されている(図一)。これらの墓葬の中でもとくに秦の法制との関連で重視されるのが、青川県郝家坪の秦人墓である。

2、青川木牘為田律と張家山漢簡「二年律令」田律

すなわち、一九七九年～八〇年、四川・甘肅・陝西三省が相接する青川県郝家坪で七二基の戦国時代の秦人墓葬が発見され、その中の五十号墓で二枚の木牘が出土した。そのうちのM五〇：一六は、その正面に司馬錯が蜀を再平定する八年前、つまり秦武王二年（前三〇九）に為田律を改定した旨の詔、およびその為田律の正文が記され⁽³⁶⁾、その背面に「四年十二月の除道しない天数」の日付が記されてい

る⁽³⁷⁾。それは「日書」の土忌篇のような動土の禁忌日を記した内容と思われる⁽³⁸⁾。渡辺信一郎氏の釈文・書き下し文を参考にすると、その全文は以下のようになる⁽³⁹⁾。

二年十一月己酉朔日、王、丞相戊（茂）・内史屢・□□に命じ、爲田律を更脩せしむ。田廣さ一步、袤八則ごとに畛を爲む。畝ごとに二畛あり。一百（畝）ごとに道あり。百畝を頃と爲す。一千（畝）ごとに道あり。道の廣さ三歩なり。封は高さ四尺、大いさ其の高さに稱う。埒は高尺、下の厚み二尺なり。秋八月を以て、封埒を脩め、彊畔を正し、及び千百の大草を發す。九月、大いに道を除し及び□を除す。十月、橋を爲り、波（陂）隄を脩め、津梁を利し、草離（萊）を鮮る。除道の時に非ずとも、而（如）し陥敗して行く可からざるところ有れば、輒ち之を爲めよ。

（以上、正面）

四年十二月不除道者：

□一日、□一日、辛一日、
壬一日、亥一日、辰一日、
戌一日、□一日。

（以上、背面）

この青川木牘「為田律」と密接にかかわる前漢の田律が張家山漢簡「二年律令」二四六簡～二四八簡にみえる。渡辺氏や藤田勝久氏⁽⁴⁰⁾の読み方を参考にして書き下すと、以下になるであろう。

田の廣さ一步、袤二百冊歩ごとに畛を爲む。畝ごとに二畛あり。一佰ごとに道あり。百畝を頃と爲す、十頃一千ごとに道あり、道の廣さ二丈なり。恆（故法）は秋七月を以て千（阡）佰（陌）の大草を除く。九月、大いに道を除し阪險を口す。十月、橋を爲り、波（陂）堤を脩め、津梁を利す。除道の時に非ずと雖も、而し陥敗して行く可からざるところ有らば、輒ち之を爲めよ。郷部は邑中の道を主り、田は田の道を主る。道に陥敗して行く可からざる者有れば、其の嗇夫・吏主者を罰すること黄金各二兩とす。□□□□□及□土、罰金二兩とす。

まず両者の律名の相違に関してあるが、李学勤氏は青川簡の「為田律」について、為の義は作・制、為田の意は制田であり、為田は農地計画に関する法律である、と解している⁽⁴¹⁾。高大倫氏はこの説を承けて、青川木牘「為田律」はもとの商鞅制定の「為田律」を武王二年に更脩（改訂）したもので、後に漢の田律の中に合併されたものとする⁽⁴²⁾。次に両簡の内容の異同をみてみると、青川簡に「袤八則爲畛」とある箇所は「二年律令」で「袤二百冊歩爲畛」となっている。八則の「則」については、阜陽漢簡の残簡に「卅步爲則」とあることから、八則は二四〇歩の意で、両者は同じ内容であることが分かる⁽⁴³⁾。また青川簡の「道廣三歩」は「二年律令」で「道廣二丈」となっている。秦制では一步=六尺、一〇尺=一丈、故に三歩は一丈八尺なので、「二年律令」より二尺足りない。さら月々の道路普請等に関する事柄をみてみると、九月・十月については両者ほぼ共通するが、阡陌之大草を除す作業が青川簡では秋八月、「二年律令」では秋七月となっており、両者は一ヶ月食い違っている。このように若干の相違点はあるが、両簡はほぼ同一内容を示すものとみてよい。したがって、青川木牘の律文名をどう読むかは別として、もとの律文の内容が秦武王二年に一定の改訂を加えられ、それが後に漢律に継承される過程でさらに一定の改訂が加えられたことを、この両簡は示している。

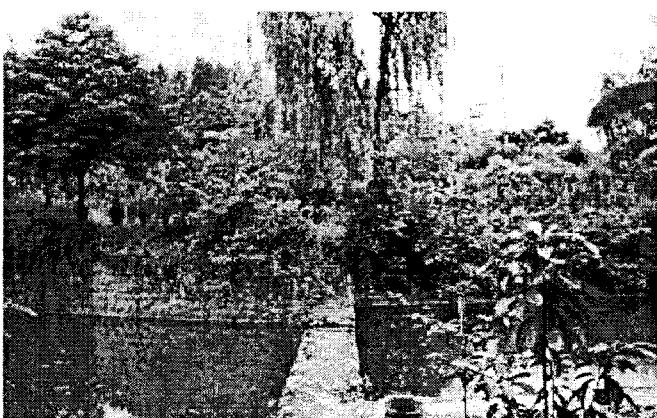
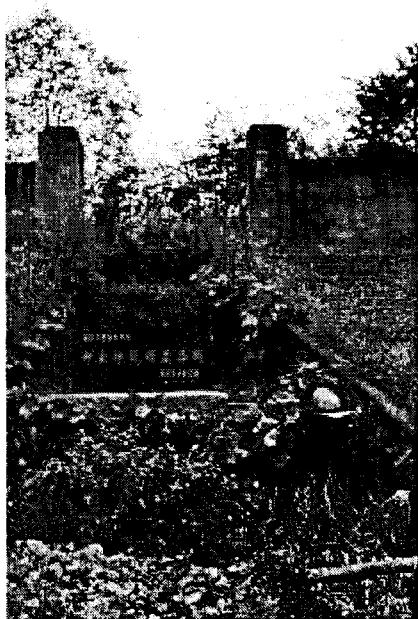
3、青川県郝家坪での現地調査

二〇〇五年八月十九日、四川大学芸術学院の盧丁副教授の案内で青川県郝家坪の現場を調査した⁽⁴⁴⁾。以下はその調査記の一部である。我々一行は車で成都市から三台県までゆき、そこで一泊し、翌日に三台から綿陽市へ行き、成都市文物考古研究院で用意してくれた四輪駆動車に乗り換えた。青川県はひどく道が悪いと聞いていたからである。綿陽で高速道路に入って北東へ向かい、青川県の南端の金子山郷で高速道路を降り、そこから青川県へと向かった。青川県は四川盆地北部の秦巴山地の中にあり、摩天

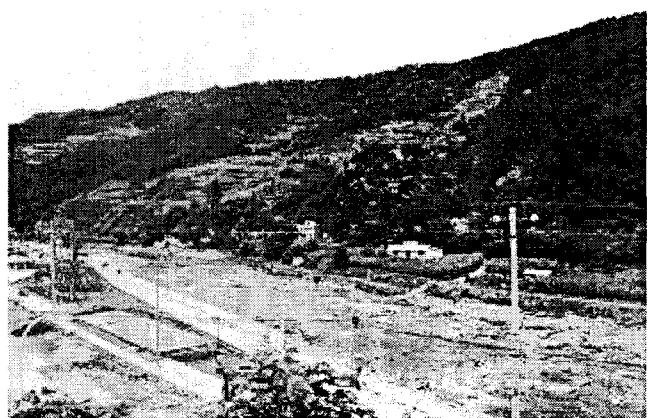
嶺と竜門山が相接する地帯に位置する。山道は予想以上に悪く、海拔も高いようで、途中、はるか下方に一筋の河流の陰をみるような峠を越えた。山崩れで塞がれた山道をブルドーザーが片付けているまつ最中の隙間をやっと通り、あるいは泥濘で立往生する車のためずいぶん待たされたりもしたが、何とか無事に県城の喬莊鎮へたどり着くことができた。喬莊鎮は白竜江の支流の喬莊河沿いにある小さな町である。青川県文化旅游局の王玉春局長と敬遠清課長に郝家坪の秦人墓葬群に案内された。喬莊鎮を南北に走る公路を南に進むと、すぐ町はずれとなり、郝家坪に着く。公路から脇にそれた細い坂道を南西方向に上ってゆくと、「郝家坪戦国墓葬群」と刻された石碑が建っている。この石碑の右側に墓群に入る

階段があり、それを上ると入り口の門がある。ただしそれは裏門で、正門は左側の奥にあった。県当局はこの墓葬群を保存するため、約

青川県郝家坪秦人墓遺址の入り口二平方キロメートルを煉瓦の塀で囲んでいる。墓葬群は埋め戻されていた。木牘が出土した五〇号墓は、左右二つ並んだ溜池の右側の池の左上隅で発見されたという。ここはもともと畑であったが、後に付近の農家がこの溜池を造ったとのこと。そのため発掘当時の状況を想像することは困難になっている。なお、当地を訪れた日本人研究者は初めてであること。



右側の溜池の左上隅が青川木牘の出土場所



秦人墓側からみおた青川県喬莊河。墓葬は手前の丘陵地にある

現在、青川木牘は四川省文物考古研究院に保管されている。青川県の調査に先だって、その二日前の八月十七日、同研究院の李昭和副院長のご高配で青川木牘の実物、および同じく第五十号墓出土の七枚の半両銭を見せていただいた。李副院長は郝家坪墓葬群の発掘に参加し、発掘簡報執筆者の一人で、木牘の釈文にあたった方である。木牘は一枚ずつ二枚の板ガラスに挟んで保管されていた。「為田律」を記すM五〇：一六の字は発掘簡報の図版では不鮮明であったが、実物は意外にも鮮明であった。李副院長によると、釈文した当時よりも現在の方が鮮明になっているという。またもう一枚のM五〇：一七は、発掘簡報によると字が不鮮明で読めないとされていたが、このたびの実見でもようやく墨痕を確認できる程度に過ぎなかった。

4、郡と属邦

青川木牘が出土した場所は、前漢時代に広漢郡剛氐道の置かれた地域に含まれるが、郡が置かれる以

前の秦の占領地で秦律が出土することを、私たちはどう理解すればよいのであろうか。

藤田勝久氏は近年出土の里耶秦牘の用途に着目し、それを青川木牘の用途に関連させ、次のような解釈を提示している。すなわち通常、里耶秦牘は一枚の木牘に一事の案例を記し、文書の内容はそれで完結している。またその正面の文章と同じものがさらに複数枚存在するが、その背面には当該案例に関する控えやチェック等に関する内容が記されている。このような木牘の実用的形態は青川木牘の場合でも同様である、と⁽⁴⁵⁾。これをやや敷衍していようと、青川木牘の正面の記事により、その命令は秦の中央政府から直接当地に伝達されたことが知られ、背面の記事には当地の官吏がその命令に従った行為の一部が反映されている、ということである。これより蜀郡建置以前に、この一帯で一定の律令制支配が行われていたことが推定される。むろん「為田律」は当地の先住民である氐系・羌系の種族に適用されたものではなく、移住してきた秦人を対象とするものであったろう。

ひるがえって現在の青川県の地望をみると、地勢は西北高・東南低で、高山の地望を呈し、低山と低中山は全県の総面積の九四・四パーセントを占め、農業では主に水稻・玉蜀黍・小麦等を産する⁽⁴⁶⁾。このような狭小な地で閑中盆地と同じような阡陌制が実施されたことは、容易に想像できないのであるが、しかし青川木牘によるかぎり、律文に基づいて一定の土地区画が実施されたことは疑いなく、何よりも動土の禁忌日を記した背面の記事がそれを証明している。そこで、蜀郡建置以前に秦が当地に対してそのような文書を下達した背景を考えてみたい。

すでに指摘したように、当地は氐系・羌系の先住民の居住地であった。現在でも青川県の東の平武県には、白馬チベット族の居住地がある⁽⁴⁷⁾。したがってそのような地に秦の律令を及ぼすための初步的な統治組織が属邦であったと考えられる。それは郡よりも緩やかなもので、青川木牘の例でいえば、中央から下達された「為田律」を受理する側の組織ということになろう。一方、戦国後期の法制とされる睡虎地秦簡には道の規定が属邦律に一例みえるだけで、それは前漢初期の「二年律令」において県と道が常に併記されているのと好対照をなす。ちなみに睡虎地秦簡では県は都官と一対で記されている。そして「為田律」の出土した地が漢代の剛氐道に含まれる地域であることから、秦の道制は県制よりも後れて開始されたもので、したがってその機構も本来県よりも一段と劣るものであったであろう。当初このような道を統括していたのが属邦で、後に道の機構が充実するに及んで郡に移管され、属邦はその役割を終えていったものと推定される⁽⁴⁸⁾。しかしこの属邦は前漢になって属国として復活する。

ここでふたたび秦人墓のことに戻ると、現在の青川県に徙民された秦人は、まさにこのような属邦の中にいたことになる。秦が秦人を先住民の居住地に徙民していることは、さらに『華陽国志』蜀志に、

臨邛縣（蜀）郡の西南二百里、本と邛民有り、秦始皇、上郡より徙して之を實たす。

とある如くで、臨邛縣はもと邛人の居住地で、秦は上郡の民をこの地に徙民している。また『太平御覽』卷一六六引の『蜀記』に、

秦、楚を滅ぼし、楚の嚴（莊）王の族を此に徙し、故に之を嚴道と謂う。

とある⁽⁴⁹⁾。嚴王とは春秋時代の楚の莊王のこと、嚴王というのは後漢明帝の諱を避けたものである⁽⁵⁰⁾。それによると秦は、六国統一の二年前（前二二三）に楚を経略すると、莊王の後裔を嚴道（莊道）に徙したとあり、それは久村氏分類の「捕虜」の例に該当する。嚴道は現在の榮經県で、西南シルクロードの西線である牦牛道の重要な地点に位置し、これより南下すれば雲南に通じ、西進すればチベットへ通ずる交通の要所である。一九八一年、県城の嚴道鎮西方の曾家溝で一基の戦国墓が発見され、その結構は楚文化の特徴を備えていた⁽⁵¹⁾。秦がこうした先住民居住地に秦人や旧六国民を徙民するのは、その徙民政策が当時の交通路に沿って行われたことを示している。

また『後漢書』南蛮西南夷列伝の交

趾の条に、

厳道県の旄牛道古跡

凡そ交趾の統ぶる所、郡縣を置くと雖も、言語各々異なり、重譯して乃ち通ず。人、禽獸の如し。……（略）……。後、頗る中國の罪人を徙し、其の間に雜居せしめ、乃ち稍く言語を知り、漸く禮化せらる。

とあり、前漢平帝の元始二年（前二）に日南の南の黃支国より犀牛が貢献されたことを記す文中で、ハノイ地方の風俗について言及している。



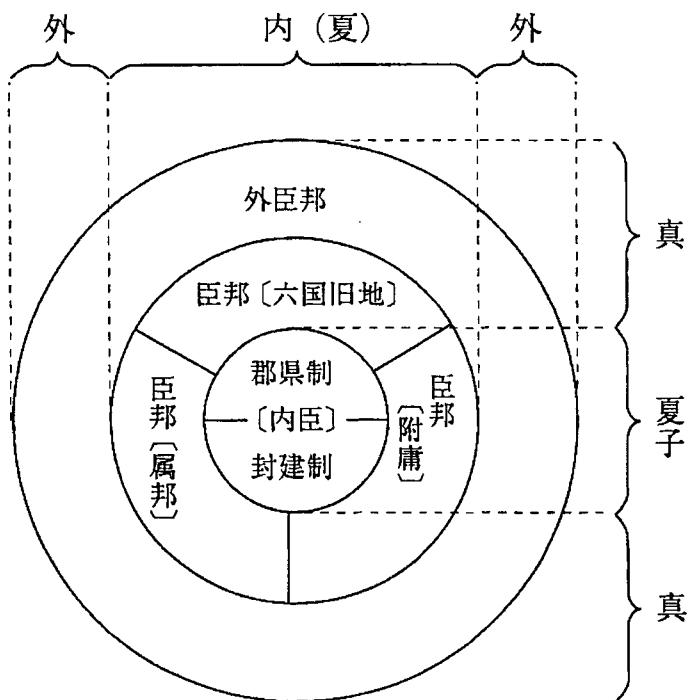
それによると、当地には流放された“中国の罪人”が多数おり、漢では彼らを先住民と雜居させたので、先住民も中国語を解せるようになり、しだいに“礼化”されたという。したがって秦の蜀地への徙民も、先住民に対するこのような“礼化”（秦化）を視野に入れたものであったことは疑いない。

むすび—いわゆる“四川モデル”に関連して—

冒頭に述べたように、秦の巴蜀経略はその王業達成の路線をめぐる論争をへて決定され、実施に移されたものである。かくて巴蜀は武力的に征服されたが、しかし巴・蜀にはそれぞれ固有の地域的背景があつて、旧六国の故地と同じようにはいかず、そこで巴地には君長的秩序を保存し、蜀地には属邦の段階をへて郡県制を推進した。このような過程で形成された統一以前の“プレ秦帝国”的支配体制を、私は図二のように想定している⁽⁵²⁾。

しかし秦は六国を統一すると、封建制を廃して、全土を一元的な郡県制によって統治した。秦を倒して前漢が成立すると、漢ではふたたび封建制を復活し、郡県制と併用する郡国制を採用した。こうして前漢ではかつて栗原朋信氏が明らかにしたように⁽⁵³⁾、中国本土に郡県制を布き、その周囲を封建制で取り囲み、さらに郡国内や帝国の外延に存在する諸民族や諸国家を内臣・外臣・外客臣・朝貢国等として編入する重層的な世界秩序を構築し、それは歴代の中華帝国に踏襲されていった。したがって、中華帝国の支配秩序には秦が六国統一の過程で最初に直面した巴蜀支配の経験が反映されていると考えられる。

図2 “プレ秦帝国”的支配体制



前漢中後期になると、交通が便利で、農業経済が発達し、移民の多い地域では先住民の漢化が進み、四川盆地内の多くの地域でも移民・先住民間の物質文化面における差異はほとんど消えてゆく⁽⁵⁴⁾。つまり地域文化としての先秦の巴蜀文化も、秦漢帝国の成立によって消失していった。このように、中華帝国内部の周縁、および帝国周縁に位置する諸民族・諸国家に対して、軍事的あるいは政治的支配が及び、帝国的支配秩序の中に編入されてゆくと、それまでの固有の地域文化は消失していった。このように“中国文明”とは中華帝国の支配秩序そのものであり、東アジア世界を中華帝国一色に染め上げてゆこうとする巨大なエネルギーといえよう。さまざまな諸民族・諸国家が秦漢帝国の支配秩序に編入され、新石器時代以来の固有の地域文化を喪失していった。その意味で秦漢時代とは、東アジア史上、まさに時代を画する時代なのである。小論では周縁地区の諸民族・諸国家が中華帝国に編入されてゆく過程を、秦と巴蜀を地域モデルとして郡県制と法の視点から検討し、これを“四川モデル”として提示するものである。

ところで、巴蜀の地ではその後ふたたび先住民による国家が再建されることはなかったが、目を華南に転ずると、前漢武帝は前一一一年に南越を経略し、その故地に九郡を建置した。その後の前一〇八年には、東北の朝鮮半島を経略し、その故地に四郡を建置した。しかし後にこれらの地域からは共に民族国家が擡頭してくる。むろんそれらの国家の構成民族と経略当時の民族を安易に同一視し、その間の複雑な歴史的経緯を無視するわけではないけれども、それにしてもこのような相違が生じてくるのは何故か。この問い合わせをベトナム史研究者や朝鮮史研究者にバトンタッチしたい。

注

- (1) 戦国紀年の問題点については、平勢隆郎『新編史記東周年表—中国古代紀年の研究序章一』（東京大学東洋文化研究所、一九九五年三月）を参照されたい。
- (2) 大阪大学懐徳堂文庫復刻刊行会監修『史記雕題（上）』（懐徳堂・友の会、一九九一年三月）七二頁。
- (3) 蒙文通「巴蜀史的問題」（同氏著『巴蜀古史論述』所収、五六～六三頁、四川人民出版社、一九八一年八月）。なお、『四川大学学報—社会科学版一』（一九五九年第五期）に蒙文通氏の同名の論文があり、それが初出と考えられるが、未見。
- (4) 楊寬『戦国史—一九九七年増訂版一』（台湾商務印書館、一九九七年十月）四〇八頁注一八。
- (5) 『史記』卷七一甘茂列伝に「蜀侯輝・相壯反、秦使甘茂定蜀」とあり、『索隱』に「輝音暉、又音胡昆反。秦之公子、封蜀也。『華陽國志』作暉」とある。本文に内容の混乱がみられ、さらに『索隱』は『華陽国志』を引いて「暉」とするが、国学基本叢書本等の『華陽国志』では「輝」に作る。
- (6) 馬非百前掲書『秦集史』下冊（中華書局、一九八二年八月）六一〇頁。
- (7) 羅開玉『四川通史』第二冊（四川大学出版社、一九九三年十月）九頁。
- (8) 羅二虎氏も「秦代歴任蜀侯、蜀相・蜀郡守」の表において司馬錯が前三一六年に蜀郡守を兼任したとして、その根拠として太史公自序と『漢書』卷八九循吏伝を挙げるが（同氏著『秦漢時代の中国西南』、天地出版社、二〇〇〇年六月、三一頁）、循吏伝には該当する文がみえない。
- (9) 船木勝馬編「華陽国志訳注稿（1）」（『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報—一九七四年度一』一九七五年三月）の校勘による。
- (10) 羅二虎氏は『史記』卷一一六西南夷列伝の記載に基づき、西南夷地区の諸種族を三種に分類する。第一類は夜郎・滇・邛都等の南夷で、定住して邑聚をなし、農耕に従事している。第二類は南夷の西面の嶲・昆明等で、遊牧に従事している。第三類は徙・笮・冉駹・白馬等の西夷で、農耕に従事

するものと遊牧に従事するものが雜居し、あるいは半農半牧である、と。蜀は地域的にこの第三類に含まれる（前掲書一四・一五頁）。

- (11) 引用文は船木勝馬編「華陽国志訳注稿（3）」（『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報一九七六年度一』一九七七年三月）の校勘による。
- (12) 羅開玉前掲書一五頁、羅二虎前掲書八〇頁。
- (13) テクストは睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』（文物出版社、一九九〇年九月）により、簡番号は通し番号を採用する《雲夢睡虎地秦墓》編写組『雲夢睡虎地秦墓』（文物出版社、一九八一年九月）による。
- (14) テクストは張家山二四七号漢墓竹簡整理小組編『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』（文物出版社、二〇〇一年十一月）による。
- (15) 『水經注』卷三六青衣水条に「（青衣）縣、故有青衣羌國也。『竹書紀年』梁惠成王十年、瑕陽人自秦道岷山青衣水來歸」とある。
- (16) 『後漢書』孝安帝紀第五元初二年条に「蜀郡青衣道夷奉獻内屬」とあり、李賢注引『東觀記』に「青衣蠻夷堂律等歸義」とある。
- (17) 『後漢書』南蛮西南夷列伝第七六祚都夷条に「青衣道夷邑長令田、與徼外三種夷三十一萬口、齋黃金・旄牛耳、舉土内屬」とある。
- (18) 工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』（創文社、一九九八年二月）二八八～二九九頁。
- (19) 羅開玉前掲書『四川通史』第二冊、二三頁。
- (20) テクストは前掲書『張家山漢墓竹簡〔二四七号墓〕』による。
- (21) 案例一の訳注に関しては、飯尾秀幸「張家山『奏讞書』をめぐって」（『専修大学人文論集』五六号、一九九五年）、学習院大学漢簡研究会「秦漢交替期にはざまで一江陵張家山漢簡『奏讞書』を読む一」（『中国出土資料研究』第五号、二〇〇一年）、池田雄一編『奏讞書—中国古代の裁判記録一』（刀水書房、二〇〇二年十一月）を参照。
- (22) この裁判は夷道で行われたのに「它は縣の論あり」とあるのは不可解である。道に関わりのない他の案例でも同じ語句がみられるので、あるいは単なる常套句であるかも知れない（池田雄一編前掲書、三七頁）。
- (23) 中村威也「中国古代西南地域の異民族—特に後漢巴郡における「民」と「夷」について—」（『中国史学』第十号、二〇〇〇年）。
- (24) 中国における巴史研究の動向を総合的に紹介したものとして、岡田宏二「古代巴史研究序説」（『東洋研究』第一五〇号、二〇〇三年）が有益である。
- (25) 大川裕子「古代巴の歴史—巴人の分布に関する一考察」（『史艸』三九号、一九九八年）。
- (26) 童恩正前掲書『古代的巴蜀』（四川人民出版社、一九七九年四月）一一～一五頁。
- (27) 種部いく子「古代の巴と蜀—秦による巴・蜀統治を中心として—」（『学習院史学』第三号、一九六六年）。
- (28) 金秉駿『中国古代地域文化と郡県支配—四川地域の巴蜀文化と中心—』（一潮閣、一九九七年三月）一七二～一八七頁。なお本書の翻訳については、東京都立大学大学院生吳吉煥氏のご協力を頂いた。厚くお礼を申し上げる次第である。
- (29) 金秉駿前掲書『中国古代地域文化と郡県支配』二七九～三〇〇頁。
- (30) 久村 因「秦の「道」について」（中国古代史研究会編『中国古代史研究』第一所収、吉川弘文館、一九六〇年十一月）。

- (31) 久村 因「古代四川に土着せる漢民族の来歴について」(『歴史学研究』第二〇四号、一九五七年)。
- (32) 工藤元男「秦の遷刑覚書」(『日本秦漢史学会会報』第六号、二〇〇五年十一月)。
- (33) 四川省博物館・青川県文化館「青川県出土秦更修田律木牘—四川青川県戦国墓発掘簡報」(『文物』一九八二年第一期) 一頁。
- (34) 榮経古墓発掘小組「四川榮経古城坪秦漢墓葬」(『文物参考資料』第四輯、文物出版社、一九八一年)。
- (35) 周爾太「成都秦人墓群又有新發現」(『成都文物』一九九二年第三期)。
- (36) 四川省博物館・青川県文化館前掲論文「青川県出土秦更修田律木牘」。
- (37) 李昭和氏は、背面の紀日法が天干・地支でバラバラに記され、それが『易』等にみられるところから、四年十二月に“除道”しない日がこの八日で、残りの日はみな除道する日であることを示したものと推測している(「青川出土木牘文字簡考」(『文物』一九八二年第一期)。なお、于豪亮氏は背面の紀年を「四年」ではなく「九年」に訛文している(「訛青川秦墓木牘」同上)。
- (38) 高大倫「張家山漢簡《田律》与青川秦木牘《為田律》比較研究」張顕成主編『簡帛語言文字研究』第1輯、巴蜀書社、二〇〇二年十一月)。
- (39) 渡辺信一郎「阡陌制論」(同氏著『中国古代社会論』所収、六九~七〇頁、青木書店、一九八六年九月)。ただし渡辺氏は冒頭の「更脩爲田律」を「更に田律を脩爲せしむ」と読んでいる。
- (40) 藤田勝久「中国古代史における秦、巴蜀、楚—長江流域の出土資料と地域文化—」(『長江流域文化研究所年報』第二号、早稲田大学長江流域文化研究所、二〇〇三年十月)。
- (41) 李学勤「青川郝家坪木牘研究」(『李学勤集』所収、黒竜江教育出版社、一九八九年) 二七四~二八三頁。
- (42) 高大倫前掲論文「張家山漢簡《田律》与青川秦木牘《為田律》比較研究」三七九頁。
- (43) 胡平生「青川秦墓木牘“為田律”所反映的田畝制度」(『文史』第一九輯、一九八三年)。
- (44) 工藤元男・水間大輔・森和「早稲田大学長江流域文化研究所二〇〇五年度夏期海外調査報告—蜀地における秦人墓の調査を中心に—」((『長江流域文化研究所年報』第四号、二〇〇五年)。
- (45) 藤田勝久前掲論文「中国古代史における秦、巴蜀、楚」。
- (46) 四川省測繪局編成『四川省地図集』(成都地図出版社、二〇〇一年四月) 一四五頁。
- (47) 白馬チベット族の日中共同調査に関しては、盧丁・工藤元男主編『中国四川西部人文歴史文化総合研究』第一篇「田野調査報告」(四川大学出版社、二〇〇三年一月) を参照されたい。
- (48) 先に私は属邦の実態について「秦は異民族の領地を経略すると、その地に郡を開置して統治したが、しかしそれをいわゆる内郡とは区別し、法制的には臣邦(属邦)として位置づけたと思われる」としたが(工藤元男「秦の領土拡大と国際秩序の形成」再論—いわゆる“秦化”をめぐって—)、『長江流域文化研究所年報』第二号、早稲田大学長江流域文化研究所、二〇〇三年十月)、如上の議論をへて、このようにその内容をやや改める。
- (49) 『古今図書集成』卷六三八『雅州古迹考』引の『州志』にも同様の文がみえる。
- (50) 陳新会『史諱挙例』(文史哲出版社、一九八七年一月) 一三一頁。
- (51) 四川省文物管会・雅安地区文化館・榮経県文化館「四川榮経曾家溝戦国墓群第一、二次発掘」(『考古』一九八四年第一二期)、四川省文物管理委員会・榮経県文化館「四川榮経曾家溝二一号墓清理簡報」(『文物』一九八九年第五期)。
- (52) 工藤元男前掲論文「「秦の領土拡大と国際秩序の形成」再論」図二。
- (53) 栗原朋信「文献にあらわれたる秦漢璽印の研究」(同氏著『秦漢史の研究』所収、吉川弘文館、一

九六〇年五月)。

(54) 羅二虎前掲書、一六八頁。

〔附記〕写真は二〇〇五年度八月の日中共同調査によるものである。調査にあたってお世話になった四川大学芸術学院副教授・盧丁先生に厚くお礼を申し上げる次第である。

原載、21世紀COEアジア地域文化エンハンシング研究センター編『地域文化学の構築』所収、雄山閣、2006年3月)